

資料編

資料編 目次

1. 総則	
1-1 栃木市防災会議条例	1
1-2 栃木市防災会議条例施行規則	1
1-3 栃木市防災会議委員名簿	3
1-4 防災関係機関一覧	4
1-5 栃木市防災対策推進委員会規程	7
2. 災害履歴	
2-1 災害履歴(風水害の発生状況)	9
3. 災害想定	
3-1 洪水浸水想定区域図(河川別)	13
3-2 浸水リスク想定図(河川別)	20
3-3 災害危険箇所数一覧	24
3-4 山地災害危険地区一覧	24
3-5 土砂災害警戒区域一覧	26
3-6 地震被害想定結果(旧栃木市・旧岩舟町別)	37
4. 要配慮者	
4-1 栃木市地域支え合い活動推進条例	38
4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	40
4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所	41
5. 物資・資機材	
5-1 現物備蓄の状況	43
5-2 防災備蓄倉庫	43
6. 砂防・治山	
6-1 地すべり防止区域一覧	43
6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧	43
6-3 砂防指定地一覧	44
7. 消防	
7-1 栃木市消防本部通信系統図	45
7-2 消防施設・設備の状況	45
7-3 救助用資機材保有状況	48
8. 危険物	
8-1 危険物規制対象数	48
8-2 地域別危険物施設数	49
8-3 毒物劇物製造(販売)業等の登録状況	49
9. 孤立	
9-1 孤立可能性地区・飛び地的地区一覧	49
10. 活動体制	
10-1 栃木市災害対策本部条例	50
10-2 栃木市災害対策本部に関する規程	50
10-3 本部職員の標識	51
11. 情報通信	
11-1 警報・注意報発表基準一覧	52
11-2 防災無線	53
11-3 IP 無線	55
11-4 栃木県火災・災害時即報要領	55

11-5 即報基準	62
12. 二次災害	
12-1 栃木市被災宅地危険度判定実施要綱	63
13. 救助法	
13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	64
14. 避難	
14-1 指定緊急避難場所等一覧	68
14-2 浸水時の避難場所	70
14-3 一時避難場所一覧	71
15. 医療救護	
15-1 主な医療機関の収容能力	72
15-2 市内の医療機関一覧	72
16. 緊急輸送	
16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧	76
16-2 緊急通行車両事前届出書	78
17. 水・食料	
17-1 栃木市災害時協力井戸登録制度実施要綱	79
17-2 災害時協力井戸一覧	80
18. 文教	
18-1 栃木市指定文化財一覧	81
19. インフラ施設	
19-1 水道事業浄水施設	86
19-2 下水道施設	86
20. 生活再建	
20-1 栃木県の主な金融支援制度	88
20-2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例	93
20-3 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	94
20-4 栃木市災害見舞金条例	97
20-5 栃木市災害見舞金条例施行規則	97
20-6 栃木市被災者生活再建支援金支給要綱	99
20-7 栃木市被災者住宅復旧支援条例	101
20-8 栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則	101
20-9 栃木市住宅再建等利子補給金交付要綱	103
21. 復旧	
21-1 激甚災害指定基準	105
22. 大規模事故	
22-1 市内の主な火災一覧	107
23. 原子力	
23-1 定点測定施設及び実施内容	108
23-2 放射性物質検査状況	108
23-3 E A L（緊急事態区分及び緊急時活動レベル）	108
23-4 O I L（運用上の介入レベル）	109
23-5 原子力災害用語	110
24. その他	
24-1 国・県等の災害支援ユニット	112

1-1 栃木市防災会議条例

平成22年3月29日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、栃木市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栃木市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 栃木県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 栃木県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 教育委員会教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 女性団体の会員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 高齢者団体の会員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 障がい者団体の会員のうちから市長が委嘱する者
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- (12) 公募による者
- (13) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (14) その他市長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第8号から第12号まで及び第14号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、栃木県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議に必要な事項は、規則で定める。

[中略]

附 則（平成24年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 栃木市防災会議条例施行規則

平成22年3月29日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市防災会議条例（平成22年栃木市条例第23号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、栃木市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定により会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所及び議題を告知して行う。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは、開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第6条 市の地域に係る災害の発生により、市長が災害対策本部を設置する必要を認めた場合において防災会議の意見を聴く時間的余裕がないときは、会長が当該災害対策本部の設置等について専決することができる。

2 前項の規定により災害対策本部を設置したときは、会長は、速やかにこれを防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務に参画する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

2 前項の事務に従事させるため、防災会議に書記を置き、市長がこれを任命する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他の防災会議が行う公表等は、栃木市公告式条例（平成22年栃木市条例第3号）の例による。

[中略]

附 則（令和3年規則第13号）抄

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

1-3 栃木市防災会議委員名簿

(危機管理課、令和4年3月31日現在)

(1) 会長 栃木市長

(2) 委員 次表のとおり

(任期：令和2年12月1日～令和4年11月30日)

No.	防災会議条例 第3条第5項	区分	機関名等	役 職
1	第1号	指定地方行政機関	関東農政局栃木県拠点	地方参事官
2	第1号	指定地方行政機関	利根川上流河川事務所	所長
3	第1号	指定地方行政機関	渡良瀬川河川事務所	所長
4	第2号	陸上自衛隊	陸上自衛隊第12特科隊	第1中隊長
5	第3号	栃木県	栃木土木事務所	参事兼所長
6	第3号	栃木県	県南健康福祉センター	所長
7	第3号	栃木県	下都賀農業振興事務所	参事兼所長
8	第4号	警察署	栃木警察署	署長
9	第5号	教育委員会	栃木市教育委員会	教育長
10	第6号	消防本部	栃木市消防本部	消防長
11	第6号	消防本部	栃木市消防団	団長
12	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	安全企画室副課長
13	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社	企画総括グループチームリーダー
14	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東武鉄道株式会社新栃木駅	駅長
15	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	関東自動車株式会社佐野営業所	所長
16	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	栃木郵便局	局長
17	第7号	指定公共機関・ 指定地方公共機関	東日本電信電話株式会社栃木支店	支店長
18	第8号	女性団体	栃木市女性団体連絡協議会	会計
19	第8号	女性団体	栃木市婦人防火クラブ	副会長
20	第9号	高齢者団体	とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会	会長
21	第10号	障がい者団体	栃木市身体障害者福祉会連合会	副会長
22	第11号	自主防災組織	馬宿東自治会防災委員会	委員長
23	第12号	公募委員	公募	
24	第12号	公募委員	公募	
25	第12号	公募委員	公募	
26	第13号	市職員	栃木市	副市長
27	第13号	市職員	栃木市	総合政策部長
28	第13号	市職員	栃木市	危機管理監
29	第13号	市職員	栃木市	経営管理部長
30	第13号	市職員	栃木市	地域振興部長
31	第13号	市職員	栃木市	生活環境部長
32	第13号	市職員	栃木市	保健福祉部長
33	第13号	市職員	栃木市	産業振興部長
34	第13号	市職員	栃木市	都市建設部長
35	第13号	市職員	栃木市	都市建設部技監
36	第13号	市職員	栃木市	上下水道局長
37	第13号	市職員	栃木市	教育次長
38	第14号	その他	ケーブルテレビ株式会社	代表取締役社長
39	第14号	その他	下都賀郡医師会	会長
40	第14号	その他	栃木市社会福祉協議会	常務理事
41	第14号	その他	栃木市自治会連合会	理事
42	第14号	その他	特定非営利活動法人ハイジ	理事

1-4 防災関係機関一覧

(危機管理課、令和4年1月現在)

(1) 市、消防機関

機 関 名	所 在 地
栃木市役所 本庁	栃木市万町 9-25
〃 大平総合支所	栃木市大平町富田 558
〃 藤岡総合支所	栃木市藤岡町藤岡 1022-5
〃 都賀総合支所	栃木市都賀町家中 5982-1
〃 西方総合支所	栃木市西方町本城 1
〃 岩舟総合支所	栃木市岩舟町静 5133-1
栃木市消防本部	栃木市平柳町 1-34-5
栃木市消防署	栃木市平柳町 1-34-5
〃 大平分署	栃木市大平町蔵井 2001-2
〃 藤岡分署	栃木市藤岡町藤岡 81-2
〃 都賀分署	栃木市都賀町大柿 1529-1
〃 西方分署	栃木市西方町金井 293
〃 岩舟分署	栃木市岩舟町静 5133-1
栃木市消防団	栃木市平柳町 1-34-5

(2) 県、警察

機 関 名	所 在 地
県民生活部危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20
県民生活部消防防災課	宇都宮市塙田 1-1-20
県土整備部河川課	宇都宮市塙田 1-1-20
栃木土木事務所	栃木市神田町 6-6
県南環境森林事務所	佐野市堀米町 607
小山環境管理事務所	小山市犬塚 3-1-1
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1
栃木県税事務所	栃木市神田町 6-6
栃木警察署	栃木市箱森町 40-14
〃 栃木駅前交番	栃木市河合町 1-1
〃 万町交番	栃木市万町 16-10
〃 大宮町駐在所	栃木市大宮町 1659-1
〃 皆川城内駐在所	栃木市皆川城内町 741-7
〃 寺尾駐在所	栃木市梅沢町 1149
〃 尻内町駐在所	栃木市尻内町 376-1
〃 吹上町駐在所	栃木市吹上町 419
〃 惣社町駐在所	栃木市惣社町 559-3
〃 田村町駐在所	栃木市田村町 611-1
〃 大平交番	栃木市大平町富田 5-6
〃 大柿駐在所	栃木市都賀町大柿 1528-1
〃 平川駐在所	栃木市都賀町平川 476-1
〃 家中駐在所	栃木市都賀町家中 5857-3
〃 藤岡交番	栃木市藤岡町藤岡 81-1
〃 赤麻駐在所	栃木市藤岡町赤麻 1722-5
〃 部屋駐在所	栃木市藤岡町蛭沼 1229-5
〃 みかも駐在所	栃木市藤岡町甲 278-4
〃 金崎駐在所	栃木市西方町金崎 177-8
〃 真名子駐在所	栃木市西方町真名子 513-1
〃 和泉駐在所	栃木市岩舟町和泉 1425-7
〃 小野寺駐在所	栃木市岩舟町小野寺 2130-1
〃 静駐在所	栃木市岩舟町静 1393-3
〃 下津原駐在所	栃木市岩舟町下津原 447-1

(3) 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地
関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東財務局 宇都宮財務事務所	宇都宮市桜 3-1-10
関東信越厚生局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東農政局 栃木県拠点	宇都宮市中央 2-1-16
関東森林管理局 日光森林管理署	日光市土沢 1473-1
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東運輸局 栃木運輸支局	宇都宮市八千代 1-14-8
東京管区气象台 宇都宮地方气象台	宇都宮市明保野町 1-4
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1
栃木労働基準監督署	栃木市沼和田町 20-24
栃木公共職業安定所	栃木市河合町 1-29 栃木地方合同庁舎
関東地方整備局利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1
関東地方整備局渡良瀬川河川事務所	足利市田中町 661-3
〃 佐野河川出張所	佐野市堀米町 3971-10
関東地方整備局宇都宮国道事務所	宇都宮市平松町 504
〃 小山出張所	小山市乙女 1433-2
東京航空局 東京空港整備事務所	東京都大田区羽田空港 3-3-1
関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
国土地理院 関東地方測量部	東京都千代田区九段南 1-2-15 九段第二合同庁舎

(4) 自衛隊

機 関 名	所 在 地
陸上自衛隊第 12 特科隊	宇都宮市茂原 1-5-45

(5) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地
日本郵便(株) 栃木郵便局	栃木市平柳町 1-20-1
日本赤十字社 栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6 栃木福祉プラザ内
日本放送協会 宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2
東日本高速道路(株) 宇都宮管理事務所	鹿沼市茂呂 24-2
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	群馬県高崎市栄町 6-26
東日本旅客鉄道(株) 栃木駅	栃木市沼和田町 1-1
東日本旅客鉄道(株) 大平下駅	栃木市大平町富田 1806
東日本旅客鉄道(株) 岩舟駅	栃木市岩舟町静 71
東日本電信電話(株) 栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27
東京ガス(株) 宇都宮支社	宇都宮市東宿郷 4-2-16
日本通運(株) 宇都宮支店	宇都宮市大通り 4-1-18
東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	小山市駅東通り 2-23-25
KDD I (株) 小山ネットワークセンター	小山市神鳥谷 1828
(株) ドコモ C S 栃木支店	宇都宮市大通り 2-4-3 フージャース宇都宮ビル

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地
東武鉄道(株) 藤岡駅	栃木市藤岡町藤岡 5078-2
〃 静和駅	栃木市岩舟町静和 2143
〃 新大平下駅	栃木市大平町富田 571-2
〃 栃木駅	栃木市沼和田町 1-35
〃 新栃木駅	栃木市平柳町 1-8-18
〃 合戦場駅	栃木市都賀町合戦場 513
〃 家中駅	栃木市都賀町家中 5897-9
〃 東武金崎駅	栃木市西方町金崎 243-2
〃 野州平川駅	栃木市大宮町 229-19
〃 野州大塚駅	栃木市大塚町 1258-10
関東自動車(株) 佐野営業所	佐野市富岡町 1643
栃木ガス(株)	栃木市城内町 2-2-23
(一社) 栃木県 L P ガス協会	宇都宮市東今泉 2-1-21
(株) 栃木放送	宇都宮市本町 12-11

機 関 名	所 在 地
(株)エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1
(株)とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2
栃木県道路公社	日光市木和田島 2096-1 大沢インター内
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代 1-5-12
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代 1-4-12
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代 1-4-12
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢 2-2-5
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑 5-1-5
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森
(公社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町 4-7
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和 1-3-10 栃木県庁舎西別館
(一社)栃木県建設業協会	宇都宮市築瀬町 1958-1

(7) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地
下野農業協同組合	栃木市片柳町 2-1-44
上都賀農業協同組合	鹿沼市鳥居跡町 983-1
みかも森林組合	佐野市戸室町 685-1
栃木商工会議所	栃木市片柳町 2-1-46
大平町商工会	栃木市大平町蔵井 2007-10
藤岡町商工会	栃木市藤岡町藤岡 1361
都賀町商工会	栃木市都賀町原宿 536
西方商工会	栃木市西方町元 348-4
岩舟町商工会	栃木市岩舟町静 5133-1
下都賀郡市医師会	栃木市境町 27-21
上都賀郡市医師会	鹿沼市千手町 2506-8
栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町 2-1-40 (栃木市栃木保健福祉センター内)
ケーブルテレビ (株)	栃木市樋ノ口町 43-5

1-5 栃木市防災対策推進委員会規程

平成22年3月29日訓令第13号

(設置)

第1条 本市の防災対策の充実強化とその円滑な推進を図るため、栃木市防災対策推進委員会（以下「防災対策推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 防災対策推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域防災計画の作成に関すること。
- (2) 水防計画の作成に関すること。
- (3) 災害予防対策に関する具体策に関すること。
- (4) 災害応急対策に関する具体策に関すること。
- (5) 災害復旧対策に関する具体策に関すること。
- (6) 他地域の災害救援対策に関する具体策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の調査研究に関すること。

(組織)

第3条 防災対策推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は危機管理監をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 防災対策推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(防災対策実施推進委員会)

第6条 防災対策推進委員会に、下部組織として防災対策実施推進委員会（以下「実施推進委員会」という。）を置く。

2 実施推進委員会は、防災対策推進委員会の指示に基づき、防災計画及び防災対策に関する調査、検討、立案等を行う。

3 実施推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は危機管理監を、副委員長は危機管理課長をもって充てる。

5 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 実施推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(防災対策実施推進部会)

第7条 防災対策推進委員会に、実施推進委員会の調査、検討及び立案を補佐するため、防災対策実施推進部会（以下「実施推進部会」という。）を置く。

2 実施推進部会は、部会長及び部員をもって組織する。

3 部会長は、危機管理課長をもって充てる。

4 部員は、防災対策推進委員長が指名する者をもって充てる。

5 実施推進部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 防災対策推進委員会の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

〔中略〕

附 則(令和3年訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長
経営管理部長
地域振興部長
生活環境部長
保健福祉部長
こども未来部長
産業振興部長
都市建設部長
会計管理者
議会事務局長
上下水道局長

消防長
教育次長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長

別表第2（第6条関係）

総合政策部総合政策課長
経営管理部総務課長
地域振興部地域政策課長
地域振興部大平地域づくり推進課長
地域振興部藤岡地域づくり推進課長
地域振興部都賀地域づくり推進課長
地域振興部西方地域づくり推進課長
地域振興部岩舟地域づくり推進課長
生活環境部市民生活課長
保健福祉部福祉総務課長
こども未来部子育て支援課長
産業振興部商工振興課長
都市建設部道路河川整備課長
会計課長
議会事務局議事課長
上下水道局上下水道総務課長
消防本部消防総務課長
教育委員会事務局教育総務課長
監査委員事務局次長
農業委員会事務局次長

2-1 災害履歴(風水害の発生状況)

(危機管理課、令和4年1月現在)

発生年月日	原因	概 要	雨量等
昭和22年9月14日 ～15日	台風	カスリーン台風により、巴波川、渡良瀬川、新川等が決壊し、流出家屋、床上・床下浸水、死者、田畑被害等を受ける。明治以降では栃木県最大の被害。	
昭和23年9月15日 ～17日	台風	アイオン台風により、巴波川等が決壊し、大洪水となる。	
昭和24年8月30日 ～9月1日	台風	キティ台風により、渡良瀬川、巴波川等がはん濫し、床上・床下浸水の被害を受ける。	
昭和41年6月28日	台風	台風4号。床上・床下浸水、田畑被害、土砂崩れ、橋梁流出、堤防決壊等の被害を受ける。	
昭和46年8月31日 ～9月1日	台風	台風23号による強風雨。田畑の冠水、浸水、床下浸水、橋梁、河川の破損等の被害を受ける。	
昭和47年9月16日 ～17日	台風	台風20号による河川の決壊、田畑の冠水、橋梁破損、がけ崩れ等の被害を受ける。	
昭和50年5月6日 ～7月17日	降ひょう	5月6.20.27.29日 6月3.9.27日 7月17日 水稻被害を受ける。	
昭和51年5月26日 ～7月19日	豪雨と 台風	那須・塩原両郡市を除く県下各地で床上・床下浸水、田畑被害等を受ける。	栃木市雨量 130 mm
昭和51年9月8日 ～14日	台風	台風17号による強風雨。	
昭和51年5月6日 ～7月18日	降ひょう	県下全域。	
昭和51年7月～9月	異常低温	県下全域。	
昭和52年6月～7月	降ひょう	県下全域。	
昭和52年6月6日 ～7月17日	豪雨	県下全域において、床上・床下浸水、非住家被害、道路、河川、農業施設の破損等の被害を受ける。	栃木市雨量 100 mm
昭和52年8月13日 ～19日	豪雨	県下全域において、床下浸水、非住家被害、道路、橋梁、農業施設の破損等の被害を受ける。	
昭和55年7月～9月	冷害	県下全域で異常低温による冷害。	
昭和56年7月	豪雨	河川練積ブロック倒伏等の被害を受ける。	
昭和56年8月22日 ～23日	台風	台風15号により、小豆、ソバ等の農作物被害を受ける。	
昭和57年8月1日 ～3日	台風	台風10号により、床下浸水や道路冠水、農作物被害等を受ける。	
昭和57年9月12日 ～13日	台風	台風18号により、床上・床下浸水や道路冠水、農作物被害、橋梁流出等の被害を受ける。	
昭和60年6月24日 ～6月30日	梅雨前線 豪雨及び 台風	栃木市で雨量 103 mmを記録し、住家被害や農作物被害、公共土木施設等に被害を受ける。	栃木市雨量 103 mm
昭和61年8月4日 ～8月5日	台風及びその 後の低気圧に よる大雨	大雨により道路破損やがけ崩れ等の被害を受ける。	栃木市雨量 4日：140 mm 5日：33 mm
昭和63年8月10日 ～12日	豪雨	集中豪雨により、道路の冠水や破損、橋梁沈下、河川はん濫等の被害を受ける。	栃木市雨量 11日：85 mm 12日：78 mm
平成2年8月10日	台風	台風11号により、道路の冠水や破損、土砂崩れ、床下浸水等の被害を受ける。	
平成10年8月26日 ～31日	台風	台風4号により、床下浸水の住家被害等を受ける。	
平成10年9月16日	台風	台風5号により、永野川、思川等の洗掘、越水や水稻・野菜被害、がけ崩れ等の被害を受ける。	
平成14年7月10日 ～11日	台風	台風6号により、永野川等の洗掘や橋梁流失、床上・床下浸水、野菜類被害、がけ・土砂崩れ、道路の損壊等の被害を受ける。	
平成17年7月2日	風害	梅雨前線による強風と大雨により、大平町でパイプハウス2棟が破損する被害を受ける。	

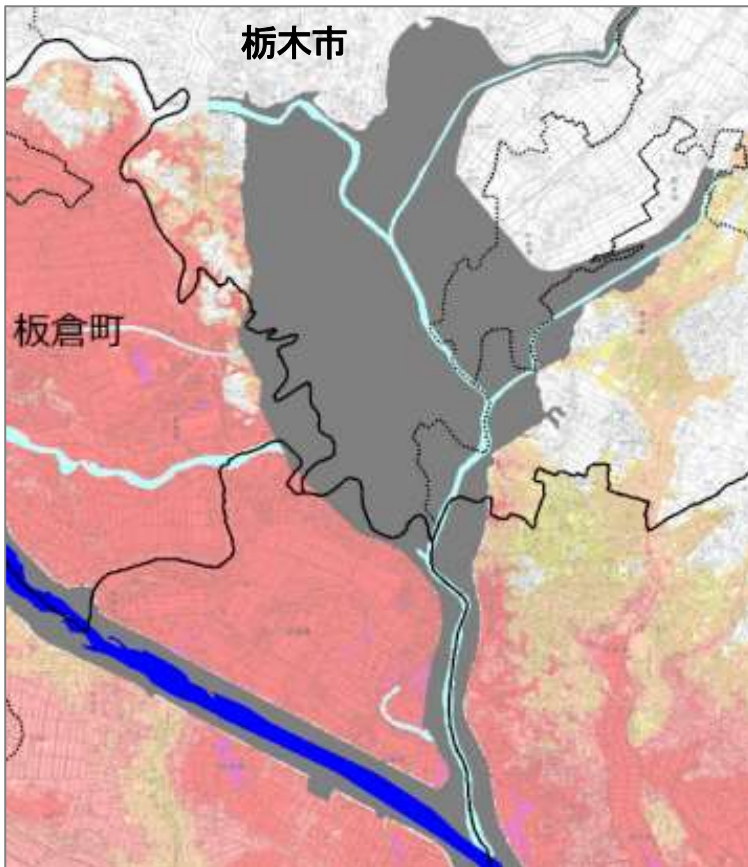
発生年月日	原因	概 要	雨量等
平成 18 年 6 月 16 日	大雨	梅雨前線上の低気圧の通過に伴い大雨となり、西方町の東北自動車道都賀西方PA付近で土砂崩れが発生し、軽傷者 2 人の人的被害も受ける。	
平成 19 年 8 月 5 日	大雨	雷を伴う激しい雨により、栃木市内で床下浸水や停電の被害を受ける。	
平成 20 年 8 月 14 日	強風害	日本海の低気圧や前線に向かって湿った空気が流れ込んだため、県内の所々で雷を伴った激しい雨が降り、都賀町の一部で突風（現象不明）が発生した。 住家被害：一部損壊 2 棟 非住家被害等：屋根飛散 2 棟	
平成 20 年 8 月 28 日 ～29 日	大雨	大雨のため、西方町で土石流 1 か所が発生した。	
平成 23 年 3 月 4 日	強風害	冬型の気圧配置が続き、強い寒気が上空に流れ込み、西方町で強風によるパイプハウス 7 棟が損壊した。	
平成 23 年 4 月 4 日	強風害	突風による公民館の屋根瓦が約 40 枚はがれたほか、窓ガラスの損傷、駐車中の車両が 3 台損傷した。	
平成 23 年 7 月 10 日	落雷害	栃木市内で落雷による立木焼失 10 本、下草等焼失の被害を受ける。	
平成 23 年 9 月 4 日	強風害	台風 12 号の影響により大気の状態が不安定となっており、栃木市内で突風による住家破損 3 棟、倒木、仮設物破損の被害を受ける。	
平成 23 年 7 月 19 日 ～20 日	台風	台風 6 号により大雨となり、日降水量の 7 月の極値を更新した。また、土砂災害警戒情報が発令された。	栃木市雨量 19 日：170 mm
平成 23 年 9 月 21 日	台風	台風 15 号により大雨となり、栃木市内で床上浸水 3 棟、床下浸水 19 棟、道路冠水 4 か所の被害のほか、道路 1 か所が通行止めとなった。	
平成 24 年 7 月 17 日	強風害	市内の大塚町、国府町及び都賀町木等で突風が発生し、住家等の屋根瓦のめくれ及び倒木等の被害が発生した。 住家被害：一部損壊 27 棟 店舗等：一部損壊 2 件 農業施設：パイプハウス（大破 5 棟）	
平成 25 年 6 月 22 日	強風害	市内の藤田町、今泉町及び宮田町で突風が発生し、住家等の屋根瓦のめくれ等の被害が発生した。 住家被害：一部損壊 6 棟	
平成 25 年 10 月 15 日 ～16 日	台風	台風 26 号による強風で被害が発生した。 住家被害：一部損壊 8 棟 市有施設被害：部屋保育園の屋根破損等 9 件 農業施設：パイプハウス （全壊 1 棟、大破 10 棟、中破 37 棟、小破 24 棟）	
平成 27 年 9 月 9 日 ～10 日	台風	台風 18 号により記録的な大雨となり、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生した。 人的被害：死者 1 人、負傷者 1 人 住家被害：全壊 3 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 75 棟等	栃木市雨量 9 日：299mm 10 日：89.5mm
平成 28 年 1 月 18 日	降雪 強風	降雪、強風に伴い、市内に被害が発生した。 市有施設被害：藤岡第一中学校窓ガラス破損他 1 件 農業施設：ビニールハウス （全壊 2 棟、ビニール破損 7 棟） 作物被害：にら（0.01 t）	
平成 28 年 4 月 17 日	強風	強風に伴い、市内に被害が発生した。 人的被害：負傷者 1 人 住家被害：一部損壊 2 棟 市有施設被害：聖地公園事務所窓ガラス破損他 3 件 農業施設：ビニールハウス（ビニール破損 1 棟）	瞬間最大風速 21.0m
平成 28 年 8 月 22 日	台風	台風 9 号により猛烈な雨が降り大雨となり、被害が発生した。 人的被害：死者 1 人、負傷者 1 人 農業施設：ビニールハウス（ビニール破損 10 棟） 通行止め：20 路線 市体制：8.22 8:30 災害警戒本部開設 8.23 10:30 災害警戒本部閉鎖 避難勧告等： ①避難準備情報発令（13:35） 栃木市全域の土砂災害警戒区域、山間部及び山沿いの地区【22,913 世帯 59,629 人】	

発生年月日	原因	概 要	雨量等
		②避難準備情報発令（16:25） 栃木地域の巴波川周辺地区【8,632世帯19,605人】 ③避難準備情報解除の発令（20:00） 栃木地域の巴波川周辺地区【8,632世帯19,605人】 開設避難所：11箇所（避難者11名）	
平成28年8月29日	台風	台風10号による雨により3路線が通行止めとなった。 市体制：8.30 災害警戒本部開設（同日閉鎖）	
平成28年9月7日	台風	台風13号による雨により2路線が通行止めとなった。 市体制：9.8 災害警戒本部開設 避難勧告等： ①避難準備情報発令（9/7 23:55） 栃木市全域の土砂災害警戒区域、山間部及び山沿いの53地区 【22,628世帯 58,689人】 開設避難所：8箇所（避難者0名）	
平成29年4月19日	強風	強風に伴い、市内に被害が発生した。 非住家被害：一部損壊3棟 市有施設被害：大平南第2保育園の屋根の一部破損 農業施設：ビニールハウス（ビニール破損2棟）	
平成29年8月21日	大雨	大雨により、市内に被害が発生した。 土砂崩れ等：2箇所（法面の崩落、敷地内への土砂流入）	
平成29年10月22日	台風	台風21号により大雨となり、被害が発生した。 人的被害：負傷者1人 住家被害：住家5棟（床下浸水） 非住家2棟（床上浸水1棟、床下浸水1棟） 作物被害：水稻冠水16.65ha 通行止め：16路線（国道1、市道15） 倒木被害：9路線 市有施設被害：平井町増圧ポンプ場の床上浸水により送水ポンプ2台 停止、藤岡第一中学校体育館軒部分の石膏落下 他7件 土砂崩れ等：2箇所 河川・堤防等被害：赤津川（西方町真名子）（土手の一部陥没） 市体制：10.22 20:00 災害警戒本部開設 10.23 14:30 災害警戒本部閉鎖 避難勧告等： ①避難準備・高齢者等避難開始発令（10.22 17:00） 栃木地域、大平地域、都賀地域、西方地域、岩舟地域【1,504世帯 4,041人】 ②避難勧告発令（10.23 2:05） 岩舟町小野寺【142世帯383人】 開設避難所：9箇所（避難者19名）	
平成29年10月27日	台風	台風22号による雨により3路線が通行止めとなった。	
平成30年1月22日	大雪	大雪により、県道通行止め2路線2箇所、市道通行止め4路線5箇所 人的被害：負傷者4人	
平成30年4月13日	突風	突風により屋根の一部が剥がれ飛び、信号機及び3世帯停電	
平成30年8月26日	突風	市北部を中心に強い雨と突風が発生した。 住家被害：18件 非住家被害：18件 農業被害：39棟、被害金額：40,930千円 市有施設被害：4施設	
平成30年9月4日	台風	台風21号により被害が発生した。 市体制：9.4 災害警戒本部開設 人的被害：負傷者1人 農業被害：施設24棟 避難勧告等 ①避難準備・高齢者等避難開始発令（9.4 15:55） 栃木市内全域 開設避難所：10箇所（避難者38名）	
平成30年9月30日	台風	台風24号により被害が発生した。 住家被害：27件 非住家被害：11件 農業被害：施設325棟	

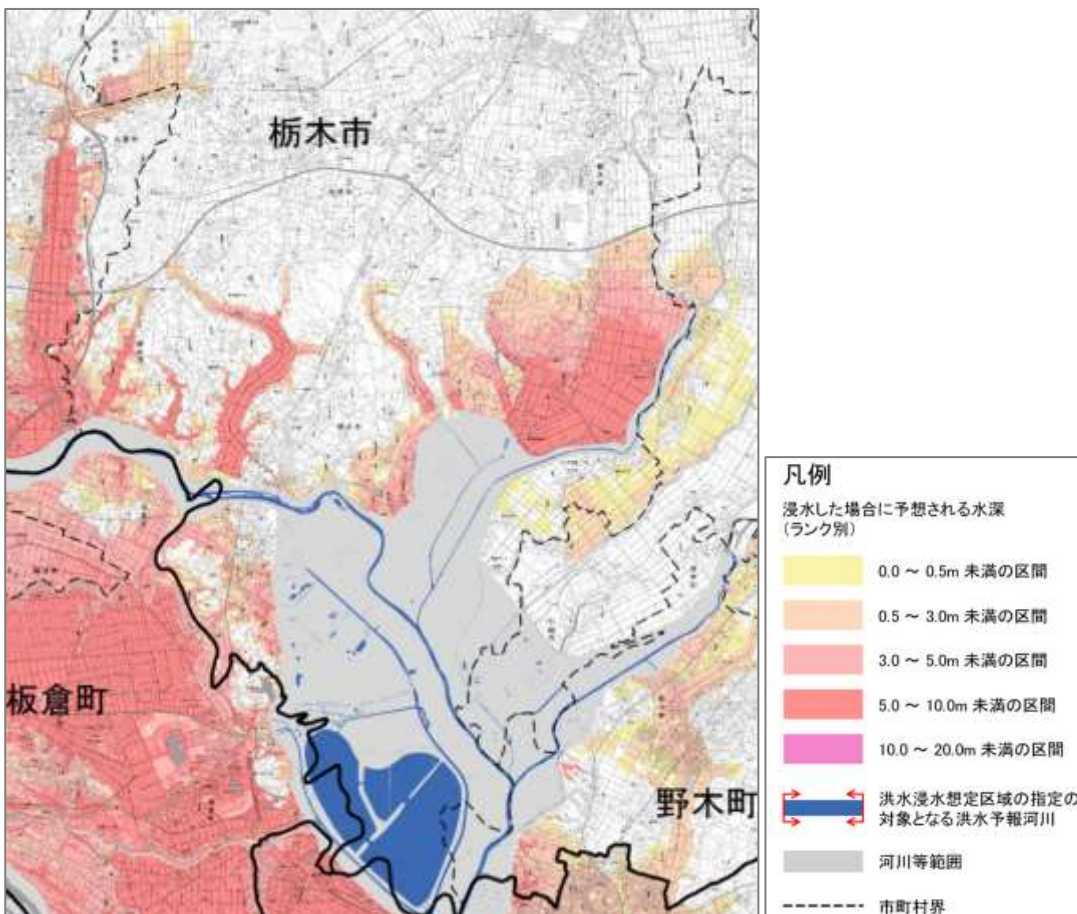
発生年月日	原因	概 要	雨量等
		市有施設：51 件 開設避難所：10 箇所（避難者 22 名）	
令和元年 7 月 24 日	大雨	市体制：7.24 災害警戒本部開設 出流地区に避難勧告発令、開設避難所：寺尾公民館	
令和元年 9 月 8 日	台風	台風 15 号により被害が発生した。 住家被害：2 件 非住家被害：2 件 農業被害：施設等 17 件 市有施設被害 7 件 開設避難所：10 箇所（避難者 21 名）	
令和元年 10 月 12 日	台風	台風 19 号 人的被害：死亡 1 名、重症 2 名 住家被害：8003 世帯 （床上浸水 3961 世帯、床下浸水 4016 世帯、土砂災害等 26 世帯） 非住家被害：1839 件 道路被害：19 箇所 通行止め：16 箇所 河川決壊：永野川 6 箇所、三杉川 1 箇所 河川破損：9 箇所 落橋：6 土砂崩れ：19 箇所 市有施設被害：41 施設（約 7 億円） 小中学校被害：9 校（1 億 2 千万円） 農業被害 農作物 149 戸、農業用施設 18 戸、農業機械 86 台（約 10 億 4 千万円） 農業用施設 603 箇所（8 億 6 千万円） 商工業被害 480 軒（72 億 7 千万円） 断水：菌部町 4 丁目、平井町、藤岡町部屋、藤岡町赤麻、藤岡町三鴨 停電：約 17,800 軒 ボランティアセンター派遣人数：延べ 8716 人 災害ゴミ：40,691 トン 仮置き場 17 箇所開設 避難所：25 箇所開設（避難者数 2273 人） 車両被害：3,047 件（被害額推計 18 億 2 千万円）	詳細は「令和元年 東日本台風（台風 第 19 号）災害対 応検証報告参照 被害推計値 合計約 200 億円
令和 2 年 4 月 13 日	強風	強風により、岩舟地内の牛舎が倒壊し、被害が発生した。 住家被害：1 件 非住家被害：11 件 農業被害：施設 57 棟 市有施設：12 件	
令和 3 年 7 月 10 日	大雨	大雨による風水害、降雹による被害が発生した。 住家被害：8 件 非住家被害：11 件 公共施設被害：12 件 市道通行止め：4 路線 停電（7/10 岩舟 190 世帯、7/11 大平 320 世帯） 倒木約 50 本 農産物・農業施設被害：約 1 億 6 千 8 百万円 （農産物：1 億 6 千万円、施設ハウス等：8 百万円）	

3-1 洪水浸水想定区域図（河川別）

(1) 利根川（利根川上流河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



(2) 渡良瀬川（渡良瀬川河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



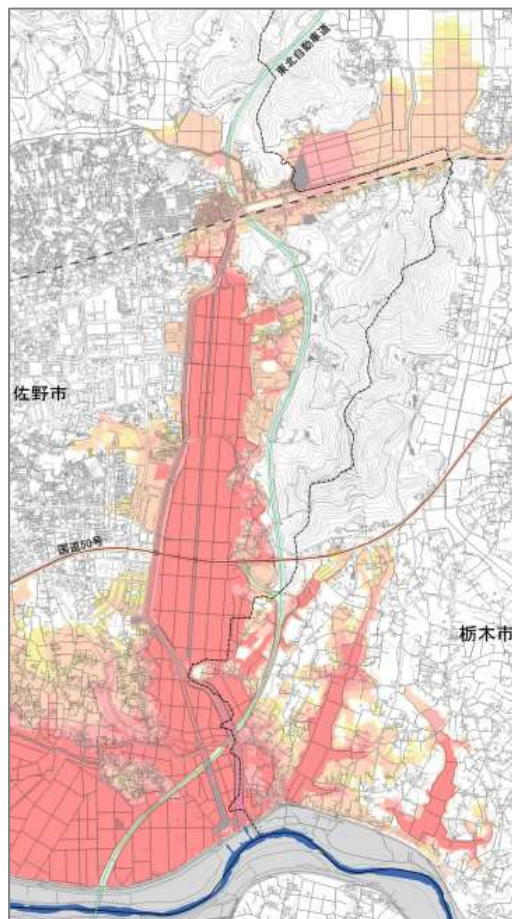
(3) 巴波川（利根川上流河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



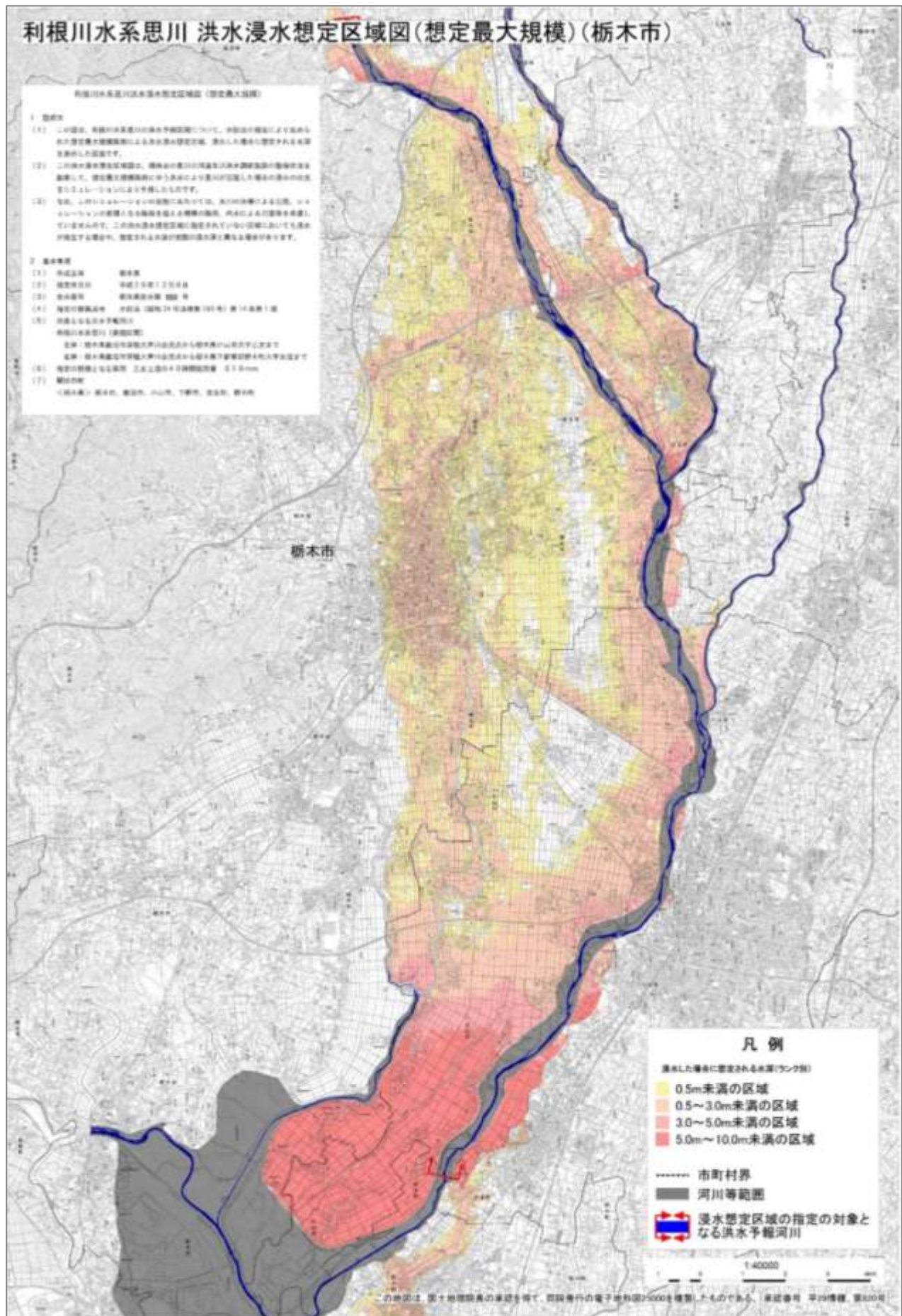
(4) 思川（利根川上流河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



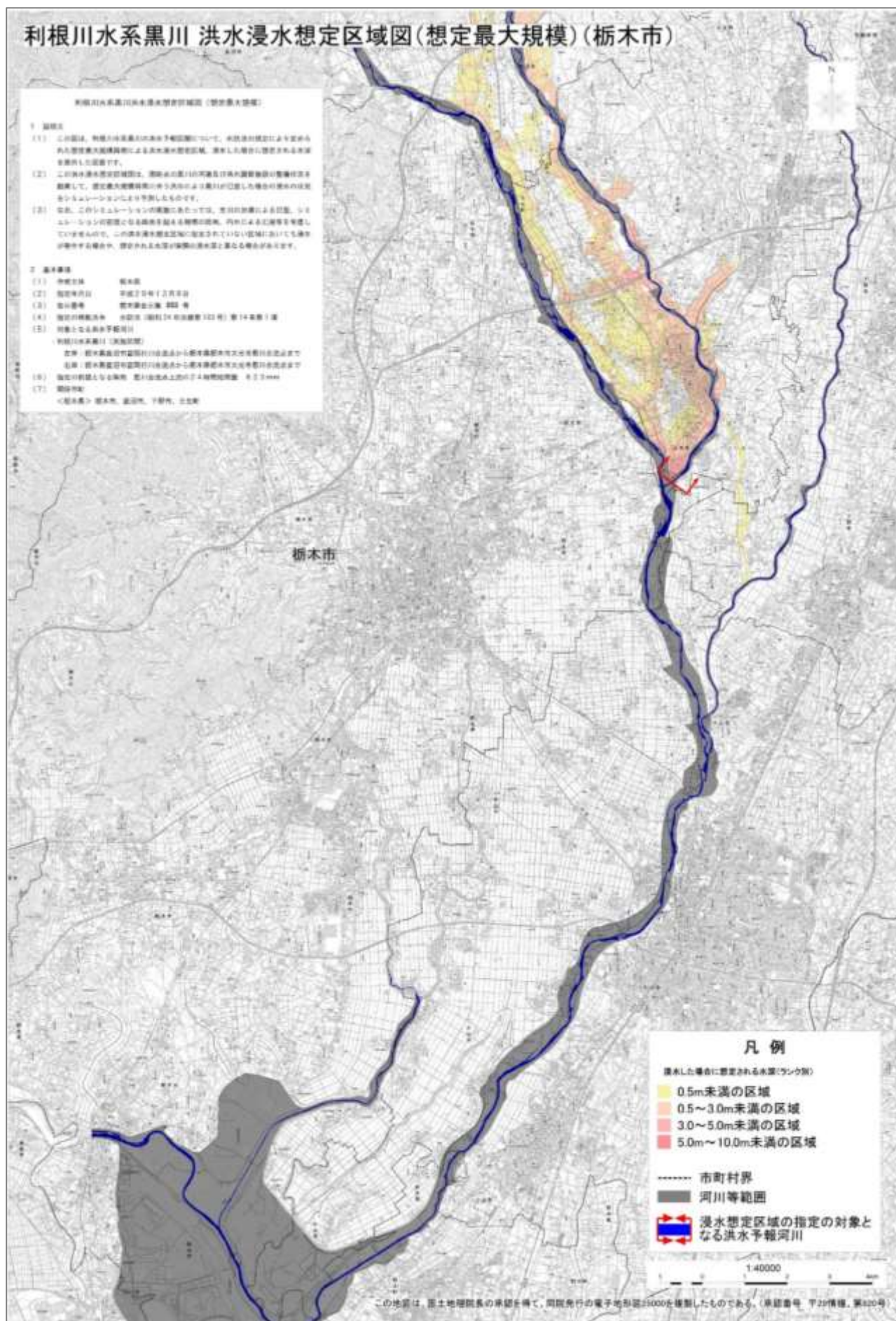
(5) 秋山川（渡良瀬川河川事務所、平成 29 年 7 月 20 日指定）



(6) 思川 (栃木県、平成29年12月8日指定)



(7) 黒川（栃木県、平成29年12月8日指定）



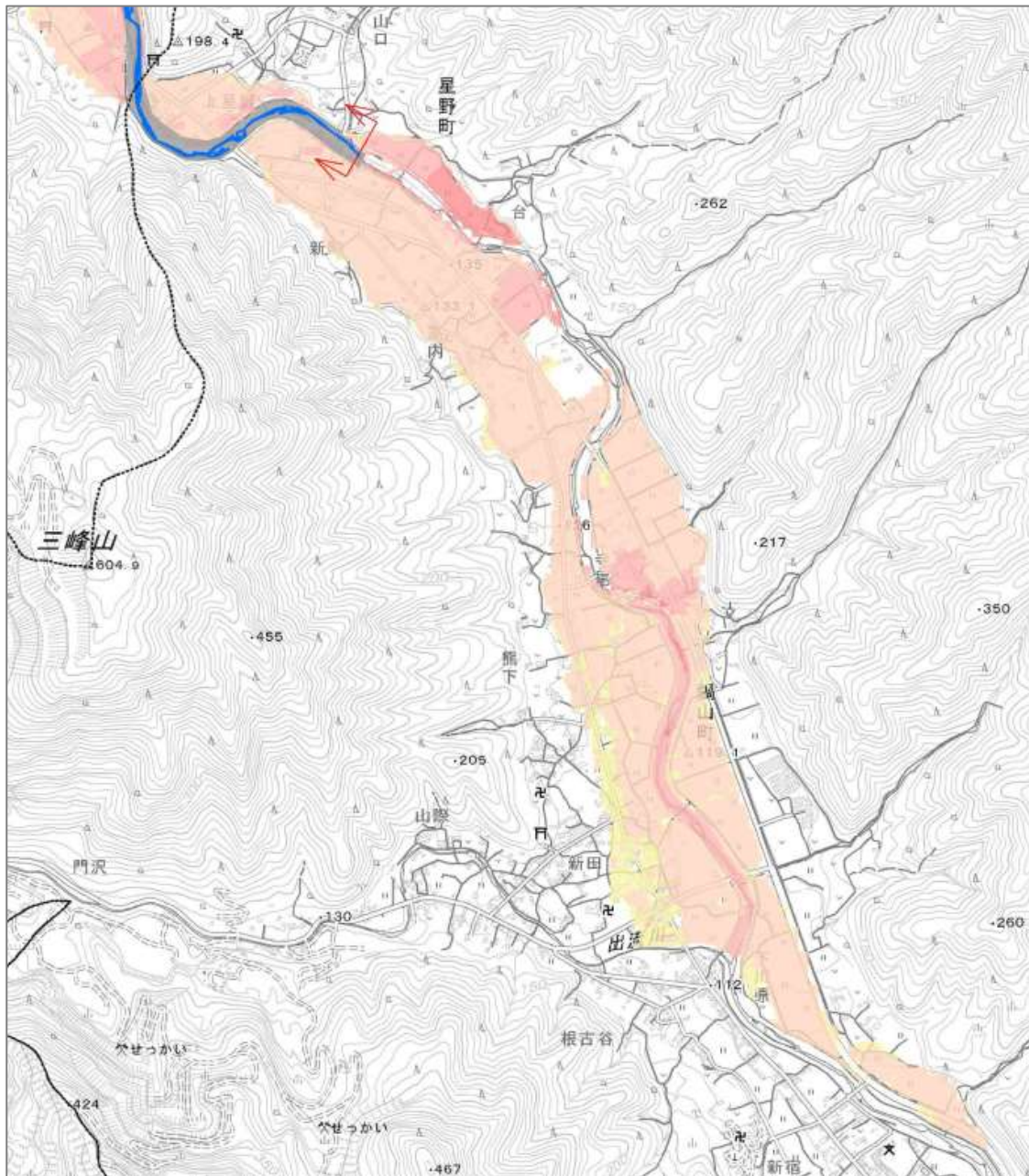
利根川水系巴波川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(栃木市)

[illegible]

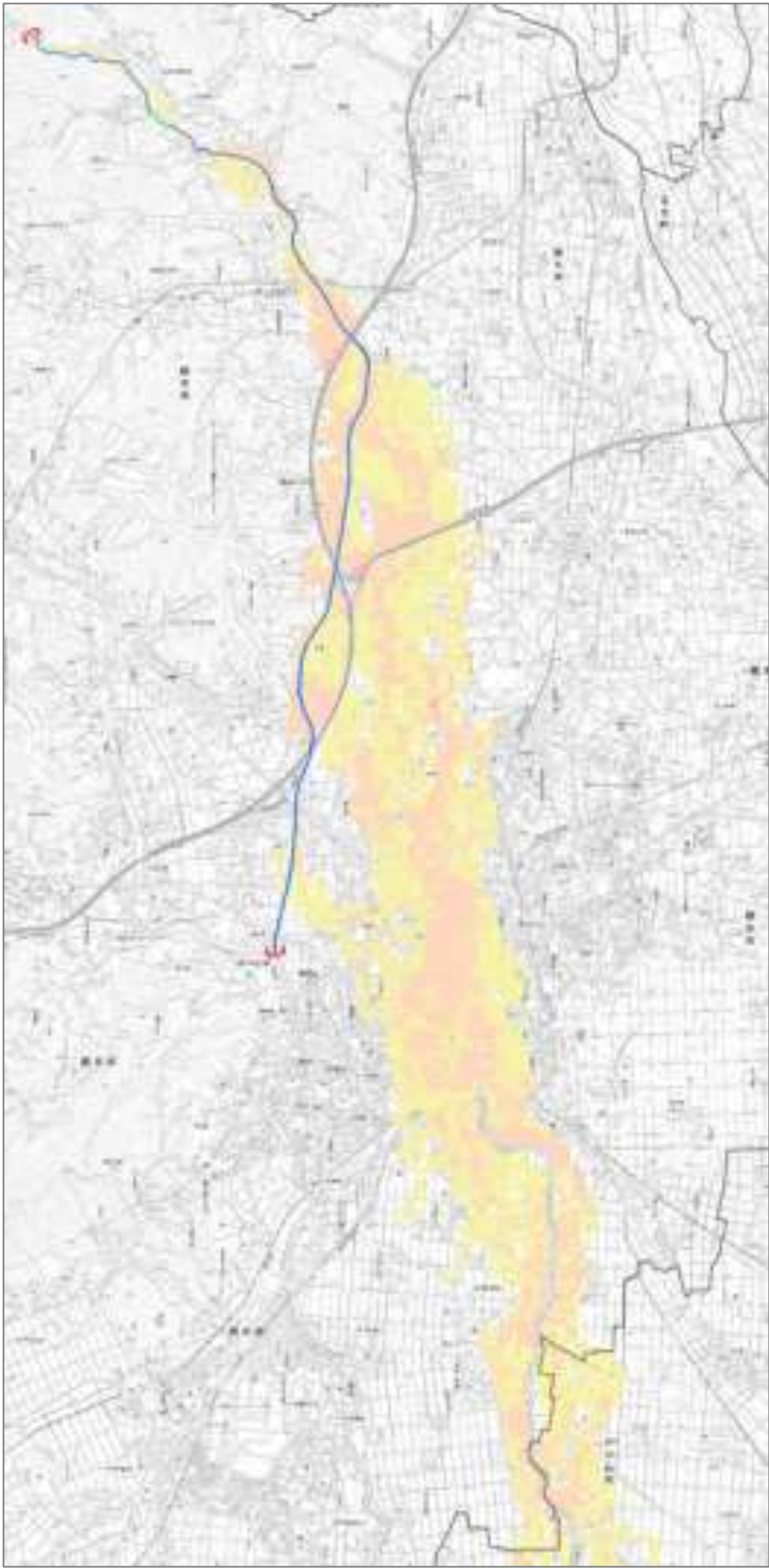
[illegible]

3-2 浸水リスク想定図（河川別）

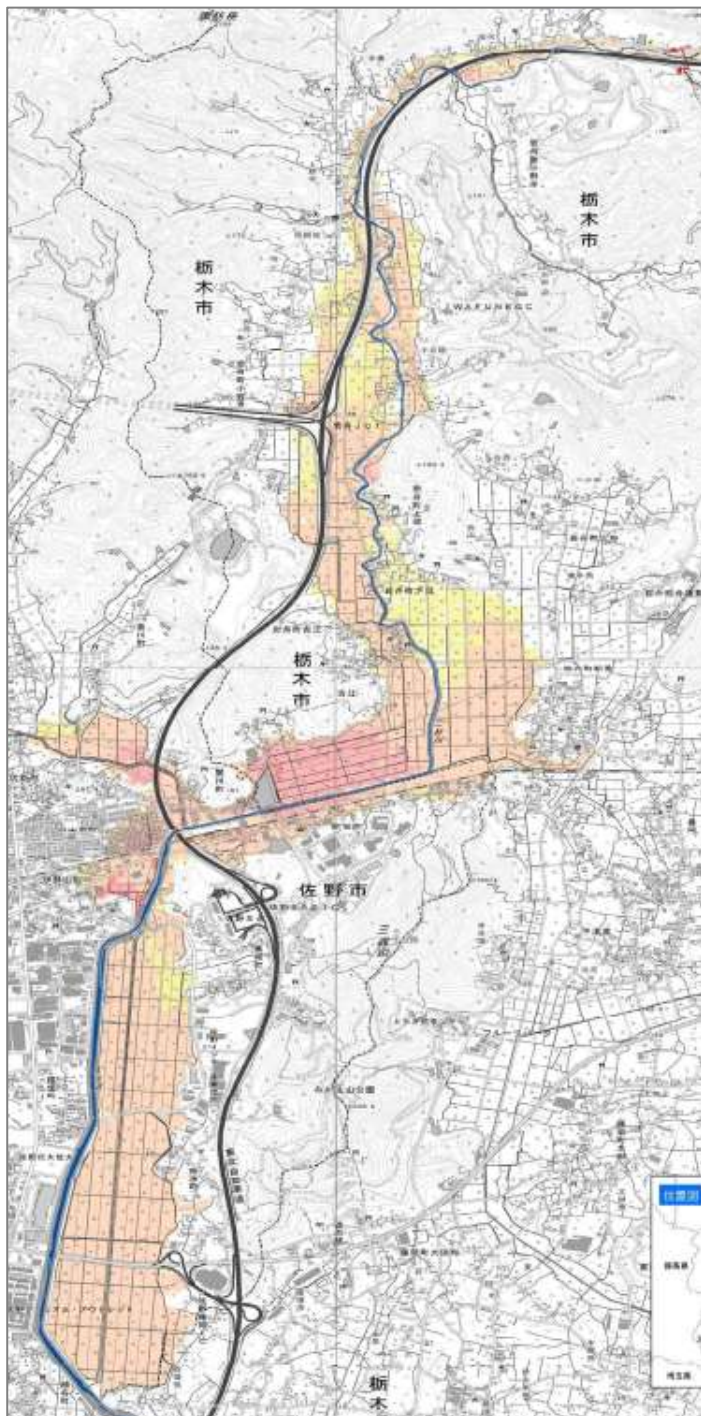
(1) 永野川（栃木県、令和3年5月31日公表）



(2) 赤津川（栃木県、令和3年5月31日公表）



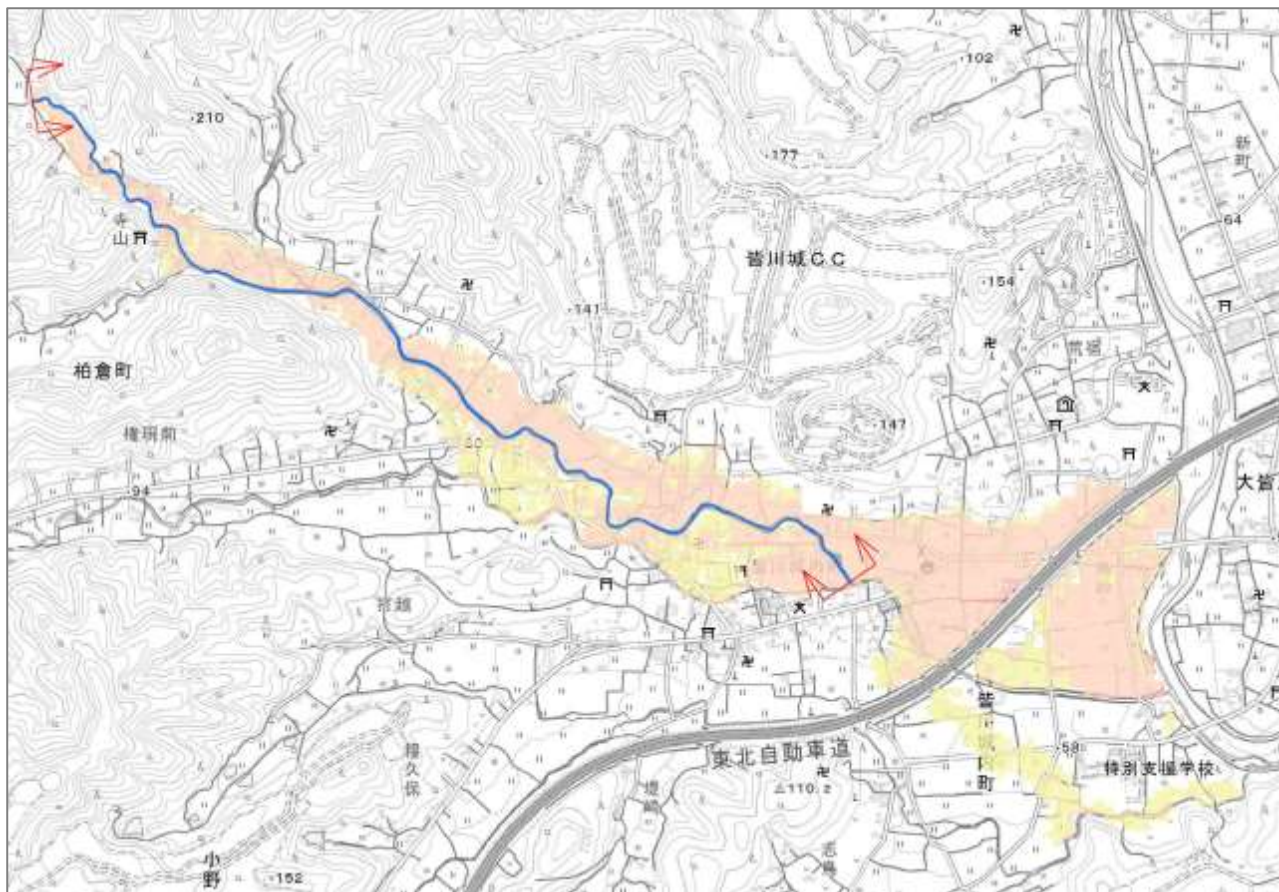
(3) 三杉川（栃木県、令和2年6月5日公表）



(4) 小薮川（栃木県、令和2年6月5日公表）



(5) 柏倉川（栃木県、令和3年5月31日公表）



(6) 藤川 (栃木県、令和3年5月31日公表)



3-3 災害危険箇所数一覧

	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	備考
山地災害危険地区	54	59	0	3-4 参照 (令和元年 10 月 1 日現在)
	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	備考
土砂災害警戒区域	310	321	1	3-5 参照 (令和 3 年 9 月 7 日現在)
地すべり防止区域	—	—	1	6-1 参照 (令和元年 9 月現在)
急傾斜地崩壊危険区域	16	—	—	6-2 参照 (令和 3 年 3 月 19 日現在)
砂防指定地	—	85	—	6-3 参照 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

3-4 山地災害危険地区一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

(栃木県環境森林部、令和元年 10 月 1 日現在)

番号	地区名	位置		直接保全対象	
		大字	小字	人家戸数	公共施設・種類
1	片角口	出流町	ハシバ	5	市道
2	出流(3)	出流町	ミネミチ	15	小学校/市道
3	満願寺	出流町	薬師裏	5	
4	出流(2)	出流町	イッボンギ	13	県道
5	出流(1)	出流町	シモダ		県道
6	星野	星野町	三峰	10	県道
7	能下	鍋山町	中丸	10	
8	玉田	鍋山町	玉田	8	
9	門沢向	鍋山町	入山	15	市道
10	梅沢(1)	梅沢町	下山	5	
11	梅沢(2)	梅沢町	熊の入	5	
12	梅沢(4)	梅沢町	ミタケ	8	
13	駒岡	尻内町	駒岡	6	県道
14	菅沼	尻内町	柳沢	12	国道
15	寺尾南	尻内町	内宿	2	小学校 国道
16	高電神社	尻内町		10	
17	北柏倉	柏倉町	ニユウドウカ	13	市道
18	寺山	柏倉町		10	
19	柳町	柏倉町	一ノ沢	14	県道
20	権現前	柏倉町		20	県道
21	日陰	小野口町	日陰	6	国道
22	皆川城	皆川城内町	城山	30	小学校
23	栃木農高裏	平井町	オオダテ	30	高校
24	栃木硬石裏	園部町	愛宕下	30	
25	満願寺(1)	出流町		10	市道
26	下皆川	大平町下皆川	打越	5	林道
27	大柿	都賀町大柿		10	市道
28	男丸入	西方町真名子	ナベソコ	5	
29	ウシロ沢	西方町真名子	真上	8	市道
30	深沢	西方町真名子	深沢	5	県道
31	真上入	西方町真名子	クズチ		市道
32	栃谷	西方町真名子	トチヤ	3	
33	岩下裏	西方町真名子	ウサギザワ	3	
34	岩下	西方町真名子	岩下	2	市道
35	岡	西方町真名子	柏戸	7	市道
36	黒沢(2)	西方町真名子	黒沢	6	
37	黒沢(1)	西方町真名子	フルデラ	3	
38	男丸	西方町真名子	ナカウチ	7	
39	山の神	西方町真名子	ホウノイリ	2	市道
40	水沢	西方町真名子	コバシ	1	県道
41	根子屋	西方町真名子	ネゴヤ	6	
42	宿裏	西方町元	ネコヤ	6	国道
43	反町(2)	西方町真名子	沢	7	
44	反町(1)	西方町真名子	ジゼンダイ	7	
45	実相寺前	西方町元	ウラヤマ	5	
46	新田 (1)	岩舟町小野寺	シンデン	10	県道
47	新田 (2)	岩舟町小野寺	シンデン	10	県道
48	山下	岩舟町小野寺	山下	12	県道
49	広戸 (1)	岩舟町小野寺	向山	10	
50	広戸 (2)	岩舟町小野寺	北の山	5	
51	上耕地	岩舟町小野寺	上耕地	40	公民館
52	小野寺南小裏	岩舟町下岡		20	小学校
53	小野寺北小裏	岩舟町小野寺		10	小学校

番号	地区名	位置		直接保全対象	
		大字	小字	人家戸数	公共施設・種類
54	太平安神社	平井町	大平沢	1	

(2) 崩壊土砂流出危険地区

(栃木県、令和3年年10月1日現在)

番号	地区名	位置		直接保全対象	
		大字	小字	人家戸数	公共施設・種類
1	片角	出流町		5	
2	観音入(2)	出流町		5	
3	観音入(1)	出流町		5	
4	出流口	鍋山町		15	小学校
5	出流	鍋山町		15	県道
6	寒沢	星野町		3	市道
7	上山口	星野町		12	
8	下山口沢	星野町		12	
9	台	星野町		6	
10	鮎ヶ沢	鍋山町		3	
11	栗生沢	鍋山町		10	
12	門沢	鍋山町		13	
13	入山沢	鍋山町		25	
14	坂ノ入沢	梅沢町		10	小学校
15	永倉	大久保町		1	
16	宮下	梅沢町		8	
17	北柏倉	柏倉町	小倉	2	
18	石尊	柏倉町		6	市道
19	柳町	柳町	藤倉	1	県道
20	月輪	平井町	月輪	20	高校/大学/県道
21	菌部	菌部町			市道
22	栃戸沢	鍋山町	栃戸		県道
23	台(1)	星野町	台	6	市道
24	ギタンガ沢	鍋山町	ギタンガ	40	中学校/市道
25	仁田沢	鍋山町	仁田	20	市道
26	新町	星野町	三峯	20	県道
27	沢口沢	鍋山町		67	県道
28	三峯	星野町	三峯	20	県道
29	ふれあいの森	出流町		20	市道
30	立花	大平町西山田	越後沢	10	
31	観音(1)	大平町西山田	ザラノキ	10	
32	観音(2)	大平町西山田	観音	10	
33	大中寺	大平町西山田	駒形石	15	
34	茅場沢	大平町下皆川	茅場	5	
35	梅ノ木沢	大平町西山田		10	市道
36	晃石前沢	大平町西山田		10	市道
37	上ノ山沢	大平町西山田		10	市道
38	天王沢	大平町西山田	天王沢	9	
39	谷津房沢	大平町西山田	字トリサワ外	15	
40	木の西	都賀町木	石鳥屋	9	市道
41	真上入上流	西方町真名子	カンヤマ	5	市道
42	真上入(3)	西方町真名子	クマノサワ	10	市道
43	真上入(2)	西方町真名子	クマノサワ	5	市道
44	吉良沢	西方町真名子	吉良沢	5	市道
45	長沢	西方町真名子	ナガキ	5	市道
46	真上	西方町真名子	ウシロザワ	8	市道
47	深沢	西方町真名子	深沢	5	市道
48	真上入(1)	西方町真名子	ウシロザワ	6	市道
49	栃谷	西方町真名子	栃谷	9	市道
50	横道沢	西方町真名子	イワゾ	11	市道
51	岡	西方町真名子	カシワド	7	
52	ナガクラ	西方町真名子	タイマツ沢	6	
53	男丸	西方町真名子	カミノイリ	2	
54	小沼上流(1)	西方町真名子	ヨダレ沢	6	
55	小沼上流(2)	西方町真名子	フカサワ	6	
56	山中	岩舟町小野寺	焼山	10	
57	広戸(2)	岩舟町小野寺	広戸	8	
58	三谷	岩舟町三谷	ヨコテ	3	
59	広戸(1)	岩舟町小野寺	広戸	7	

3-5 土砂災害警戒区域一覧

(栃木県県土整備部、令和3年9月7日現在)

区 分	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地域	計
急傾斜地の崩壊	186 (184)	22 (22)	0 (0)	23 (23)	33 (33)	46 (45)	310 (307)
土石流	183 (124)	22 (15)	2 (0)	13 (9)	44 (31)	57 (45)	321 (225)
地すべり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)

※数値は土砂災害警戒区域の箇所数、() 内は土砂災害特別警戒区域の箇所数

(1) 急傾斜地の崩壊

箇所番号	区分	形体	箇所名	位置		警戒区域	特別警戒区域	指定告示日	
				大字	小字				
321-I-001	1	自然	真上F	西方町真名子	真上	○	○	H18. 11. 14	728 号
321-I-003	1	自然	男丸B	西方町真名子	男丸	○	○	H18. 11. 14	728 号
321-I-004	1	自然	水木A	西方町真名子	水木	○	○	H18. 11. 14	728 号
321-I-005	1	自然	水木B	西方町真名子	水木	○	○	H18. 11. 14	728 号
203-I-001	1	自然	橋本A	片柳町	橋本	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-002	1	自然	大平沢D	平井町	大平沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-003	1	自然	向山D	皆川城内町	向山	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-004	1	自然	八幡沢C	小野口町	八幡沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-005	1	自然	柳町A	柏倉町	柳町	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-006	1	自然	大仁場C	柏倉町	大仁場	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-007	1	自然	内宿B	尻内町	内宿	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-008	1	自然	初音山E	尻内町	初音山	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-009	1	自然	錦着山A	菌部町	錦着山	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-010	1	自然	権現前D	柏倉町	権現前	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-011	1	自然	出流町M	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-012	1	人工	猿林A	平井町	猿林	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-013	1	人工	馬場A	平井町	馬場	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-014	1	人工	台口A	大平町	台口	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-015	1	人工	台口B	大平町	台口	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-016	1	人工	大平沢A	平井町	大平沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-017	1	人工	堂ノ前A	尻内町	堂ノ前	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-018	1	自然	出流B	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-019	1	自然	出流G	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-020	1	自然	出流H	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-021	1	自然	出流K	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-022	1	自然	根古屋A	鍋山町	根古屋	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-023	1	自然	梅沢町D	梅沢町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-024	1	自然	初音山A	尻内町	初音山	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-025	1	自然	初音山B	尻内町	初音山	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-026	1	自然	萱沼A	尻内町	萱沼	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-027	1	自然	駒岡B	尻内町	駒岡	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-028	1	人工	大森町A	大森町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-029	1	自然	志鳥C	志鳥町	志鳥	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-I-030	1	自然	大平沢A	平井町	大平沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-004	2	人工	田端A	出流町	田端	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-005	2	自然	観音入A	出流町	観音入	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-007	2	自然	片角A	出流町	片角	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-008	2	自然	片角B	出流町	片角	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-009	2	自然	片角C	出流町	片角	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-010	2	自然	油面A	出流町	油面	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-011	2	人工	出流M	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-012	2	自然	出流D	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-013	2	自然	出流E	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-014	2	人工	出流F	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-015	2	自然	出流J	出流町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-016	2	自然	中内A	出流町	中内	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-017	2	自然	上星野A	星野町	上星野	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-018	2	自然	上星野B	星野町	上星野	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-019	2	自然	上星野C	星野町	上星野	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-020	2	自然	新町A	星野町	新町	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-021	2	自然	高内A	星野町	高内	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-022	2	自然	高内B	星野町	高内	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-023	2	自然	高内C	星野町	高内	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-024	2	自然	台B	星野町	台	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-025	2	自然	台C	星野町	台	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-026	2	自然	熊下A	鍋山町	熊下	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-II-027	2	自然	熊下B	鍋山町	熊下	○	○	H19. 3. 26	213 号

箇所番号	区分	形体	箇所名	位置		警戒区域	特別警戒区域	指定告示日	
				大字	小字				
203-Ⅱ-028	2	自然	寺尾 A	鍋山町	寺尾	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-029	2	自然	寺尾 B	鍋山町	寺尾	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-030	2	自然	鍋山町 A	鍋山町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-031	2	自然	鍋山町 B	鍋山町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-032	2	自然	山際 K	鍋山町	山際	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-034	2	自然	山際 E	鍋山町	山際	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-035	2	自然	山際 F	鍋山町	山際	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-036	2	自然	山際 G	鍋山町	山際	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-037	2	自然	山際 H	鍋山町	山際	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-038	2	自然	門沢 B	鍋山町	門沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-039	2	自然	門沢 C	鍋山町	門沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-040	2	自然	門沢 D	鍋山町	門沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-041	2	自然	門沢 E	鍋山町	門沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-042	2	自然	門沢 F	鍋山町	門沢	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-043	2	自然	山際 J	鍋山町	山際	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-044	2	自然	根古屋 B	鍋山町	根古屋	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-045	2	自然	下川原 A	大久保町	下川原	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-046	2	自然	上大久保 A	大久保町	上大久保	○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-047	2	自然	梅沢町 A	梅沢町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-048	2	自然	梅沢町 B	梅沢町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-049	2	自然	梅沢町 C	梅沢町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-050	2	自然	梅沢町 E	梅沢町		○	○	H19. 3. 26	213 号
203-Ⅱ-065	2	自然	永倉入口 A	大久保町	永倉入口	○	○	H19. 3. 26	213 号
365-Ⅰ-001	1	自然	谷津 A	大平町下皆川	谷津	○	○	H19. 3. 26	215 号
365-Ⅰ-002	1	自然	向堀 C	大平町西山田	向堀	○	○	H19. 3. 26	215 号
365-Ⅰ-003	1	自然	向堀 A	大平町神ノ倉	向堀	○	○	H19. 3. 26	215 号
365-Ⅰ-004	1	自然	片岡 A	大平町西山田	片岡	○	○	H19. 3. 26	215 号
365-Ⅰ-005	1	自然	片岡 B	大平町西山田	片岡	○	○	H19. 3. 26	215 号
367-Ⅰ-001	1	自然	山下 A	岩舟町小野寺	山下	○	○	H21. 2. 17	93 号
367-Ⅰ-002	1	自然	山下 B	岩舟町小野寺	山下	○	○	H21. 2. 17	93 号
367-Ⅰ-003	1	自然	山中 A	岩舟町小野寺	山中	○	○	H21. 2. 17	93 号
367-Ⅰ-004	1	人工	山の腰 A	岩舟町静	山の腰	○	○	H21. 2. 17	93 号
367-Ⅰ-005	1	自然	羽田 E	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H21. 2. 17	93 号
368-Ⅰ-002	1	自然	梶ヶ内 A	都賀町大柿	梶ヶ内	○	○	H21. 2. 17	93 号
321-Ⅱ-001	2	自然	真上ⅡA	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-002	2	自然	真上ⅡB	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-003	2	自然	真上ⅡC	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-004	2	自然	真上ⅡD	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-005	2	自然	真上ⅡE	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-006	2	自然	真上ⅡF	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-007	2	自然	真上ⅡG	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-008	2	自然	真上ⅡH	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-009	2	自然	真上ⅡI	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-010	2	自然	真上ⅡJ	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-011	2	自然	向宿ⅡA	西方町真名子	向宿	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-013	2	自然	小沼ⅡC	西方町真名子	小沼	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-014	2	自然	男丸ⅡA	西方町真名子	男丸	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-015	2	自然	男丸ⅡB	西方町真名子	男丸	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-016	2	自然	男丸ⅡC	西方町真名子	男丸	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-017	2	自然	男丸ⅡD	西方町真名子	男丸	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-018	2	自然	岡ⅡA	西方町真名子	岡	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-019	2	自然	岡ⅡB	西方町真名子	岡	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-021	2	自然	元ⅡA	西方町元	元	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅱ-022	2	自然	小沼 A	西方町真名子	小沼	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-001	3	自然	真上ⅢA	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-002	3	自然	真上ⅢB	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-003	3	自然	真上ⅢC	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-004	3	自然	真上ⅢD	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-005	3	自然	真上ⅢE	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-006	3	自然	真上ⅢF	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-007	3	自然	真上ⅢG	西方町真名子	真上	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-008	3	自然	男丸ⅢA	西方町真名子	男丸	○	○	H21. 3. 31	222 号
321-Ⅲ-009	3	自然	岡ⅢA	西方町真名子	岡	○	○	H21. 3. 31	222 号
203-Ⅱ-001	2	自然	大平沢 C	平井町	大平沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-002	2	自然	柳町 B	柏倉町	柳町	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-003	2	自然	内宿 C	尻内町	内宿	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-006	2	自然	初音山 F	尻内町	初音山	○	○	H22. 3. 31	214 号

箇所番号	区分	形体	箇所名	位置		警戒区域	特別警戒区域	指定告示日	
				大字	小字				
203-Ⅱ-033	2	自然	山際 D	鍋山町	山際	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-051	2	自然	梅沢町 F	梅沢町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-052	2	自然	梅沢町 G	梅沢町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-053	2	自然	梅沢町 A	梅沢町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-054	2	人工	梅沢町 I	梅沢町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-055	2	自然	梅沢町 J	梅沢町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-056	2	自然	梅沢町 K	梅沢町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-057	2	自然	宮下 A	大久保町	宮下	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-058	2	自然	初音山 C	尻内町	初音山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-059	2	自然	初音山 D	尻内町	初音山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-060	2	自然	内宿 A	尻内町	内宿	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-061	2	人工	菅沼 A	尻内町	菅沼	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-062	2	自然	萱沼 C	尻内町	萱沼	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-063	2	自然	萱沼 B	尻内町	萱沼	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-064	2	自然	内宿 B	尻内町	内宿	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-066	2	自然	永倉入口 B	大久保町	永倉入口	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-067	2	自然	和田 A	大久保町	和田	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-068	2	自然	上新田 A	尻内町	上新田	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-069	2	自然	駒岡 C	尻内町	駒岡	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-070	2	自然	梓町 A	梓町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-071	2	自然	仲方町 A	仲方町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-072	2	自然	仲方町 B	仲方町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-073	2	自然	貫井 A	千塚町	貫井	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-074	2	自然	千塚西 A	千塚町	千塚西	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-075	2	自然	千塚西 B	千塚町	千塚西	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-076	2	自然	千塚西 C	千塚町	千塚西	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-077	2	自然	千塚西 D	千塚町	千塚西	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-078	2	自然	大森町 B	大森町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-079	2	自然	大森町 C	大森町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-080	2	自然	大森町 D	大森町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-081	2	自然	荒宿 A	皆川城内町	荒宿	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-082	2	自然	五反田 A	柏倉町	五反田	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-083	2	自然	五反田 B	柏倉町	五反田	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-084	2	自然	五反田 C	柏倉町	五反田	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-085	2	自然	柏倉町 A	柏倉町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-086	2	自然	柏倉町 B	柏倉町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-087	2	自然	北柏倉 A	柏倉町	北柏倉	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-088	2	自然	寺山 A	柏倉町	寺山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-089	2	自然	寺山 B	柏倉町	寺山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-090	2	自然	寺山 C	柏倉町	寺山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-091	2	自然	寺山 D	柏倉町	寺山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-092	2	自然	寺山 E	柏倉町	寺山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-093	2	自然	大仁場 A	柏倉町	大仁場	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-094	2	自然	寺山 F	柏倉町	寺山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-095	2	自然	柳町 A	柏倉町	柳町	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-096	2	自然	柳町 B	柏倉町	柳町	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-097	2	自然	柏倉町 D	柏倉町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-098	2	自然	権現前 A	柏倉町	権現前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-099	2	自然	権現前 B	柏倉町	権現前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-100	2	人工	権現前 C	柏倉町	権現前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-101	2	自然	打越 A	小野口町	打越	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-102	2	自然	打越 B	小野口町	打越	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-103	2	自然	打越 C	小野口町	打越	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-104	2	自然	勝見沢 A	小野口町	勝見沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-105	2	自然	勝見沢 B	小野口町	勝見沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-106	2	自然	宮前 B	小野口町	宮前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-107	2	自然	宮前 C	小野口町	宮前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-108	2	自然	宮前 D	小野口町	宮前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-109	2	自然	宮前 E	小野口町	宮前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-110	2	人工	宮前 F	小野口町	宮前	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-111	2	自然	小野口西 A	小野口町	小野口西	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-112	2	人工	八幡沢 A	小野口町	八幡沢	○		H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-113	2	人工	八幡沢 B	小野口町	八幡沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-114	2	自然	日陰 A	志鳥町	日陰	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-115	2	自然	八幡 A	小野口町	八幡	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-116	2	自然	大沢 A	志鳥町	大沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-117	2	自然	大沢 B	志鳥町	大沢	○	○	H22. 3. 31	214 号

箇所番号	区分	形体	箇所名	位置		警戒区域	特別警戒区域	指定告示日	
				大字	小字				
203-Ⅱ-118	2	自然	大沢 F	志鳥町	大沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-119	2	自然	大沢 E	志鳥町	大沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-120	2	自然	大沢 C	志鳥町	大沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-121	2	自然	大沢 D	志鳥町	大沢	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-122	2	自然	講堂 A	志鳥町	講堂	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-123	2	自然	志鳥 A	志鳥町	志鳥	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-124	2	自然	志鳥 B	入坪裏		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-125	2	自然	堤崎 A	志鳥町	堤崎	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-127	2	自然	岩出町 A	岩出町		○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-128	2	自然	菌部 4 丁目 A	平井町	菌部 4 丁目	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-129	2	自然	菌部 4 丁目 B	平井町	菌部 4 丁目	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-131	2	自然	園部町 4 丁目 C	平井町	園部町 4 丁目	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-132	2	自然	大平沢 B	平井町	大平沢	○		H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-133	2	自然	向山 A	平井町	向山	○	○	H22. 3. 31	214 号
203-Ⅱ-134	2	人工	五反田 A	柏倉町	五反田	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-001	2	人工	神の倉 A	大平町富田	神の倉	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-002	2	自然	神の倉 B	大平町富田	神の倉	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-003	2	自然	中山 B	大平町下皆川	中山	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-005	2	人工	上坪 A	大平町下皆川	上坪	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-006	2	自然	中坪 C	大平町下皆川	中坪	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-009	2	自然	中山 A	大平町下皆川	中山	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-010	2	自然	向堀 B	大平町神ノ倉	向堀	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-011	2	自然	池上 A	大平町西山田	池上	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-012	2	自然	池上 B	大平町西山田	池上	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-013	2	自然	小荷田 A	大平町西山田	小荷田	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-014	2	自然	小荷田 B	大平町西山田	小荷田	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-015	2	自然	白岩 D	大平町西山田	白岩	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-016	2	自然	立花 B	大平町西山田	立花	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-017	2	自然	立花 A	大平町西山田	立花	○	○	H22. 3. 31	214 号
365-Ⅱ-018	2	自然	東友田 C	大平町富田	東友田	○	○	H22. 3. 31	214 号
367-Ⅱ-001	2	自然	山中 B	岩舟町小野寺	山中	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-002	2	人工	鷺巣 A	岩舟町鷺巣		○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-003	2	自然	田代 A	岩舟町小野寺	田代	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-004	2	自然	田代 B	岩舟町小野寺	田代	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-005	2	自然	田代 C	岩舟町小野寺	田代	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-006	2	自然	川入 A	岩舟町小野寺	川入	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-007	2	自然	中妻 E	岩舟町小野寺	中妻	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-010	2	自然	中妻 B	岩舟町小野寺	中妻	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-013	2	自然	中妻 D	岩舟町小野寺	中妻	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-014	2	自然	上耕地 A	岩舟町小野寺	上耕地	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-016	2	自然	広戸 A	岩舟町小野寺	広戸	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-017	2	自然	広戸 B	岩舟町小野寺	広戸	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-018	2	自然	広戸 C	岩舟町小野寺	広戸	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-019	2	自然	広戸 D	岩舟町小野寺	広戸	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-020	2	自然	川入 B	岩舟町小野寺	川入	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-021	2	自然	川入 C	岩舟町小野寺	川入	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-022	2	自然	田代 F	岩舟町小野寺	田代	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-023	2	自然	田代 G	岩舟町小野寺	田代	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-024	2	自然	羽田 H	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-025	2	自然	羽田 F	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-026	2	自然	羽田 B	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-027	2	自然	羽田 C	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-028	2	自然	羽田 D	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-029	2	自然	羽田 A	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-030	2	自然	羽田 G	岩舟町小野寺	羽田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-032	2	自然	和田	岩舟町小野寺	和田	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-033	2	自然	西耕地 A	岩舟町小野寺	西耕地	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-Ⅱ-037	2	自然	鷹巣 B	岩舟町鷹巣		○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-001	2	自然	野上 A	都賀町大柿	野上	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-002	2	自然	野上 B	都賀町大柿	野上	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-003	2	自然	野上 C	都賀町大柿	野上	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-004	2	自然	野上 D	都賀町大柿	野上	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-006	2	自然	野上 F	都賀町大柿	野上	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-007	2	自然	中郷 B	都賀町大柿	中郷	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-008	2	自然	中郷 C	都賀町大柿	中郷	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-009	2	自然	秋葉内 A	都賀町大柿	秋葉内	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-Ⅱ-010	2	人工	田ノ入 A	都賀町深沢	田ノ入	○	○	H23. 3. 30	180 号

箇所番号	区分	形体	箇所名	位置		警戒区域	特別警戒区域	指定告示日	
				大字	小字				
368-II-011	2	自然	深沢 B	都賀町深沢		○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-012	2	自然	深沢 C	都賀町深沢		○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-016	2	自然	臼久保 A	都賀町臼久保		○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-017	2	自然	赤津 A	都賀町深沢	赤津	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-018	2	自然	別府 A	都賀町富張	別府	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-019	2	自然	古峰 A	都賀町大橋	古峰	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-020	2	自然	古峰 B	都賀町大橋	古峰	○	○	H23. 3. 30	180 号
368-II-021	2	自然	木の西 A	都賀町木	木の西	○	○	H23. 3. 30	180 号
367-III-002	3	自然	小野寺	岩舟町小野寺		○	○	H24. 3. 30	180 号
367-III-003	3	自然	小野寺	岩舟町小野寺		○	○	H24. 3. 30	180 号
367-III-004	3	自然	小野寺	岩舟町小野寺		○	○	H24. 3. 30	180 号
367-III-005	3	自然	羽田	岩舟町小野寺		○	○	H24. 3. 30	180 号
367-III-006	3	自然	羽田	岩舟町小野寺		○	○	H24. 3. 30	180 号
367-III-007	3	自然	羽田	岩舟町小野寺		○	○	H24. 3. 30	180 号
367-III-008	3	自然	広戸	岩舟町小野寺	広戸	○	○	H24. 3. 30	180 号
203-III-001	3	自然	片角	出流町	片角	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-002	3	自然	出流	出流町		○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-003	3	自然	出流	出流町		○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-004	3	自然	羽鶴	出流町	羽鶴	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-005	3	自然	上星野	星野町	上星野	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-006	3	自然	新町	星野町	新町	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-007	3	自然	鍋山町	鍋山町		○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-008	3	自然	永倉	大久保町	永倉	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-009	3	自然	初音山	尻内町	初音山	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-010	3	自然	仲方	仲方町	仲方	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-012	3	自然	柏倉町	柏倉町		○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-013	3	自然	柏倉町	柏倉町		○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-014	3	自然	小野口西	小野口町	小野口西	○	○	H25. 3. 29	202 号
203-III-015	3	自然	大沢	志鳥町	大沢	○	○	H25. 3. 29	202 号
368-III-001	3	自然	野上	都賀町大柿	野上	○	○	H25. 3. 29	202 号
368-III-002	3	自然	大柿	都賀町大柿		○	○	H25. 3. 29	202 号
368-III-003	3	自然	大柿	都賀町大柿		○	○	H25. 3. 29	202 号
368-III-004	3	自然	深沢	都賀町深沢		○	○	H25. 3. 29	202 号
368-III-005	3	自然	深沢	都賀町深沢		○	○	H25. 3. 29	202 号
203-I-1001	1		平井町ⅠA	平井町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-I-1002	1		下皆川ⅠA	大平町下皆川		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1001	2		小野口町ⅡA	小野口町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1002	2		三田谷東ⅡA	岩舟町三谷		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1003	2		菌部町ⅡA	菌部町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1004	2		真弓ⅡA	大平町真弓		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1005	2		菌部町ⅡB	菌部町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1006	2		皆川城内町ⅡA	皆川城内町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1007	2		下津原ⅡA	岩舟町下津原		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1008	2		静ⅡA	岩舟町静		○		H30. 8. 28	143 号
203-II-1009	2		鷺巣ⅡA	岩舟町鷺巣		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-II-1010	2		菌部町ⅡC	菌部町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-III-1001	3		仲方町ⅢC	仲方町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-III-1002	3		岩出町ⅢA	岩出町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-III-1003	3		三谷東ⅢA	岩舟町三谷		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-III-1004	3		下津原ⅢA	岩舟町下津原		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-III-1005	3		梓町ⅢA	梓町		○	○	H30. 8. 28	143 号
203-III-1006	3		平井町ⅢA	平井町		○	○	H30. 8. 28	143 号

(2) 地すべり

箇所名	位置	区域内の保全対象			備考
		人家	耕地	公共施設	
小沼川	真名子	無	有	無	

(3) 土石流

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒区域	特別警戒区域	指定告示日	
					町	字					
J2203	1	利根川	赤津川	男丸沢	西方町	真名子字男丸	0. 08	○		H18. 11. 14	728 号
J2206-1	1	利根川	岡川	古寺沢	西方町	真名子字岡	0. 03	○	○	H18. 11. 14	728 号
J2206-4	1	利根川	赤津川	実相寺裏山沢	西方町	元字峰	0. 12	○	○	H18. 11. 14	728 号
J2206-5	1	利根川	赤津川	南沢	西方町	本城字宿裏町	0. 25	○	○	H18. 11. 14	728 号
J2207	1	利根川	逆川	下真上沢	西方町	真名子字真上	0. 58	○	○	H18. 11. 14	728 号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
J2211	1	利根川	逆川	後沢	西方町	真名字字真上	0.16	○	○	H18.11.14	728号
2202	1	利根川	赤津川	水木沢	西方町	真名字字水木	0.09	○	○	H18.11.14	728号
I 51001	1	利根川	永野川	六角堂一号沢	平井町	大平沢	0.07	○		H19.3.26	213号
I 51002	1	利根川	永野川	大平沢	平井町	大平沢	0.13	○	○	H19.3.26	213号
I 51003	1	利根川	永野川	六角堂沢	平井町	大平沢	0.02	○	○	H19.3.26	213号
I 51004	1	利根川	永野川	大山寺沢	平井町	台口	0.03	○	○	H19.3.26	213号
I 51005	1	利根川	永野川	平井沢	平井町	台口	0.05	○		H19.3.26	213号
I 51006	1	利根川	永野川	高場沢	平井町	馬場	0.06	○		H19.3.26	213号
I 51007	1	利根川	永野川	馬場一号沢	平井町	馬場	0.03	○		H19.3.26	213号
I 51008	1	利根川	永野川	(皆川一号沢)	皆川城内町	向山	0.03	○		H19.3.26	213号
I 51009	1	利根川	永野川	日光石沢	志鳥町	大沢	0.41	○	○	H19.3.26	213号
I 51010	1	利根川	永野川	志鳥七号沢	志鳥町	志鳥	0.01	○	○	H19.3.26	213号
I 51011	1	利根川	藤川	滝の沢	柏倉町	柳町	0.17	○		H19.3.26	213号
I 51012	1	利根川	藤川	柳北四号沢	柏倉町	柳町	0.03	○		H19.3.26	213号
I 51013	1	利根川	柏倉川	下柏倉沢	柏倉町	柏倉	0.05	○		H19.3.26	213号
I 51014	1	利根川	出流川	(宮町一号沢)	宮町	宮町	0.03	○	○	H19.3.26	213号
I 51015	1	利根川	永野川	(千塚一号沢)	千塚町	貫井	0.01	○		H19.3.26	213号
I 51016	1	利根川	永野川	萱沼沢	尻内町	菅沼	0.04	○		H19.3.26	213号
I 51017	1	利根川	永野川	(初音三号沢)	尻内町	初音山	0.02	○	○	H19.3.26	213号
I 51019	1	利根川	永野川	姥返沢	梅沢町	梅沢	0.17	○		H19.3.26	213号
I 51020	1	利根川	永野川	鹿島入沢	梅沢町	梅沢	0.06	○		H19.3.26	213号
I 51021	1	利根川	永野川	熊の入沢	梅沢町	梅沢	0.09	○		H19.3.26	213号
I 51022	1	利根川	永野川	梅沢	梅沢町	梅沢	0.20	○	○	H19.3.26	213号
I 51023	1	利根川	永野川	梅沢	梅沢町	新宿	0.27	○	○	H19.3.26	213号
I 51024	1	利根川	永野川	新宿沢	梅沢町	新宿	0.05	○		H19.3.26	213号
I 51025	1	利根川	永野川	鍋山一号沢	鍋山町	新宿	0.08	○	○	H19.3.26	213号
I 51026	1	利根川	永野川	宝蓮寺沢	鍋山町	新宿	0.01	○		H19.3.26	213号
I 51027	1	利根川	出流川	下根古谷沢	鍋山町	根古谷	0.22	○	○	H19.3.26	213号
I 51028	1	利根川	出流川	下根古谷沢	鍋山町	根古谷	0.04	○		H19.3.26	213号
I 51029	1	利根川	出流川	入山沢	鍋山町	根古谷	0.12	○		H19.3.26	213号
I 51030	1	利根川	出流川	上根古谷沢	鍋山町	根古谷	0.03	○	○	H19.3.26	213号
I 51031	1	利根川	出流川	出流一号沢	出流町	出流	0.20	○	○	H19.3.26	213号
I 51032	1	利根川	出流川	出流二号沢	出流町	出流	0.05	○		H19.3.26	213号
I 51034	1	利根川	出流川	毘沙門沢	出流町	出流	0.34	○	○	H19.3.26	213号
I 51035	1	利根川	出流川	観音入沢	出流町	出流	1.12	○	○	H19.3.26	213号
I 51036	1	利根川	出流川	出流四号沢	出流町	出流	0.13	○	○	H19.3.26	213号
I 51037	1	利根川	出流川	(出流七号沢)	出流町	出流	0.06	○	○	H19.3.26	213号
I 51038	1	利根川	出流川	出流橋沢	出流町	出流	0.11	○	○	H19.3.26	213号
I 51039	1	利根川	出流川	山際一号沢	鍋山町	山際	0.02	○		H19.3.26	213号
I 51040	1	利根川	永野川	江戸ヶ入沢	鍋山町	熊下	0.05	○		H19.3.26	213号
I 51041	1	利根川	永野川	芋子沢	鍋山町	寺尾	0.20	○	○	H19.3.26	213号
I 51042	1	利根川	永野川	上星野一号沢	星野町	上星野	0.02	○		H19.3.26	213号
I 51044	1	利根川	永野川	山口一号沢の2	星野町	上星野	0.07	○	○	H19.3.26	213号
I 51045	1	利根川	永野川	寒沢	星野町	上星野	0.40	○	○	H19.3.26	213号
I 51046	1	利根川	永野川	山口沢	星野町	山口	0.27	○	○	H19.3.26	213号
I 51047	1	利根川	永野川	台沢	星野町	台	0.54	○	○	H19.3.26	213号
I 51048	1	利根川	永野川	粟生沢	鍋山町	寺尾	1.10	○	○	H19.3.26	213号
I 51049	1	利根川	永野川	上大久保沢	大久保町	上大久保	0.21	○		H19.3.26	213号
I 51050	1	利根川	永野川	高松沢	梓町	梓町	0.04	○		H19.3.26	213号
I 51051	1	利根川	永野川	梓沢	梓町	梓町	0.02	○	○	H19.3.26	213号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
I 51052	1	利根川	永野川	梓沢	梓町	梓町	0.05	○		H19.3.26	213号
I 52001	1	利根川	永野川	西山田二号沢	大平町	立花	0.08	○	○	H19.3.26	213号
I 52002	1	利根川	永野川	西山田三号沢	大平町	立花	0.05	○	○	H19.3.26	213号
I 52003	1	利根川	永野川	越後沢	大平町	立花	0.19	○	○	H19.3.26	213号
I 52004	1	利根川	永野川	(小荷田五号沢)	大平町	小荷田	0.10	○	○	H19.3.26	213号
I 52005	1	利根川	永野川	桜峠沢	大平町	小荷田	0.29	○	○	H19.3.26	213号
I 52006	1	利根川	永野川	小荷田一号沢	大平町	小荷田	0.24	○	○	H19.3.26	213号
I 52007	1	利根川	永野川	小荷田三号沢	大平町	小荷田	0.10	○	○	H19.3.26	213号
I 52008	1	利根川	永野川	内堀沢	大平町	内堀	0.13	○	○	H19.3.26	213号
I 52009	1	利根川	永野川	峰町谷沢の1	大平町	峰町谷	0.19	○	○	H19.3.26	213号
I 52010	1	利根川	永野川	峰町谷沢の2	大平町	峰町谷	0.10	○	○	H19.3.26	213号
I 52011	1	利根川	永野川	大中寺沢の1	大平町	池上	0.14	○		H19.3.26	213号
I 52012	1	利根川	永野川	大中寺沢の2	大平町	池上	0.20	○	○	H19.3.26	213号
I 52013	1	利根川	永野川	大中寺沢の3	大平町	池上	0.12	○	○	H19.3.26	213号
I 52014	1	利根川	永野川	浄池庵沢の1	大平町	中坪	0.06	○		H19.3.26	213号
I 52015	1	利根川	永野川	茅場沢	大平町	中坪	0.18	○		H19.3.26	213号
I 52016	1	利根川	永野川	上坪沢	大平町	上坪	0.10	○		H19.3.26	213号
I 51018	2	利根川	永野川	梅沢沢	梅沢町	梅沢	0.02	○	○	H19.3.26	213号
I 51033	2	利根川	出流川	出流三号沢	出流町	出流	0.11	○	○	H19.3.26	213号
I 51043	2	利根川	永野川	上星野二号沢	星野町	上星野	0.05	○	○	H19.3.26	213号
II 51057	2	利根川	出流川	大沢	鍋山町	根古谷	0.11	○		H19.3.26	213号
II 51058	2	利根川	出流川	坂口橋沢	出流町	片角	0.02	○	○	H19.3.26	213号
II 51059	2	利根川	出流川	(片角三号沢)	出流町	片角	0.08	○	○	H19.3.26	213号
II 51060	2	利根川	出流川	片角一号沢	出流町	片角	0.08	○	○	H19.3.26	213号
II 51061	2	利根川	出流川	片角二号沢	出流町	片角	0.06	○	○	H19.3.26	213号
II 51062	2	利根川	出流川	鷹ノ巣橋沢	出流町	片角	0.18	○	○	H19.3.26	213号
II 51063	2	利根川	出流川	(片角四号沢)	出流町	片角	0.06	○	○	H19.3.26	213号
II 51064	2	利根川	出流川	(出流六号沢)	出流町	出流	0.06	○	○	H19.3.26	213号
II 51065	2	利根川	出流川	出流五号沢	出流町	出流	0.12	○	○	H19.3.26	213号
II 51066	2	利根川	出流川	(門沢一号沢)	鍋山町	門沢	0.15	○	○	H19.3.26	213号
II 51067	2	利根川	出流川	(門沢二号沢)	鍋山町	門沢	0.23	○	○	H19.3.26	213号
II 51068	2	利根川	出流川	山際二号沢	鍋山町	山際	0.03	○	○	H19.3.26	213号
II 51069	2	利根川	出流川	山際沢	鍋山町	山際	0.03	○		H19.3.26	213号
II 51070	2	利根川	出流川	山際三号沢	鍋山町	山際	0.01	○	○	H19.3.26	213号
II 51071	2	利根川	永野川	熊下沢	鍋山町	熊下	0.10	○	○	H19.3.26	213号
II 51072	2	利根川	永野川	上熊下沢	鍋山町	熊下	0.07	○	○	H19.3.26	213号
II 51073	2	利根川	永野川	下高内沢	鍋山町	熊下	0.11	○		H19.3.26	213号
II 51074	2	利根川	永野川	(高内二号沢)	星野町	高内	0.20	○	○	H19.3.26	213号
II 51075	2	利根川	永野川	高内沢	星野町	高内	0.05	○	○	H19.3.26	213号
II 51076	2	利根川	永野川	(高内三号沢)	星野町	高内	0.06	○	○	H19.3.26	213号
II 51077	2	利根川	永野川	山口沢	星野町	山口	0.03	○	○	H19.3.26	213号
II 51078	2	利根川	永野川	玉田沢	鍋山町	寺尾	0.22	○	○	H19.3.26	213号
II 51079	2	利根川	永野川	(下川原一号沢)	鍋山町	下川原	0.05	○	○	H19.3.26	213号
II 51080	2	利根川	永野川	上大久保沢東沢	大久保町	上大久保	0.11	○	○	H19.3.26	213号
II 51081	2	利根川	永野川	永倉南沢	大久保町	永倉	0.10	○	○	H19.3.26	213号
I 53002	1	利根川	三杉川	西根沢	岩舟町	西根	0.05	○	○	H21.2.17	93号
I 53003	1	利根川	三杉川	(西耕地一号沢)	岩舟町	西耕地	0.03	○		H21.2.17	93号
I 53004	1	利根川	三杉川	(小野寺一号沢)	岩舟町	小野寺	0.28	○		H21.2.17	93号
I 53005	1	利根川	三杉川	小野寺三号沢	岩舟町	小野寺	0.23	○	○	H21.2.17	93号
I 53006	1	利根川	三杉川	上耕地沢	岩舟町	上耕地	0.08	○	○	H21.2.17	93号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
I 53009	1	利根川	三杉川	中妻沢	岩舟町	中妻	0.16	○		H21. 2. 17	93 号
I 53010	1	利根川	三杉川	吉院沢	岩舟町	田代	0.08	○		H21. 2. 17	93 号
I 53011	1	利根川	三杉川	小板倉沢の1	岩舟町	田代	0.31	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53012	1	利根川	三杉川	梅ヶ入沢	岩舟町	山中	0.24	○		H21. 2. 17	93 号
I 53013	1	利根川	三杉川	榑沢	岩舟町	山中	0.13	○		H21. 2. 17	93 号
I 53014	1	利根川	三杉川	榑沢の2	岩舟町	山中	0.06	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53015	1	利根川	三杉川	和田沢	岩舟町	和田	0.13	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53016	1	利根川	三杉川	(三谷一号沢)	岩舟町	三谷	0.03	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53017	1	利根川	三杉川	三谷二号沢	岩舟町	三谷	0.52	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53018	1	利根川	三杉川	(三谷三号沢)	岩舟町	三谷	0.13	○		H21. 2. 17	93 号
I 53019	1	利根川	永野川	(鷺巣一号沢)	岩舟町	鷺巣	0.38	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 54001	1	利根川	赤津川	(臼久保一号沢)	都賀町	臼久保	0.04	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 54002	1	利根川	赤津川	深沢三号沢	都賀町	深沢	0.05	○	○	H21. 2. 17	93 号
II 53006	1	利根川	三杉川	(小野寺二号沢)	岩舟町	小野寺	0.11	○	○	H21. 2. 17	93 号
II 54005	1	利根川	逆川	(野上西二号沢)	都賀町	野上	0.50	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53001	2	利根川	三杉川	西根北一号沢	岩舟町	西耕地	0.09	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53007	2	利根川	三杉川	(中妻一号沢)	岩舟町	中妻	0.12	○	○	H21. 2. 17	93 号
I 53008	2	利根川	三杉川	(中妻三号沢)	岩舟町	中妻	0.21	○	○	H21. 2. 17	93 号
02201	2	利根川	逆川	山ノ神沢	西方町	真名子字真上	0.04	○	○	H21. 3. 31	222 号
02202	2	利根川	逆川	大畑沢	西方町	真名子字真上	0.37	○	○	H21. 3. 31	222 号
02214	2	利根川	赤津川	石橋沢	西方町	真名子字反町	0.05	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2200-1	2	利根川	赤津川	向宿沢	西方町	真名子字向宿	0.01	○		H21. 3. 31	222 号
J2201	2	利根川	赤津川	下小沼沢	西方町	真名子字小沼	0.49	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2201-1	2	利根川	赤津川	二反田沢	西方町	真名子字男丸	0.04	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2201-2	2	利根川	赤津川	岩崎入沢	西方町	真名子字男丸	0.04	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2201-3	2	利根川	赤津川	神明沢	西方町	真名子字男丸	0.06	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2202	2	利根川	赤津川	篠ノ手沢	西方町	真名子字男丸	0.33	○		H21. 3. 31	222 号
J2204	2	利根川	赤津川	森ノ上沢	西方町	真名子字男丸	0.06	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2205	2	利根川	赤津川	男丸沢	西方町	真名子字男丸	0.04	○		H21. 3. 31	222 号
J2205-1	2	利根川	岡川	黒沢入沢	西方町	真名子字岡	0.17	○		H21. 3. 31	222 号
J2206	2	利根川	岡川	岡沢	西方町	真名子字岡	0.22	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2206-2	2	利根川	岡川	越路山沢	西方町	真名子字岡	0.12	○		H21. 3. 31	222 号
J2206-3	2	利根川	赤津川	水木沢二号沢	西方町	真名子字水木	0.02	○		H21. 3. 31	222 号
J2206-6	2	利根川	逆川	兎沢	西方町	真名子字真上	0.08	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2208	2	利根川	逆川	上真上沢	西方町	真名子字真上	0.23	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2208-1	2	利根川	逆川	高谷原沢	西方町	真名子字真上	0.05	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2208-2	2	利根川	逆川	石上沢	西方町	真名子字真上	0.05	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2208-3	2	利根川	逆川	道金沢	西方町	真名子字真上	0.02	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2208-4	2	利根川	逆川	凱ヶ沢	西方町	真名子字真上	1.56	○		H21. 3. 31	222 号
J2208-5	2	利根川	逆川	吉良沢	西方町	真名子字真上	0.05	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2209	2	利根川	逆川	真上沢	西方町	真名子字真上	0.06	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2210	2	利根川	逆川	東真上沢	西方町	真名子字真上	0.07	○	○	H21. 3. 31	222 号
J2212	2	利根川	逆川	上野上沢	西方町	真名子字真上	0.12	○		H21. 3. 31	222 号
J2202-1	3	利根川	赤津川	大荷場沢	西方町	真名子字男丸	0.05	○		H21. 3. 31	222 号
02203	3	利根川	逆川	高谷原沢二号沢	西方町	真名子字真上	0.03	○		H21. 3. 31	222 号
02204	3	利根川	逆川	曉沢	西方町	真名子字真上	0.04	○	○	H21. 3. 31	222 号
02205	3	利根川	逆川	吉良沢二号沢	西方町	真名子字真上	0.02	○		H21. 3. 31	222 号
02206	3	利根川	逆川	岩戸沢	西方町	真名子字真上	0.04	○	○	H21. 3. 31	222 号
02207	3	利根川	赤津川	柳沢	西方町	真名子字小沼	0.16	○	○	H21. 3. 31	222 号
02208	3	利根川	赤津川	須釜沢	西方町	真名子字男丸	0.07	○	○	H21. 3. 31	222 号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
02209	3	利根川	赤津川	三ノ谷沢	西方町	真名字男丸	0.91	○	○	H21.3.31	222号
02210	3	利根川	赤津川	弓ノ手沢	西方町	真名字男丸	0.33	○	○	H21.3.31	222号
02211	3	利根川	赤津川	後原沢	西方町	真名字男丸	0.17	○	○	H21.3.31	222号
02212	3	利根川	赤津川	白髪畑沢	西方町	真名字岡	0.08	○		H21.3.31	222号
02213	3	利根川	赤津川	細竹沢	西方町	真名字水木	0.14	○	○	H21.3.31	222号
Ⅱ51001	2	利根川	永野川	八幡沢	小野口町	八幡沢	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51002	2	利根川	永野川	台口沢	平井町	台口	0.10	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51003	2	利根川	永野川	(馬場二号沢)	平井町	馬場	0.05	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51004	2	利根川	永野川	志鳥一号沢	志鳥町	大沢	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51005	2	利根川	永野川	志鳥三号沢	志鳥町	大沢	0.03	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51006	2	利根川	永野川	志鳥四号沢	志鳥町	大沢	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51007	2	利根川	永野川	志鳥五号沢	志鳥町	大沢	0.04	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51008	2	利根川	永野川	志鳥六号沢の1	志鳥町	志鳥	0.03	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51009	2	利根川	永野川	志鳥六号沢の2	志鳥町	志鳥	0.01	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51010	2	利根川	永野川	志鳥八号沢	志鳥町	志鳥	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51011	2	利根川	永野川	(志鳥九号沢)	志鳥町	志鳥	0.01	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51012	2	利根川	永野川	(志鳥十号沢)	志鳥町	志鳥	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51013	2	利根川	永野川	(志鳥十一号沢)	志鳥町	志鳥	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51014	2	利根川	永野川	日陰一号沢	小野口町	日陰	0.02	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51015	2	利根川	永野川	日陰二号沢の1	小野口町	日陰	0.05	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51016	2	利根川	永野川	日陰二号沢の2	小野口町	日陰	0.03	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51017	2	利根川	永野川	小野口西沢	小野口町	宮前	0.03	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51018	2	利根川	永野川	(打越二号沢)	小野口町	打越	0.04	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51019	2	利根川	永野川	(打越一号沢)	小野口町	打越	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51020	2	利根川	永野川	勝見沢	小野口町	勝見沢	0.06	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51021	2	利根川	藤川	権現一号沢	柏倉町	権現前	0.02	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51022	2	利根川	藤川	権現二号沢	柏倉町	権現前	0.06	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51023	2	利根川	藤川	(権現三号沢)	柏倉町	権現前	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51024	2	利根川	藤川	柳四号沢	柏倉町	柳町	0.18	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51025	2	利根川	藤川	柏倉橋沢	柏倉町	柳町	0.09	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51026	2	利根川	藤川	(柳五号沢)	柏倉町	柳町	0.22	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51027	2	利根川	藤川	柳北一号沢	柏倉町	柳町	0.05	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51028	2	利根川	藤川	柳北二号沢	柏倉町	柳町	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51029	2	利根川	藤川	柳北三号沢	柏倉町	柳町	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51030	2	利根川	藤川	柳北五号沢	柏倉町	権現前	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51031	2	利根川	藤川	権現北一号沢	柏倉町	権現前	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51032	2	利根川	藤川	権現北二号沢	柏倉町	権現前	0.01	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51033	2	利根川	藤川	権現北三号沢	柏倉町	権現前	0.04	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51034	2	利根川	柏倉川	寺山一号沢	柏倉町	寺山	0.03	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51035	2	利根川	柏倉川	寺山二号沢	柏倉町	寺山	0.06	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51036	2	利根川	柏倉川	(寺山三号沢)	柏倉町	寺山	0.08	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51037	2	利根川	柏倉川	柏倉上一号沢	柏倉町	寺山	0.10	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51038	2	利根川	柏倉川	柏倉上二号沢	柏倉町	寺山	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51039	2	利根川	柏倉川	柏倉上三号沢	柏倉町	寺沢	0.02	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51040	2	利根川	柏倉川	壁谷入沢の1	柏倉町	柏倉	0.15	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51041	2	利根川	柏倉川	壁谷入沢の2	柏倉町	柏倉	0.20	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51042	2	利根川	柏倉川	壁谷入沢の3	柏倉町	柏倉	0.21	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51043	2	利根川	柏倉川	柏倉下一号沢	柏倉町	北柏倉	0.04	○		H22.3.31	214号
Ⅱ51044	2	利根川	柏倉川	下柏倉二号沢	柏倉町	北柏倉	0.03	○	○	H22.3.31	214号
Ⅱ51045	2	利根川	柏倉川	下柏倉三号沢	柏倉町	北柏倉	0.01	○		H22.3.31	214号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
Ⅱ51046	2	利根川	永野川	(初音五号沢)	尻内町	初音山	0.11	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51047	2	利根川	永野川	(初音六号沢)	尻内町	初音山	0.17	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51048	2	利根川	永野川	(初音二号沢)	尻内町	初音山	0.27	○		H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51049	2	利根川	内宿川	初音沢	尻内町	初音山	0.03	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51050	2	利根川	内宿川	上菅沼沢	尻内町	菅沼	0.03	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51051	2	利根川	永野川	(初音四号沢)	尻内町	菅沼	0.01	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51052	2	利根川	内宿川	下菅沼沢	尻内町	菅沼	0.02	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51053	2	利根川	永野川	梅沢沢	梅沢町	梅沢	0.03	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51054	2	利根川	永野川	梅下六号沢	梅沢町	梅沢	0.03	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51055	2	利根川	永野川	梅下七号沢	梅沢町	梅沢	0.06	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51056	2	利根川	永野川	梅下一号沢	梅沢町	梅沢	0.01	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51082	2	利根川	永野川	薬師堂沢	大久保町	永倉	0.04	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51083	2	利根川	永野川	(大久保一号沢)	大久保町	辻	0.05	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51084	2	利根川	永野川	大久保沢	大久保町	辻	0.11	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ51085	2	利根川	赤津川	(大森一号沢)	大森町	大森町	0.04	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ52001	2	利根川	永野川	(白岩一号沢)	大平町	白岩	0.05	○		H22. 3. 31	214 号
Ⅱ52002	2	利根川	永野川	西山田一号沢	大平町	立花	0.03	○		H22. 3. 31	214 号
Ⅱ52003	2	利根川	永野川	西山田四号沢	大平町	西山田	0.16	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ52004	2	利根川	永野川	(小荷田四号沢)	大平町	小荷田	0.06	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ52005	2	利根川	永野川	中山沢	大平町	中山	0.07	○	○	H22. 3. 31	214 号
Ⅱ52006	2	利根川	永野川	浄池庵沢の2	大平町	中坪	0.08	○		H22. 3. 31	214 号
Ⅱ53001	2	利根川	三杉川	渋沢	岩舟町	渋沢	0.06	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53002	2	利根川	三杉川	西根南一号沢	岩舟町	西根	0.04	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53003	2	利根川	三杉川	西根南二号沢	岩舟町	西根	0.13	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53004	2	利根川	三杉川	西根北二号沢	岩舟町	西耕地	0.05	○		H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53005	2	利根川	三杉川	(小野寺二号沢)	岩舟町	小野寺	0.11	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53007	2	利根川	三杉川	(中妻二号沢)	岩舟町	中妻	0.14	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53008	2	利根川	三杉川	田代一号沢	岩舟町	田代	0.03	○		H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53009	2	利根川	三杉川	小板倉沢	岩舟町	田代	0.04	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53010	2	利根川	三杉川	小板倉沢	岩舟町	田代	0.05	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53011	2	利根川	三杉川	田代二号沢	岩舟町	田代	0.05	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53012	2	利根川	三杉川	山中二号沢	岩舟町	山中	0.04	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53013	2	利根川	三杉川	山中三号沢	岩舟町	山中	0.18	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53014	2	利根川	羽田川	羽田北沢	岩舟町	羽田	0.10	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53015	2	利根川	羽田川	羽田中沢	岩舟町	羽田	0.14	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53016	2	利根川	羽田川	羽田南沢	岩舟町	羽田	0.08	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53017	2	利根川	羽田川	広戸一号沢	岩舟町	羽田	0.02	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53018	2	利根川	羽田川	広戸二号沢	岩舟町	広戸	0.06	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53019	2	利根川	羽田川	広戸三号沢	岩舟町	広戸	0.03	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53020	2	利根川	羽田川	広戸四号沢	岩舟町	広戸	0.03	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53021	2	利根川	羽田川	柳沢一号沢	岩舟町	広戸	0.06	○		H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53022	2	利根川	羽田川	柳沢	岩舟町	広戸	0.13	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53023	2	利根川	羽田川	柳沢二号沢	岩舟町	広戸	0.06	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53024	2	利根川	羽田川	柳沢三号沢	岩舟町	広戸	0.14	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53025	2	利根川	羽田川	羽田沢の2	岩舟町	広戸	0.33	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53026	2	利根川	羽田川	羽田沢の1	岩舟町	広戸	0.22	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53027	2	利根川	羽田川	川入橋沢	岩舟町	羽田	0.03	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53028	2	利根川	三杉川	三谷東沢	岩舟町	三谷東	0.08	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ53029	2	利根川	谷田川	三谷東沢	岩舟町	三谷	0.09	○	○	H23. 3. 30	180 号
Ⅱ54001	2	利根川	赤津川	(深沢五号沢)	都賀町	深沢	0.04	○		H23. 3. 30	180 号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
II 54002	2	利根川	赤津川	深沢四号沢	都賀町	深沢	0.14	○	○	H23. 3. 30	180 号
II 54003	2	利根川	赤津川	深沢二号沢	都賀町	深沢	0.06	○	○	H23. 3. 30	180 号
II 54004	2	利根川	赤津川	深沢一号	都賀町	深沢	0.04	○		H23. 3. 30	180 号
II 54006	2	利根川	逆川	野上西沢	都賀町	野上	0.35	○	○	H23. 3. 30	180 号
J 53001	3	利根川	三杉川		岩舟町	西根	0.05	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 53002	3	利根川	三杉川		岩舟町	田代	0.02	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 53003	3	利根川	三杉川		岩舟町	山中	0.06	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 53004	3	利根川	羽田川		岩舟町	広戸	0.24	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 53005	3	利根川	羽田川		岩舟町	羽田	0.11	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 53006	3	利根川	羽田川		岩舟町	羽田	0.04	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 53007	3	利根川	羽田川		岩舟町	羽田	0.03	○	○	H24. 3. 30	180 号
J 51001	3	利根川	永野川			岩出町	0.23	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51002	3	利根川	永野川			岩出町	0.14	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51003	3	利根川	永野川			日陰	0.06	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51004	3	利根川	永野川			打越	0.02	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51005	3	利根川	藤川			柳町	0.03	○		H25. 3. 29	202 号
J 51006	3	利根川	藤川			柳町	0.37	○		H25. 3. 29	202 号
J 51007	3	利根川	藤川			柳町	0.09	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51008	3	利根川	柏倉川			寺山	0.51	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51009	3	利根川	柏倉川			寺山	0.60	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51010	3	利根川	柏倉川			寺山	0.07	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51011	3	利根川	柏倉川			寺山	0.09	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51012	3	利根川	柏倉川			寺山	0.05	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51013	3	利根川	柏倉川			寺山	0.10	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51014	3	利根川	柏倉川			寺山	0.51	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51015	3	利根川	柏倉川			寺山	0.06	○		H25. 3. 29	202 号
J 51016	3	利根川	柏倉川			寺山	0.03	○		H25. 3. 29	202 号
J 51017	3	利根川	柏倉川			寺山	0.07	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51018	3	利根川	永野川			宮町	0.03	○		H25. 3. 29	202 号
J 51019	3	利根川	永野川			菅沼	0.08	○		H25. 3. 29	202 号
J 51020	3	利根川	永野川			初音山	0.10	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51021	3	利根川	永野川			初音山	0.10	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51022	3	利根川	永野川			初音山	0.07	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51023	3	利根川	永野川			初音山	0.04	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51025	3	利根川	出流川			根古谷	0.03	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51027	3	利根川	出流川			鍋山町	0.09	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51028	3	利根川	出流川			出流	0.21	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51029	3	利根川	出流川			片角	0.11	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51030	3	利根川	出流川			片角	0.03	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51031	3	利根川	出流川			片角	0.09	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51032	3	利根川	出流川			片角	0.23	○		H25. 3. 29	202 号
J 51033	3	利根川	出流川			片角	0.06	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51034	3	利根川	出流川			出流	0.04	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51035	3	利根川	出流川			出流	0.30	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51038	3	利根川	永野川			山口	0.12	○		H25. 3. 29	202 号
J 51039	3	利根川	永野川			台	0.56	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51040	3	利根川	永野川			下川	0.44	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51041	3	利根川	永野川			下川	0.10	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51042	3	利根川	永野川			下川原	0.21	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51043	3	利根川	永野川			永倉	0.03	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51044	3	利根川	永野川			永倉	0.73	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 51045	3	利根川	永野川			永倉	0.25	○		H25. 3. 29	202 号
J 51046	3	利根川	永野川			永倉	0.03	○		H25. 3. 29	202 号
J 51047	3	利根川	永野川			仲方町	0.11	○		H25. 3. 29	202 号
J 54001	3	利根川	赤津川		都賀町	木の西	0.07	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 54002	3	利根川	赤津川		都賀町	深沢	0.13	○	○	H25. 3. 29	202 号
J 54003	3	利根川	逆川		都賀町	仲坪	0.05	○	○	H25. 3. 29	202 号

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	位置		流域面積 (k m ²)	警戒 区域	特別 警戒区域	指定 告示日	
					町	字					
J 54004	3	利根川	逆川		都賀町	仲坪	0.04	○		H25.3.29	202号
J 54005	3	利根川	逆川		都賀町	仲坪	0.07	○		H25.3.29	202号
ⅠD1001		利根川	永野川	梓町沢	梓町	梓町	0.02	○	○	H30.8.28	143号
ⅠD1002		利根川	蓮華川	手洗窪沢	岩舟町	下津原	0.04	○	○	H30.8.28	143号
ⅠD1003		利根川	蓮華川	下津原1号沢	藤岡町	大田和	0.10	○		H30.8.28	143号
ⅡD1001		利根川	三杉川	小野寺沢	岩舟町	小野寺	0.06	○		H30.8.28	143号
ⅢD1001		利根川	永野川	仲方沢	仲方町	仲方町	0.02	○		H30.8.28	143号
ⅢD1002		利根川	永野川	岩出沢	岩出町	岩出町	0.04	○		H30.8.28	143号
ⅢD1003		利根川	蓮華川	下津原2号沢	藤岡町	大田和	0.06	○		H30.8.28	143号

3-6 地震被害想定結果（旧栃木市・旧岩舟町別）

(1) 県庁直下地震（M 7.3）の被害（風速 10m/s）

（平成 25 年度栃木県地震被害想定調査報告書）

			旧栃木市			旧岩舟町		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	全壊		4,780 棟			68 棟		
	半壊		15,216 棟			742 棟		
地震火災	出火		8 件	10 件	22 件	0 件	0 件	1 件
	焼失		20 棟	342 棟	561 棟	0 棟	0 棟	0 棟
人的被害	死者		297 人	224 人	242 人	4 人	3 人	3 人
	負傷者	重傷者数	515 人	385 人	406 人	7 人	5 人	5 人
		軽傷者数	3,315 人	2,489 人	2,584 人	149 人	98 人	109 人
	要救助者		764 人	600 人	625 人	10 人	7 人	8 人
ライフライン 被害直後	上水道	断水人口	116,681 人			9,655 人		
	下水道	支障人口	18,258 人			3,264 人		
	電力	停電軒数	9,685 軒			153 軒		
	通信(固定電話)	不通回線	5,501 回線			55 回線		
	都市ガス	供給停止戸数	697 戸			0 戸		
	LP ガス	供給停止戸数	7,559 戸			622 戸		
交通施設 被害	道路被害		112 箇所			17 箇所		
	鉄道被害		90 箇所			14 箇所		
避難者数 (当日 ・1 日後)	避難所		-	-	8,083 人	-	-	186 人
	避難行動要支援者		-	-	1,485 人	-	-	31 人
	避難所外		-	-	5,389 人	-	-	124 人

(2) 旧栃木市役所直下地震（M6.9）、旧岩舟町役場直下地震（M6.9）の被害（風速 10m/s）

			旧栃木市			旧岩舟町		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	全壊		8,774 棟			1,964 棟		
	半壊		20,221 棟			2,700 棟		
地震火災	出火		14 件	17 件	38 件	3 件	3 件	7 件
	焼失		544 棟	552 棟	2,332 棟	76 棟	42 棟	196 棟
人的被害	死者		566 人	422 人	481 人	129 人	86 人	101 人
	負傷者	重傷者数	965 人	698 人	756 人	218 人	143 人	161 人
		軽傷者数	4,639 人	3,508 人	3,573 人	685 人	489 人	513 人
	要救助者		1,427 人	1,111 人	1,163 人	328 人	229 人	252 人
ライフライン 被害直後	上水道	断水人口	115,386 人			17,404 人		
	下水道	支障人口	19,695 人			4,220 人		
	電力	停電軒数	11,389 軒			3,225 軒		
	通信(固定電話)	不通回線	6,610 回線			1,211 回線		
	都市ガス	供給停止戸数	3,842 戸			0 戸		
	LP ガス	供給停止戸数	8,811 戸			1,246 戸		
交通施設 被害	道路被害		116 箇所			21 箇所		
	鉄道被害		101 箇所			23 箇所		
避難者数 (当日 ・1 日後)	避難所		-	-	15,232 人	-	-	2,876 人
	避難行動要支援者		-	-	2,799 人	-	-	487 人
	避難所外		-	-	10,155 人	-	-	1,917 人

4-1 栃木市地域支え合い活動推進条例

平成28年3月25日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が、支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定めることにより、支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支え合い活動 支援を必要とする者に対する次に掲げる活動

ア 日常的に生活の状況を見守る活動及びその活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

イ 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

(2) 支援を必要とする者 高齢者、障がい者その他の日常生活において地域における支援を必要とする者をいう。

(3) 自治会等 自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であつて、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

(4) 関係機関等 警察署、社会福祉協議会その他の市内において支え合い活動に関係する機関及び団体(自治会等を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、市民、自治会等、関係機関等及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次項に掲げる団体等(以下「団体等」という。)に対し、次に掲げる者(介護保険施設、障がい者施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項の特定施設等に入所又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。)に係る情報(以下「情報」という。)を提供することができる。

(1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 栃木県療育手帳交付規則(平成12年栃木県規則第23号)の規定により療育手帳の交付を受けている者

(5) 介護保険法の規定により要支援認定又は要介護認定を受けている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援を必要とする者として認めた者

2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。

(1) 自治会等

(2) 民生委員

(3) 栃木市高齢者ふれあい相談員

(4) 栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会

(5) 警察署

- (6) 消防本部、消防署及び消防団
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前項第6号に掲げる者に対し支え合い活動を行う団体等のうち市長が必要と認めるもの
- 3 第1項の情報は、同項各号に掲げる者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める情報とする。
- 4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。
- （65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）
- 第10条 市長は、団体等に対し前条第1項第1号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより、支援を必要とする者の情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。
- （身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）
- 第11条 市長は、第9条第1項第2号から第5号までに掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、その者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。
- （市長が必要と認める者に係る情報の提供）
- 第12条 市長は、第9条第1項第6号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合においてその者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。
- （2以上の号に該当する者に係る情報の提供）
- 第13条 第9条第1項第1号に掲げる者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかに該当する者であるときは、当該支援を必要とする者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。
- （自治会等及び地区社会福祉協議会の申出）
- 第14条 市長は、自治会等又は地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等又は地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。
- （協定の締結等）
- 第15条 市長は、団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。
- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 提供する名簿の部数
 - (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
 - (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
 - (4) 情報の管理の方法に関する事項
 - (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登録された事項の漏えいがあった場合における措置
 - (6) 協定に違反した場合の措置
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項
- 3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を求め、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。
- （名簿管理者の届出）
- 第16条 協定を締結しようとする団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、協定の締結後、直ちに行うものとする。
- 3 協定を締結した団体等は、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。
- （緊急時における協力の依頼等）
- 第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。
- （情報の安全管理）
- 第18条 名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登録された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。
- （利用及び提供の制限）
- 第19条 情報の提供を受けた団体等の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- （支え合い活動の従事者の義務）
- 第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。
- （委任）
- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、平成28年10月1日から施行する。

4-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(1) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(危機管理課、令和5年11月現在)

施設名称	住所	施設名称	住所
板木地域		地域子育て支援センター	箱森町 36-31
やまと	万町 27-9	ちびっこランドイオン板木店	箱森町 37-9 イオン板木店
やまとデイセンター	万町 27-9	げんき堂整骨院リハビリデイサービス板木	箱森町 37-9 イオン板木店
やまとホーム	万町 27-9	ビジョン真中株式会社板木デイサービスセンターさんさん	箱森町 50-15
ふれんず	万町 2-14	さくら SES after school	箱森町 50-17
デイサービスサヤマ	倭町 5-18	さくら学園 SEI	箱森町 50-17
板木幼稚園	旭町 22-5	板木市地域活動支援センターオープンハウスたんぽぽ	小平町 6-11
うずま保育園	室町 1-22	若葉幼稚園	小平町 9-3
板木第三小学校	城内町 1-3-15	こひらメディカルクリニック	小平町 12-17
しろのうち学童保育	城内町 1-3-15	板木第三小学校	小平町 13-39
板木市こどもサポートセンター	城内町 2-2-28	ひまわり学童保育	小平町 13-39
ふるさとホーム板木	城内町 2-10-13	蔵の街リハビリデイサービス	泉町 23-17
ケアステーションあさひ板木	城内町 2-10-13	しえあはうす このゆびとまれ	大町 23-23
短期入所生活介護事業所 蔵の街ひまわり	城内町 2-17-23	あずみ苑板木大町	大町 25-27
地域密着型特別介護老人ホーム 蔵の街ひまわり	城内町 2-17-23	とちぎメディカルセンターとちぎ	大町 39-5
けやき保育園	城内町 2-18-13	とちの木保育園	大町 39-5
けやき保育園子育て支援センターきらり	城内町 2-18-13	パパスデイサービスセンター	昭和町 8-5
かなで	城内町 2-51-51	東陽中学校	大宮町 1287-1
ツクイ板木城内	城内町 2-24-24	認定こども園おおみや幼児教育センター	大宮町 1647-3
ゆーあい工房	城内町 2-62-14	認定こども園おおみや幼児教育センター子育て支援センターふれあいポッケ	大宮町 1647-3
K'きっず とちぎ	神田町 2-8	大宮北小学校	大宮町 1777-1
K'きっず ぶらす	神田町 2-8	スマイルクラブみやのこ	大宮町 1777-1
クローバー	神田町 6-18	多機能ほーむ まるにえ四季の里	大宮町 2023-3
障害福祉サービス事業所 海がめ物語	神田町 6-18	短期入所生活介護事業所 まるにえ四季の里	大宮町 2023-3
よつば	神田町 6-18	特別介護老人ホーム まるにえ四季の里	大宮町 2023-3
板木南中学校	本町 5-5	きらら保育園板木大宮	大宮町 2329-6
K'きっず ひので	本町 15-4	ひらかわ幼稚園	大宮町 2378-7
板木東中学校	日ノ出町 1-11	わらしべの家	大宮町 2708-2
板木ケアセンターそよ風	沼和田町 9-27	就労継続支援事業所直るべ	平柳町 1-2-4
板木グループリビングそよ風	沼和田町 10-9	板木市地域活動支援センターさざなみの家	平柳町 1-2-7
板木グループホームそよ風	沼和田町 10-10	ホームにゃんさち	平柳町 1-2-7
クワエル板木教室	沼和田町 11-20 前沢ビルA	蔵の街ウエイブ第1事業所	平柳町 1-2-7
K. connect	沼和田町 18-2	かぜのこふわり	平柳町 1-15-11
アルス南幼稚園	沼和田町 36-41	すてっぴ	平柳町 1-15-11
南小学校	沼和田町 38-10	就労継続支援事業所直るべ	平柳町 1-16-4
のびっこ学童保育	沼和田町 38-10	リハビリ板木平柳	平柳町 3-10-6
ウィズ・ユー板木沼和田	沼和田町 41-38	介護付有料老人ホームみどり	平柳町 3-23-3
デイサービスあんず	沼和田町 42-28	ニチイケアセンター 板木	平柳町 3-38-10
シスターズ片柳	片柳町 1-17-3	デイサービスセンターみどり	平柳町 3-42-13
認定こども園アルス幼稚園	片柳町 1-20-1	デイサービスセンターみどりわかば館	平柳町 3-42-5
おおやクリニック デイケアセンター	片柳町 2-1-50	託児所ナーサリールームさち	平柳町 3-50-6
グループホームアイリス	片柳町 2-1-50	相談支援事業所とちぎ	平柳町 3-54-17
サンブラザキッズルーム	片柳町 2-2-2	のびるばーす	平柳町 3-54-17
ささかね鍼灸整骨院リハトレデイサービス	片柳町 2-13-13	板木市老人福祉センター泉寿園	今泉町 1-2-7
板木西中学校	片柳町 2-15-40	いまいずみ児童館	今泉町 1-2-7
特別介護老人ホームかたやなぎ	片柳町 4-14-43-18	ホームほくちん	今泉町 1-35-5
特別介護老人ホームかたやなぎショートステイ	片柳町 4-14-43-18	キッズホーム とちぎ	今泉町 2-1-40
ちびっこハウスすくすくとちぎ	片柳町 4-14-43-18	いまいずみ保育園	今泉町 2-2-1
ブラザーズ片柳	片柳町 5-4-44	橋本医院	樋ノ口町 396-39
国学院大学板木二枚幼稚園	片柳町 5-11-37	アイエヌライン	樋ノ口町 396-16
リハビリ特化型デイサービスあいの風片柳	片柳町 5-7-22	あゆみ	皆川城内町 333-2
ひだまりファーム	湊町 4-8	べるで	皆川城内町 333-2
クルールとちぎ	湊町 4-13	ホームあする	皆川城内町 333-2
一般財団法人とちぎメディカルセンター 介護老人保健施設とちぎの郷	境町 27-21	ホームべるで	皆川城内町 333-2
地域密着型特別介護老人ホームたいようの家	平井町 122-8	ホームろほ	皆川城内町 333-2
平井荘	平井町 152-4	のびるばとちぎ	皆川城内町 390-6
ハートフルふきあげ 花夢ハウス	平井町 203 花夢ハウス107号110号	皆川城東小学校	皆川城内町 486
めぐみ	平井町 993-3	しろやま学童保育	皆川城内町 486
板木第五小学校	麓田町 2-7-25	板木特別支援学校	皆川城内町 1053
杉の木学童保育	麓田町 2-7-25	特別介護老人ホーム常若の杜みながわ	皆川城内町 1771-1
板木市老人福祉センター長寿園	麓田町 2-14-9	デイサービスセンター常若の杜みながわ	皆川城内町 1771-1
そのべ児童館	麓田町 2-14-9	皆川中学校	皆川城内町 1856
ふるさとホーム板木麓田町	麓田町 4-1-49	生活介護事業所このゆび☆とまれ	皆川城内町 1974-3
ケアステーションあさひ板木麓田町	麓田町 4-1-49	あすなろ	大皆川町 572-2
オアシス通所介護事業所	麓田町 4-2-32	小規模特別介護老人ホームとちぎ泉川	泉川町 73-1
くらのまち保育園	入舟町 6-1	デイサービスセンターとちぎ泉川	泉川町 73-1
板木中央小学校	入舟町 13-3	さくら学童クラブ	泉川町 166
なかよし学童保育	入舟町 13-3	さくら3Jホール	泉川町 166
中野病院	祝町 8-1	さくら第2保育園	泉川町 196-5
ゆっ蔵	柳瀬町 3-20	さくら第2学童クラブ	泉川町 196-5
青空ハイツ	柳瀬町 3-20	板木3J学童クラブ	泉川町 196-5
デイホーム孫の手とちぎ	柳瀬町 22-7	認定こども園さくら	泉川町 651-1
特別介護老人ホーム レユーナ	箱森町 1-14	板木さくら学童クラブ	泉川町 651-1
板木西センター	箱森町 13-13	認定こども園さくら子育て支援センターゆめふうせん	泉川町 651-1
ハートフルふきあげ箱森荘	箱森町 16-20	3J学童クラブ	泉川町 651-1
有限会社板木ケアーズ	箱森町 19-34	こだま保育園	泉川町 556
ティール保育園	箱森町 22-53-8	吹上小学校	吹上町 115
お茶の間げんきデイサービスセンター	箱森町 36-1	いとひばり学童保育	吹上町 115
はこのもり保育園	箱森町 36-31	あすひ	吹上町 571
はこのもり児童センター	箱森町 36-31	ハーモニーほーむ吹上401、402	吹上町 1389-3-401、402

施設名称	住所	施設名称	住所
栃木ケアーズふきあげグループホームほほえみ	吹上町 1639-1	はま！ハ！Dayスタジオ大平	大平町西野田 202-1
デイサービスセンターあいの杜とちぎ	新井町 1005-1	大平南中学校	大平町西野田 825
デイサービスセンター湯つくり	川原田町 238-2	K' きっず おおひら	大平町榎本 363
栃木ケアサポートひまわりデイサービスセンター	川原田町 254-10	星風会介護療養特別養護老人ホームおおひら	大平町西水代
すこやかホームひまわり	川原田町 254-17	整形外科メディカルバス	大平町西水代
にこにこ川原田倶楽部	川原田町 338-1	ASKA club 大平	大平町西水代 3510
特別養護老人ホームうづま荘	川原田町 1612	藤岡地域	
うづまデイサービスセンター	川原田町 1610-2	部屋小学校	藤岡町部屋 158
栃木市老人福祉センター福寿園	千塚町 210	部屋学童保育	藤岡町部屋 158
千塚小学校	大森町 196	ひまわり学童クラブ	藤岡町石川 444
えのき学童保育	大森町 196	特別養護老人ホーム 緑風苑	藤岡町中根 355-2
ハートフルふきあげ吹上事業所	大森町 465	みどり保育園	藤岡町中根 355-2
小規模多機能型居宅介護事業所みつみねの郷	梅沢町 970	腰塚デイサービスセンターなごみ	藤岡町藤岡 1822-1
特別養護老人ホームみつみねの郷	梅沢町 970	ふるさとホーム栃木藤岡	藤岡町藤岡 4287-1
共生型小規模みつみねの郷	梅沢町 970	ソーシャルインクルーホーム栃木藤岡町	藤岡町藤岡 4288-5
共生型デイサービスセンターみつみねの郷	梅沢町 970	短期入所栃木藤岡町	藤岡町藤岡 4288-5
梅の実	梅沢町 972	地域子育て支援センターふじおか	藤岡町赤麻 502-1
梅のはな	梅沢町 958-11	藤岡はーとらんど保育園	藤岡町赤麻 1711-2
寺尾小学校	梅沢町 1131-1	栃木市藤岡地域活動支援センター	藤岡町都賀 390-13
寺尾学童保育の会	梅沢町 1131-1	げんきっこ第1学童保育	都賀町合戦場 278
寺尾中学校	鍋山町 86-2	合戦場小学校	都賀町合戦場 301
星風会 グループホームこすもす	惣社町 121-3	げんきっこ第2学童保育	都賀町合戦場 301
星風会 グループホームこすもす2号館	惣社町 123-3	カーサ・エスペランサ	都賀町合戦場 599-6
星風会 ケアハウスルネッサンス	惣社町 123-1	歩行リハビリセンター・歩行特化型デイサービス TSUNAGI	都賀町合戦場 772-
星風会デイサービスセンター	惣社町 137-1	都賀幼稚園	都賀町家中 1889-1
介護老人保健施設 ノイエシュテルン	惣社町 138	ネムの里	都賀町家中 2195
ゆうの家	大光寺町 347-2	デイサービス家中	都賀町家中 2195
あいのいえ	大光寺町 348-1	星風会グループホームこすもす つが	都賀町家中 2223-10
さくら荘	大光寺町 348-1	小規模多機能型居宅介護事業こすもす つが	都賀町家中 2223-10
ほうれん荘	大光寺町 824-1	障がい福祉サービス事業所-lonu	都賀町家中 2293-1
星風会病院星風院	田村町 925-2	自立支援事業所Nalu	都賀町家中 2293-1
特別養護老人ホーム代官荘	田村町 928	とちぎメリーランド保育園	都賀町家中 2336-1
障害者支援施設妙山荘	田村町 928	就労継続支援センターいちごの郷	都賀町家中 2357-
おおつが保育園	大塚町 640-1	栃木市障害地域活動支援センター	都賀町家中 2357-
大平地域		家中小学校	都賀町家中 2740
ハーモネーションショーステイ大平	大平町富田 5-231	さくらんぼ学童保育	都賀町家中 2740
ハーモネーションハウス大平	大平町富田 5-230	ハーモニーほーむ家中	都賀町家中 5524-13
介護老人保健施設 ぶどうの舎	大平町富田 5-232	都賀中学校	都賀町家中 5818
介護老人保健施設 リハビリパークぶどうの舎	大平町富田 5-232	特別養護老人ホームひまわり	都賀町原宿 1424-1
星風会グループホームこすもすおおひら	大平町富田 5-225	社会福祉法人スイートホームひまわり	都賀町原宿 1424-1
託児所パピヨン	大平町富田 5-229	指定短期入所ひまわり	都賀町原宿 1424-1
ブラザース大平	大平町富田 68-14	都賀よっぱ保育園	都賀町原宿 2263-1
就労支援事業所フロンティア	大平町富田 1630-2	地域子育て支援センターつが	都賀町原宿 2263-1
大平西第2学童保育	大平町富田 1641	ハートフルふきあげとみはりの杜事業所	都賀町富張 255-1
おおひらふじ幼稚園	大平町富田 4012-8	グループホームとみはり	都賀町富張 255-1
大平下病院	大平町富田 5002-1	とみはり荘Ⅰ	都賀町富張 255-1
おおひらレディスクリニック	大平町下皆川 753	とみはり荘Ⅱ	都賀町富張 255-1
特別養護老人ホーム 咲くら館	大平町下皆川 916	赤津小学校	都賀町富張 147
デイサービスセンターきらら	大平町下皆川	キッズ学童保育	都賀町富張 147
みずほの家	大平町横堀 672	西方地域	
すまいるわく桜	大平町川連 277-1	グループホームふれんど西方	西方町金崎 731
あっとほーむ荘	大平町川連 278-1	西方病院	西方町金崎 273-3
とちぎメディカルセンターしもつが	大平町川連 420-1	すこやか保育園	西方町金崎 273-3
とちぎメディカルセンターしもつが淡心園	大平町川連 420-1	介護老人保健施設 にしかた	西方町金崎 273
フォレストキッズ保育園	大平町川連 509-5	短期入所生活介護事業所雅の風	西方町金崎 403-1
フォレストキッズ保育園子育て支援センターエンジェル	大平町川連 502-1	特別養護老人ホーム雅の風	西方町金崎 403-1
ハートキッズ	大平町川連 502-1	ふれんど小規模多機能型施設西方	西方町金崎 731
大平児童館	大平町蔵井 2007-1	ハーモニーほーむ西方	西方町本城 468-4
大平中学校	大平町蔵井 2026-1	西方小学校	西方町元 770
大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	大平町真弓 1438	西方中学校	西方町元 908-1
士与デイサービスセンターなかまの家笑顔	大平町士与 123-4	西方児童クラブ	西方町元 1601-1
在宅老人ショートステイ幸寿苑	大平町上高島 774	地域子育て支援センターにしかた	西方町本郷 516-2
特別養護老人ホーム 幸寿苑	大平町上高島 774	栃木市認定西方なかよしこども園	西方町本郷 516-2
特別養護老人ホーム 幸寿苑 たかしまの郷	大平町上高島 777-2	岩舟地域	
大平東小学校	大平町上高島 809	介護老人保健施設 安純の里	岩舟町古江 405
大平東学童保育	大平町上高島 809	医療法人星霜会熊倉医院 デイサービスセンタースマイル	岩舟町新里 210-1
共同生活援助事業所なごみの家	大平町北武井 655-3	みすぎデイサービス	岩舟町小野寺 1500
デイサービスこころ	大平町新 944-15	みすぎ	岩舟町小野寺 1500
ひかり保育園	大平町新 1320-5	複合型施設みすぎの郷	岩舟町小野寺 1500
大平中央学童保育	大平町新 1353		
カーサ・ミリアはな	大平町新 1521-5		
大平センター	大平町新 1540-36		
大平中央保育園	大平町西野田 20-7		
学童保育フレンド	大平町西野田 20-7		

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	住所	施設名称	住所
栃木農業高等学校	岩舟町下岡 646-5	寺尾学童保育の会	梅沢町 1131-1
國學院大學栃木高等学校	平井町 608	小野寺小学校	岩舟町下岡 646-5
國學院大學栃木中学校	平井町 608	小野寺南学童保育	岩舟町下岡 646-5
寺尾小学校	梅沢町 1131-1	介護老人保健施設 安純の里	岩舟町古江 405

4-3 災害時応援協定に基づく民間の福祉避難所

(1) 高齢者

(高齢介護課、令和4年1月1日現在)

番号	施設名	所在地	備考
1	特別養護老人ホームレューナ	箱森町 1-14	
2	特別養護老人ホーム代官荘	田村町 928	
3	特別養護老人ホームまろにえ四季の里	大宮町 2023-3	
4	特別養護老人ホームみながわ桜園	皆川城内町 520	
5	特別養護老人ホーム幸寿苑	大平町上高島 774	
6	特別養護老人ホーム咲くら館	大平町下皆川 916	
7	特別養護老人ホーム緑風苑	藤岡町中根 355-2	
8	特別養護老人ホームひまわり	都賀町原宿 1424-1	
9	特別養護老人ホーム雅の風	西方町金崎 403-1	
10	特別養護老人ホーム清松園	岩舟町和泉 816	
11	特別養護老人ホームかがやき	岩舟町静戸 970-1	
12	特別養護老人ホームみつみねの郷	梅沢町 970	
13	小規模特別養護老人ホームとちぎ泉川	泉川町 73-1	
14	地域密着型特別養護老人ホーム蔵の街ひまわり	城内町 2-17-23	
15	星風会小規模特別養護老人ホームおおひら	大平町西水代 1930-1	
16	特別養護老人ホーム幸寿苑たかしまの郷	大平町上高島 777-2	
17	みずぎの郷（地域密着型特別養護老人ホーム）	岩舟町小野寺 1500	
18	養護老人ホームあずさの里	梓町 455-27	
19	特別養護老人ホームうづま荘	川原田町 1612	
20	特別養護老人ホーム常若の杜	皆川城内町 1771-1	
21	特別養護老人ホームかたやなぎ	片柳町 4-14-43-18	
22	地域密着型特別養護老人ホームたいようの家	平井町 122-8	

(2) 障がい児者

(障がい福祉課、令和4年3月1日現在)

番号	施設名	所在地	備考
1	あゆみ	皆川城内町 333-2	
2	すてっぷ	片柳町 1-26-21	
3	めぐみ	平井町 993-3	
4	ゆーあい工房	城内町 2-62-14	
5	あすなろ	大皆川町 572-2	
6	すぎのこ	岩舟町鷺巣 279-1	
7	ひのきの杜・第二ひのき	岩舟町曲ヶ島 806-1	
8	ひのきの杜共生・ひのき	岩舟町曲ヶ島 806-1	
9	もくせい里・もくせい	大平町西山田 1198	
10	ひばり野学園	都賀町臼久保 298-1	
11	すまいるわーく桜	大平町川連 277-1	
12	ゆうの家	大光寺町 347-2	
13	わらしべの家	大宮町 2708-3	
14	ハートフルふきあげ吹上事業所	大森町 465	
15	障害者支援施設悦山荘	田村町 928	
16	重症心身障害者入所施設/通所支援 星風会病院星風会	田村町 925-2	

5-1 現物備蓄の状況

(危機管理課、令和3年4月1日現在)

種類	名称	単位	数量	種類	名称	単位	数量
食料品	アルファ化米	食	23,668	その他	簡易トイレ	台	94
	クラッカー	食	31,920		毛布	枚	4,329
	菓子パン	食	4,926		段ボールベッド	台	53
	液体ミルク	本	240		救急セット	セット	23
	飲料水	リットル	20,668		マンホールトイレ	基	10
その他	浄水器	個	21		テント	張	37
	懐中電灯	個	163		簡易ベッド	台	15
	携帯トイレ	回分	11,600		担架	台	24

5-2 防災備蓄倉庫

(危機管理課、令和4年4月1日現在)

設 置	位 置	設 置	位 置
栃木市総合運動公園（総合体育館2階倉庫）	川原田町760	大平中学校体育館（防災倉庫）	大平町蔵井2026-1
栃木市立皆川中学校（体育館倉庫）	皆川城内町1856	旧消防団大平方面隊第3分団 第2部車庫	大平町西野田169-2
栃木保健福祉センター（倉庫、防災倉庫）	今泉町2-1-40		
寺尾公民館（防災倉庫）	梅沢町1183	部屋地区公民館（防災倉庫）	藤岡町部屋454-1
出流ふれあいの森（旧管理棟内）	出流町417	藤岡公民館（防災倉庫）	藤岡町藤岡810
老人福祉センター福寿園（防災倉庫）	千塚町210	赤麻地区公民館（防災倉庫）	藤岡町赤麻1737-1
大宮公民館（防災倉庫）	大宮町422-1	三鴨地区公民館（防災倉庫）	藤岡町甲436-2
国府公民館（防災倉庫）	惣社町228-1	藤岡総合支所（車庫内倉庫）	藤岡町藤岡1022
栃木中央小学校（体育館2階防災倉庫）	入舟町13-3	藤岡第一中学校（体育館倉庫）	藤岡町藤岡10
旧消防団栃木方面隊第11分団第5部 消防器具置場	出流町159-2	都賀防災倉庫	都賀町原宿573
		西方総合支所（2階北東側室内）	西方町本城1
キョクトウとちぎ蔵の街楽習館3階倉庫 （市民交流センター）	入舟町6-8	岩舟総合支所（倉庫）	岩舟町静5133-1

6-1 地すべり防止区域一覧

(栃木県県土整備部、令和元年9月現在)

区域名	土 地 (単位: ha)					人家	道路、鉄道、 官公署又は軌 道、学校、病 院、神社、仏閣 等種類別延長	指定 年月日	告示番号	所在地	
	耕 地			林地	耕地及び 林地以外 の土地						合計
	田	畑	計								
山際	一	0.12	0.12	5.06	0.50	5.68	5	道路 220m	H15. 10. 27	第1420号	鍋山町山際

6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(栃木県県土整備部、令和3年3月19日現在)

区域名	位置	指定年月日	告示番号	区域名	位置	指定年月日	告示番号
向山	皆川城内町	S53. 7. 28	第697号	柳町	柏倉町	H9. 12. 19	第742号
巡路	小野口町	S57. 8. 27	第795号	〃	〃	H13. 2. 9	第72号
〃	〃	S59. 4. 17	第347号	権現前	柏倉町	H9. 12. 19	第742号
初音山	尻内町	S62. 6. 19	第485号	〃	〃	H14. 3. 22	第152号
萱沼	尻内町	S62. 12. 15	第952号	〃	〃	H17. 12. 27	第823号
内宿	尻内町	H3. 6. 10	第464号	日陰	小野口町	H15. 3. 28	第181号
水木	西方町真名子	H7. 8. 29	第545号	初音西	尻内町	H15. 3. 28	第181号
〃	〃	H30. 9. 14	第469号	山下A	岩舟町小野寺	R3. 2. 26	第88号
	計	11 区域	16 箇所				

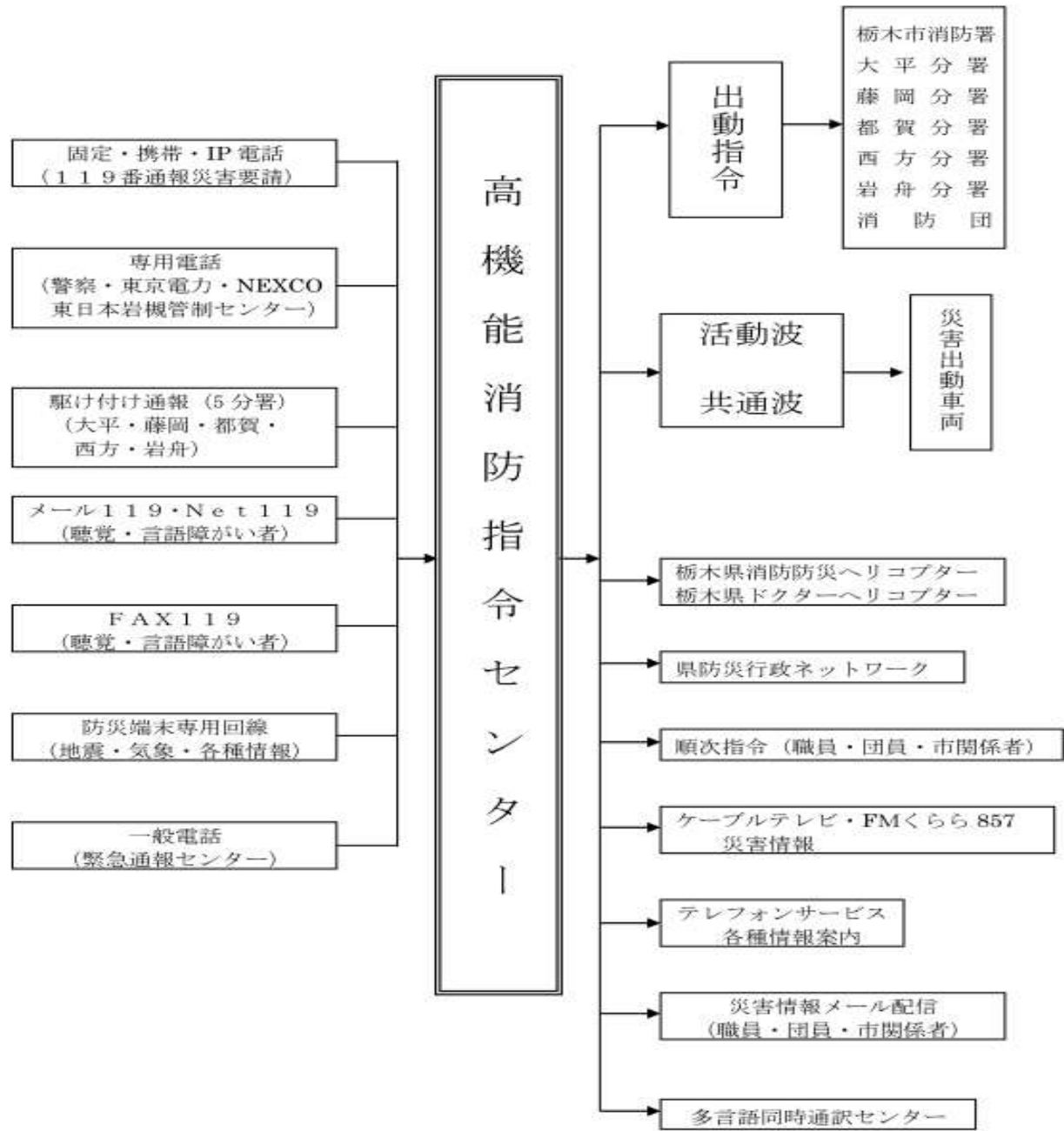
6-3 砂防指定地一覧

(栃木県県土整備部、平成 30 年 3 月 31 日現在)

支溪名	位置	指定年月日	告示番号	面積(ha)	支溪名	位置	指定年月日	告示番号	面積(ha)
藤 川	栃木地域	S27. 6. 5	第 718 号	0. 7520	上根古谷沢	栃木地域	H19. 1. 11	第 20 号	0. 1500
〃	〃	S56. 6. 22	第 1189 号	0. 3300	永倉沢	栃木地域	S51. 4. 26	第 794 号	6. 7200
〃	〃	S59. 12. 13	第 1649 号	1. 5600	熊野入沢	栃木地域	S52. 11. 4	第 1430 号	0. 3400
〃	〃	S63. 3. 18	第 812 号	0. 7400	宮下沢	栃木地域	S53. 4. 17	第 852 号	1. 2400
〃	〃	H6. 9. 1	第 1903 号	1. 3100	〃	〃	H5. 10. 18	第 1997 号	1. 6400
逆 川	都賀地域	S37. 8. 8	第 1927 号	0. 9300	姥返沢	栃木地域	S54. 4. 20	第 895 号	1. 0000
〃	〃	S37. 11. 9	第 2811 号	0. 7800	滝の沢	栃木地域	S63. 11. 11	第 2196 号	0. 6100
〃	〃	S40. 2. 23	第 318 号	0. 5310	〃	〃	H4. 2. 25	第 426 号	0. 7200
〃	〃	S41. 3. 31	第 951 号	0. 7400	栗生沢	栃木地域	H 元. 12. 21	第 2125 号	1. 3000
〃	〃	S41. 8. 5	第 2538 号	0. 4740	吹坂沢	栃木地域	H 元. 12. 21	第 2125 号	0. 6500
〃	〃	S42. 3. 22	第 744 号	0. 4980	壁谷入沢	栃木地域	H2. 3. 9	第 483 号	3. 4900
〃	〃	S42. 12. 28	第 4618 号	7. 3900	〃	〃	H8. 1. 12	第 62 号	1. 0700
〃	西方地域	S40. 2. 23	第 318 号	0. 3750	寒 沢	栃木地域	H2. 5. 19	第 1106 号	9. 8200
出流川	栃木地域	S38. 10. 25	第 2697 号	0. 6180	〃	〃	H8. 8. 14	第 1683 号	1. 1500
〃	〃	S40. 2. 23	第 318 号	0. 6990	岩見沢	栃木地域	H4. 2. 25	第 426 号	29. 8300
〃	〃	S41. 3. 31	第 951 号	0. 3000	鹿島入沢	栃木地域	H4. 2. 25	第 426 号	0. 3900
〃	〃	S41. 8. 5	第 2538 号	0. 5860	八幡沢	栃木地域	H4. 2. 25	第 426 号	0. 3600
〃	〃	S42. 3. 22	第 744 号	0. 7670	永野川	栃木地域	H4. 7. 15	第 1314 号	5. 2900
〃	〃	S42. 3. 31	第 1160 号	5. 1140	江戸ヶ入沢	栃木地域	H6. 9. 1	第 1903 号	0. 5700
〃	〃	S46. 2. 22	第 193 号	5. 1600	入山沢	栃木地域	H10. 11. 18	第 1973 号	12. 4600
〃	〃	H17. 3. 14	第 268 号	0. 1900	柿ヶ沢	栃木地域	H12. 1. 20	第 101 号	10. 7600
内宿川	栃木地域	S42. 3. 31	第 1160 号	4. 3160	中丸沢	栃木地域	H12. 1. 20	第 101 号	4. 4800
〃	〃	H6. 2. 14	第 270 号	2. 5400	大 沢	栃木地域	H12. 12. 18	第 2385 号	1. 6600
〃	〃	H7. 2. 6	第 181 号	2. 4507	宿土沢	栃木地域	H13. 12. 6	第 1711 号	0. 6000
〃	〃	H15. 2. 13	第 107 号	0. 4400	藤倉沢	栃木地域	H15. 2. 13	第 107 号	0. 4400
観音沢	栃木地域	S43. 12. 19	第 3661 号	11. 7000	新宿沢	栃木地域	H15. 3. 28	第 292 号	0. 6900
山口沢	栃木地域	S47. 4. 3	第 734 号	2. 9000	仁田沢	栃木地域	H16. 6. 9	第 625 号	2. 1900
梅 沢	栃木地域	S49. 4. 30	第 659 号	6. 8000	境 沢	栃木地域	H16. 10. 4	第 1203 号	0. 1900
入の沢	栃木地域	S50. 2. 3	第 90 号	0. 9300	大久保沢	栃木地域	H16. 10. 4	第 1203 号	0. 6800
高場沢	栃木地域	H18. 11. 13	第 1367 号	0. 8900	出流橋沢	栃木地域	H17. 7. 4	第 648 号	0. 2500
小板倉三号沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	2. 7400	小板倉四号沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	1. 1700
上坪沢	大平地域	H19. 9. 18	第 1199 号	1. 5399	榊 沢	岩舟地域	S63. 3. 18	第 812 号	0. 8600
馬場一号沢	栃木地域	H21. 1. 5	第 2 号	3. 2311	梅ヶ入沢 及び榊沢	岩舟地域	H3. 3. 25	第 752 号	57. 2300
三杉川	岩舟地域	S38. 2. 23	第 272 号	0. 4380	田代一号沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	1. 4300
羽田川・黒岩 沢川	岩舟地域	S46. 2. 22	第 193 号	0. 8400	中妻沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	10. 1300
羽田川	岩舟地域	S47. 2. 7	第 161 号	18. 0000	吉院沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	3. 6700
柳 沢	岩舟地域	S52. 4. 15	第 715 号	1. 1000	〃	〃	H13. 3. 16	第 226 号	0. 5100
谷田川	岩舟地域	S57. 8. 7	第 1471 号	0. 9400	上耕地沢	岩舟地域	H13. 1. 20	第 101 号	0. 3400
〃	〃	S61. 3. 17	第 659 号	1. 2200	足洗沢	岩舟地域	H16. 1. 28	第 34 号	1. 7600
〃	〃	S63. 3. 18	第 812 号	0. 3600	鷺巣一号沢	岩舟地域	H19. 5. 21	第 639 号	18. 7103
小板倉沢	岩舟地域	S60. 10. 28	第 1434 号	1. 4900	出流七号沢	栃木地域	H28. 3. 2	第 447 号	0. 3900
小板倉一号沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	2. 3300	南 沢	栃木地域	H28. 3. 2	第 447 号	1. 4700
小板倉二号沢	岩舟地域	H4. 2. 25	第 426 号	19. 5700	計	利根川水系 57 溪流 85 箇所			315. 0200

7-1 栃木市消防本部通信系統図

(消防年報、令和3年版)



7-2 消防施設・設備の状況

(1) 消防水利設置状況 (消防年報、令和3年4月1日現在、箇所)

		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟地区	計
井戸		223	100	40	4	0	0	367
消火栓		1,490	453	388	306	159	315	3,111
防火水そう	40 m ³ 以上	139	87	28	19	24	141	438
	20 m ³ 以上	362	9	175	83	17	38	684
	20 m ³ 未満	53	81	38	1	2	2	177
プール		21	6	6	4	2	4	43
計		2,288	736	675	417	204	500	4,820

(2) 消防車両等の配備状況

(消防年報、令和3年4月1日現在、台)

			消防ポンプ自動車等						その他の消防車													ボートトレーラー
		総 数	普通消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	化学車	梯子車	救助工作車	災害支援車	高規格救急車	庁用車	指揮車	広報車	総務連絡車	査察広報車	予防広報車	防火号	予防連絡車	物資搬送車	警防連絡車	警防広報車	火災調査車	
消防本部・署		22	1	1	1	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
分 署	大平	5	1		1				1			1										1
	藤岡	5	1	1					1			1										1
	都賀	4	1	1					1			1										
	西方	4	1	1					1			1										
	岩舟	5	1	1					1			1										1

(3) 消防機械器具資器材配備状況

(消防年報、令和3年4月1日現在)

種 別		所 属 別	合 計	消 防 本 部	栃木市消防署					
					本 署	大 平 分 署	藤 岡 分 署	都 賀 分 署	西 方 分 署	岩 舟 分 署
救 助 器 具	救命索発射銃		2		2					
	油圧式救助器具		7		3	1	1	1		1
	ワイヤーはしご		2		2					
	可搬式ウインチ		6		3		1			2
	救助マット		1		1					
	排煙機		4		4					
	マット型空気ジャッキ		2		2					
	耐熱防護服		2		2					
	化学防護服(防毒衣)		35		25	8		2		
	放射線防護服		2		2					
	放射線測定器		5		5					
	可燃・有毒ガス測定器		8		3	1	1	1	1	1
	耐電用防護服		5		5					
	潜水器具一式		11		11					
	救命ボート(※水上バイク含む)		10		3	1	※2	1	1	2
	船外機		3		1	1				1
	エアータント		2		2					
	熱画像直視装置		5		2	1	1			1
	画像探索装置		1		1					
救 急 用 器 具	人工呼吸器		8		3	1	1	1	1	1
	陰圧式固定具		11		3	2	1	1	2	2
	バックボード一式		19		7	2	2	3	2	3
	血圧計		28		6	5	4	4	4	5
	血中酸素飽和濃度測定器		20		5	4	2	2	4	3
	血中酸素・一酸化炭素飽和濃度測定器		8		3	1	1	1	1	1
	吸引器		20		8	3	2	2	2	3

種 別	所 属 別	合 計	消 防 本 部	栃木市消防署					
				本 署	大 平 分 署	藤 岡 分 署	都 賀 分 署	西 方 分 署	岩 舟 分 署
	喉頭鏡	29		8	7	3	4	3	4
	半自動体外式除細動器	9		4	1	1	1	1	1
	自動体外式除細動器（AED）	8	1	2	1	1	1	1	1
	ベッドサイドモニター	8		3	1	1	1	1	1
	輸液用資機材	8		3	1	1	1	1	1
破壊器具	エンジンカッター	8		3	1	1	1	1	1
	エアツール	2		2					
	ガス熔断器	2		2					
	チェーンソー	14		8	1	2	1	1	1
	削岩器	2		2					
	万能斧	24		9	3	2	2	3	5
呼吸保護具	空気充填設備	1		1					
	空気呼吸器	74		34	10	7	7	8	8
	空気ボンベ	187		76	22	21	29	21	18
	酸素呼吸器	3		3					
	簡易呼吸器	2		2					
作業用器具	ホースカー	13		3	1	2	2	2	3
	連梯子	16		6	2	2	2	2	2
	かぎ付梯子	6		4			1		1
	照明発電機	23	1	11	2	2	2	2	3
	拡声装置	35	3	12	4	5	4	2	5
放水・発泡器具	簡易発泡器	4		1	1	1	1		
	エアフォームノズル	11		6	4				1
	ピックアップノズル	4		1		1	1	1	
	ラインプロポーションナー	5		2	1	1	1		
	消火栓用スタンドパイプ	13		3	2	2	2	2	2
	分岐金具	36		9	4	5	7	4	7
	ホースブリッジ	21		3	4	4	4	2	4
	ロータリー管鎗	2		1		1			
	フォグガン	12		5	2	2	1	2	
	山林火災用手動ポンプ	56		22	5	7	7	8	7
	山林火災用可搬式送水装置	6		2	1	1	1	1	
	ウォーターチャージャー	8		2	1	2		1	2
	界面活性剤原液(ℓ)	3,060		1,480	380	200	300	180	520
その他の器具	超音波厚さ計	1	1						
	ピンホール探知機	1	1						
	膜厚計	1	1						
	非接触温度計	8		3	1	1	1	1	1

7-3 救助用資機材保有状況

(消防年報、令和3年4月1日現在)

区分	機械器具等名	保有数	単位	区分	機械器具等名	保有数	単位
救助器具	救命索発射銃	2	丁	破壊器具	エンジンカッター	8	基
	油圧式救助器具	7	式		エアツール	2	式
	ワイヤーはしご	2	基		ガス熔断器	2	基
	可搬式ウインチ	6	式		チェーンソー	14	基
	救助マット	1	式		削岩器	2	基
	排煙機	4	基		万能斧	24	丁
	マット型空気ジャッキ	2	式	呼吸保護具	空気充填設備	1	式
	耐熱防護服	2	着		空気呼吸器	74	基
	化学防護服(防毒衣)	35	着		空気ボンベ	187	本
	放射線防護服	2	着		酸素呼吸器	3	基
	放射線測定器	5	基		簡易呼吸器	2	基
	可燃・有毒ガス測定器	8	基	作業用器具	ホースカー	13	台
	耐電用防護服	5	着		連梯子	16	基
	潜水器具一式	11	式		かざ付梯子	6	基
	救命ボート	10	艘		照明発電機	23	基
	船外機	3	基		拡声装置	35	基
	エアータント	2	式		簡易発泡器	4	基
	熱画像直視装置	5		放水・発泡器具	エアフォームノズル	11	基
	画像探索装置	1			ピックアップノズル	4	基
救急用具	人工呼吸器	8	式		ラインプロポーショナー	5	基
	陰圧式固定具	11	式		消火栓用スタンドパイプ	13	基
	バックボード一式	19	式		分岐金具	36	基
	血圧計	28	式		ホースブリッジ	21	基
	血中酸素飽和濃度測定器	20	式		ロータリー管鎗	2	基
	血中酸素・一酸化炭素飽和濃度測定器	8	式		フогガン	12	基
	吸引器	20	式		山林火災用手動ポンプ	56	基
	喉頭鏡	29	式		山林火災用可搬式送水装置	6	基
	半自動体外式除細動器	9	式		ウォーターチャージャー	8	基
	自動体外式除細動器(AED)	8	式		界面活性剤原液	3,060	ℓ
	ベッドサイドモニター	8	式	その他の器具	超音波厚さ計	1	基
	輸液用資機材	8	式		ピンホール探知機	1	基
					膜厚計	1	基
					非接触温度計	8	基

8-1 危険物規制対象数

(完成検査済証交付施設)

(消防年報、令和3年4月1日現在)

施設区分		施設数(件)	施設区分		施設数(件)
貯蔵所	屋内貯蔵所	70	製造所		6
	屋外タンク貯蔵所	52	取扱所	給油取扱所	143
	屋内タンク貯蔵所	7		第一種販売取扱所	3
	地下タンク貯蔵所	131		第二種販売取扱所	0
	簡易タンク貯蔵所	0		一般取扱所	119
	移動タンク貯蔵所	146		小計	265
	屋外貯蔵所	5	—		—
	小計	411	合計		682

8-2 地域別危険物施設数

(消防年報、令和3年4月1日現在)

施設区分		地域別	栃木 地域	大平 地域	藤岡 地域	都賀 地域	西方 地域	岩舟 地域	計
製造所			1	1	0	0	3	1	6
貯蔵所	屋内貯蔵所		29	13	10	5	6	7	70
	屋外タンク貯蔵所		21	8	0	3	13	7	52
	屋内タンク貯蔵所		2	1	1	2	0	1	7
	地下タンク貯蔵所		61	19	13	14	15	9	131
	簡易タンク貯蔵所		0	0	0	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所		62	24	14	7	14	25	146
	屋外貯蔵所		2	3	0	0	0	0	5
小計			177	68	38	31	48	49	411
取扱所	給油取扱所		65	17	21	12	6	22	143
	第一種販売取扱所		3	0	0	0	0	0	3
	第二種販売取扱所		0	0	0	0	0	0	0
	一般取扱所		43	25	12	10	11	18	119
	小計		111	42	33	22	17	40	265
合計			289	111	71	53	68	90	682
事業所数			159	28	22	21	16	36	282

8-3 毒物劇物製造（販売）業等の登録状況

○毒物及び劇物取締法に基づく登録

(県南健康福祉センター、令和3年4月1日現在)

毒物劇物販売業			業務上取扱者	製造業
一般	農業用	特定		
36	27	3	3	1

9-1 孤立可能性地区・飛び地的地区一覧

(1) 孤立可能性地区

地域	地区名
栃木	出流町
西方	西方町真名子（真上、男丸）
岩舟	岩舟町小野寺（羽田）

(2) 飛び地的地区

地域	地区名
栃木	大光寺町
藤岡	藤岡町下宮

10-1 栃木市災害対策本部条例

平成22年3月29日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、栃木市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

[中略]

附 則（平成24年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

10-2 栃木市災害対策本部に関する規程

平成22年3月29日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、栃木市災害対策本部条例（平成22年年栃木市条例第24号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、栃木市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び危機管理監をもって充てる。

2 条例第2条第2項において、災害対策本部長の職務を代理する副本部長の順位は、次に掲げる順位とする。

(1) 第1順位 副市長の職にある副本部長

(2) 第2順位 危機管理監の職にある副本部長

(3) 第3順位 教育長の職にある副本部長

(本部長職務代理者)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長ともに事故があるときは、本部長の指定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）が職務を代理する。

(本部員会議)

第4条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集し、会議の議長は、本部長が当たる。

(部及び班)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に次の部を置く。

(1) 統括部

(2) 総務部

(3) 財務部

(4) 生活環境部

(5) 救援救護部

(6) 産業振興部

(7) 建設部

(8) 上下水道部

(9) 都市整備部

(10) 避難所運営部

(11) 消防部

2 前項の部に班を置き、その分掌する事務は、栃木市地域防災計画に定めるところによる。

(部長、班長等)

第6条 部に部長、班に班長を置き、本部員をもって充てる。

2 部長は、本部長の命を受け部務を掌理し、班長は、上司の命を受けて班務を掌理する。

3 部に副部長、班に副班長を置くことができる。

(本部付)

第7条 本部長は、災害対策本部の活動に万全を期するため、官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱することができる。

(特別の部又は班の設置)

第8条 本部長は、必要に応じ、第5条に規定する部及び班以外の部又は班を設けることができる。

(庶務)

第9条 災害対策本部の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるものを除くほか、非常招集の令達、応召、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な細則は、別に定める。

[中略]

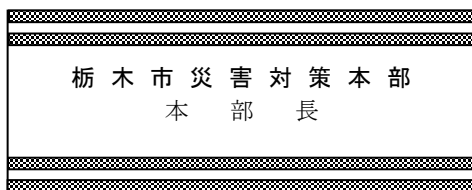
附 則 (令和3年訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

10-3 本部職員の標識

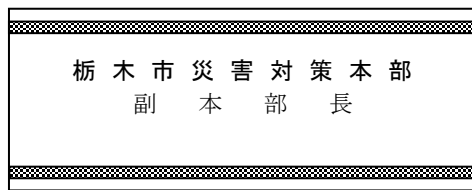
本部長、副本部長、その他の職員の身分を明確にするための腕章及び本部自動車用標識を次のとおり定め、災害対策活動に従事するとき着用する。ただし、消防部は、制服をもって腕章に代える。

本部長



(縦：10 cm 横：40 cm)

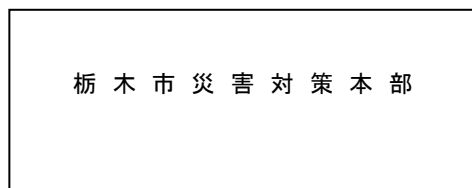
副本部長



(寸法は、以下同じ。)

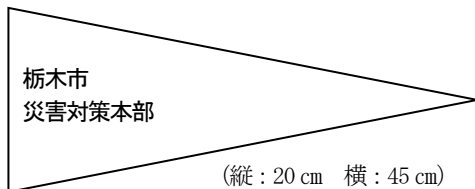
(地は紺色、文字を銀色とし、線は幅1センチメートルの銀色とする。)

その他の職員



(部長級は、地は緑色、文字を白色、課長級は、地は白色、文字を黒色、他の職員は、地は黄色、文字を黒色とする。)

本部自動車用



(縦：20 cm 横：45 cm)

(地は赤色、文字は白ぬきとする。)

11-1 警報・注意報発表基準一覧

(気象庁、令和3年6月8日現在)
発表官署 宇都宮地方気象台

栃木市	府県予報区	栃木県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南西部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 146
	洪水	地域雨量指数基準	巴波川流域=15.2, 三杉川流域=10, 赤津川流域=11, 柏倉川流域=4.8, 藤川流域=6.5
		複合基準※1	永野川流域=(8, 11.7), 巴波川流域=(8, 13.6), 赤津川流域=(8, 9.9), 藤川流域=(8, 5.8)
		指定川河洪水予報による基準	思川〔保橋・観見橋〕, 黒川〔府中橋・東雲橋〕, 永野川〔大平橋上〕, 渡良瀬川上流部〔高津戸〕, 利根川上流部〔八斗島・栗橋〕, 渡良瀬川下流部〔足利・古河・乙女・中里〕
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	91
	洪水	地域雨量指数基準	巴波川流域=12.1, 三杉川流域=8, 赤津川流域=8.8, 柏倉川流域=3.8, 藤川流域=5.2
		複合基準※1	思川流域=(9, 37), 永野川流域=(5, 10.5), 巴波川流域=(5, 12.1), 赤津川流域=(8, 7), 柏倉川流域=(9, 3), 藤川流域=(8, 4.2)
		指定河川洪水予報による基準	思川〔保橋・観見橋〕, 永野川〔大平橋上〕, 渡良瀬川下流部〔足利・古河・中里〕
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ	① 24時間降雪の深さが 30 cm以上 ② 40 cm以上の積雪があつて日最高気温が 6℃以上	
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 -9℃以下※2	
	霧	早霧・晩霧期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110 mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

11-2 防災無線

(1) 同報系防災行政無線設置済箇所

(危機管理課、令和4年1月31日現在)

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
栃 木 地 域			60	栃木第12分団第2部器具置場	田村町 941
1	栃木市役所本庁舎	万町 9-25	61	国府北小学校	大塚町 1278
2	うずま公園	室町 2-30	62	大塚上区自治会公民館	大塚町 2519
3	栃木第四小学校	城内町 1-3-15	63	大塚癸生共同墓地	大塚町 3402
4	道路管理車庫	城内町 2-62-10	大 平 地 域		
5	沼和田町公民館	沼和田町 3-28	1	大平総合支所	大平町富田 558
6	南小学校	沼和田町 38-10	2	大平富田集会所	大平町富田 1557-5
7	栃木西中学校	片柳町 2-15-40	3	富田北地域のひろば	大平町富田 2010
8	片柳市営住宅	片柳町 4丁目地内	4	大平中央公園	大平町富田 4016
9	平井町公民館	平井町 294-1	5	西山田報恩寺付近	大平町西山田 2514-2
10	あじさい坂駐車場	平井町 622	6	西山田白岩公園	大平町西山田 2955-1
11	栃木第五小学校	藪部町 2-7-25	7	大平第1分団第3部器具置場	大平町西山田 917
12	水道庁舎	藪部町 3-13-24	8	西山田地域のひろば	大平町西山田 941
13	栃木第5分団器具置場	箱森町 36-29	9	旧大平方面隊第1分団第5部器具置場	大平町下皆川 769-2
14	栃木第三小学校	小平町 13-39	10	みずほ公園	大平町横堀 5-1
15	東陽中学校	大宮町 1287-1	11	大平東地区公民館	大平町横堀 810
16	栃木第8分団第1部器具置場	大宮町 1580-13	12	川連公民館	大平町川連 306-3
17	大宮平川自治会公民館	大宮町 2290-93	13	旧土与公民館	大平町土与 202
18	栃木市消防署訓練棟	平柳町 1-34-5	14	蔵井公民館	大平町蔵井 655
19	老人福祉センター泉寿園	今泉町 1-2-7	15	真弓集会場	大平町真弓 358-1
20	大宮南小学校	藤田町 135-2	16	真弓南部公民館	大平町真弓 1225-1
21	皆川城東小学校	皆川城内町 486	17	大平運動公園	大平町真弓 1666-1
22	皆川城内町向山	皆川城内町 1293-1	18	旧大平方面隊第2分団第4部器具置場	大平町下高島 867-1
23	皆川城内町滝ノ入	皆川城内町 1582-2	19	北武井地域のひろば	大平町北武井 525-2
24	皆川中学校	皆川城内町 1856	20	新農村生活センター	大平町新 550-2
25	南柏倉公民館	柏倉町 409-1	21	大平中央小学校	大平町新 1354-2
26	北柏倉公民館	柏倉町 765	22	ゆうゆうプラザ	大平町西野田 666-1
27	東小野口町公民館	小野口町 271-1	23	大平南中学校	大平町西野田 825
28	志鳥町大沢	志鳥町 216-1	24	榎本集会所	大平町榎本 616-2
29	志鳥町公民館南	志鳥町 461-1	25	榎本荒町公園	大平町榎本 955-1
30	永野川緑地公園パークセンター	岩出町 117-2	26	堀ノ内橋周辺	大平町西水代 160-4
31	新井町公民館	新井町 633	27	大平南地区公民館	大平町西水代 1787
32	吹上小学校	吹上町 115	28	大平農村婦人の家	大平町伯仲 1728-2
33	吹上中学校	吹上町 434-1	藤 岡 地 域		
34	細堀町藤宮神社	細堀町 234-1	1	部屋小学校	藤岡町部屋 158
35	木野地町公民館	木野地町 1414	2	藤岡第1分団第1部器具置場	藤岡町部屋 677-7
36	総合運動公園東	川原田町 760	3	部屋南部桜づつみ公園	藤岡町部屋 2461
37	川原田町東公民館南	川原田町 1238	4	新波東研修館	藤岡町新波 1369-1
38	いちご園運動場	川原田町 1680-6	5	帯刀避難地	藤岡町石川 529-1 付近
39	永野川宮の橋西	宮町 538 付近	6	緑川公民館	藤岡町緑川 426
40	老人福祉センター福寿園	千塚町 210	7	西前原研修館	藤岡町西前原 73-2
41	仲方町公民館	仲方町 229	8	蛭沼ふれあい公園	藤岡町蛭沼 1767-3
42	梓町集落センター東	梓町 177	9	藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544
43	尻内第一集落センター	尻内町 389-1	10	藤岡分署	藤岡町藤岡 81-2
44	旧寺尾南小学校	尻内町 680-1	11	藤岡総合支所	藤岡町藤岡 1022-5
45	尻内町萱沼	尻内町 1024-3	12	藤岡小学校	藤岡町藤岡 1500
46	梅沢第一自治会公民館	梅沢町 389	13	藤岡総合体育館	藤岡町藤岡 1788
47	寺尾公民館	梅沢町 1183	14	藤岡第2分団第2部器具置場	藤岡町藤岡 2402
48	大久保町永倉沢	大久保町 417-6	15	藤岡町下宮	藤岡町下宮 652
49	栃木第11分団第3部器具置場	鍋山町 599-1	16	藤岡保健福祉センター	藤岡町赤麻 502-1
50	寺尾ふれあい水辺の広場	鍋山町 1469 付近	17	西江川公民館	藤岡町赤麻 3032-1
51	鍋山第三自治会公民館	鍋山町 2777	18	赤麻地区公民館	藤岡町赤麻 1737-1
52	星野町集会所	星野町 212-2	19	東赤麻研修館	藤岡町赤麻 4800-1
53	星野河川公園	星野町 263	20	小池公民館	藤岡町大前 3488
54	旧寺尾北小学校跡地	出流町 232	21	藤岡第3分団第2部器具置場	藤岡町大前 598-3
55	国府公民館	惣社町 228-1	22	三鴨地区公民館	藤岡町甲 436-2
56	栃木第12分団第1部器具置場	惣社町 866	23	高取不動尊堂	藤岡町甲 1400-1
57	惣社第一公園	惣社町 1533-11	24	本郷公民館	藤岡町甲 3003-1
58	大光寺公民館	大光寺町 90-1	25	藤岡地域活動支援センター	藤岡町都賀 390-13
59	円光寺公民館	大光寺町 829-2	26	藤岡都賀集会場	藤岡町都賀 1165-1

No.	設置場所	所在地	No.	設置場所	所在地
27	都賀ふれあい公園	藤岡町都賀 1460-1	11	西方第3分団第2部器具置場	西方町本郷 816-2
28	大田和ふれあい公園	藤岡町大田和 448-1	12	真名子夢ホール	西方町真名子 1086-1
29	道の駅みかも	藤岡町大田和 678	13	社会福祉協議会デイサービス真名子	西方町真名子 1400-1
30	太田公民館	藤岡町太田 835-1	14	真名子運動場	西方町真名子 1722
都 賀 地 域			15	八百比丘尼公園	西方町真名子 1893-1
1	合戦場小学校	都賀町合戦場 301	16	小沼公民館	西方町真名子 2167-1
2	都賀南部コミュニティセンター	都賀町平川 481-5	17	西方町真上	西方町真名子 2475
3	升塚公民館	都賀町升塚 765-2	岩 舟 地 域		
4	鷲宮神社西	都賀町家中 444-3	1	岩舟中学校	岩舟町静 389-1
5	家中小学校	都賀町家中 2740	2	岩舟小学校	岩舟町静 1400
6	つがスポーツ公園運動場	都賀町家中 4785-3	3	岩舟第2分団器具置場	岩舟町静 1837-1
7	上新田地区多目的集会施設	都賀町家中 5220-2	4	御門農村公園	岩舟町静 3604-2
8	都賀総合支所	都賀町家中 5982-1	5	岩舟総合支所	岩舟町静 5133-1
9	本郷ふれあいセンター	都賀町家中 7549	6	岩舟下津原集会所	岩舟町下津原 620-1
10	都賀公民館	都賀町原宿 521	7	いわふねフルーツパーク	岩舟町下津原 1612-8
11	木コミュニティセンター	都賀町木 813	8	小山多目的公園	岩舟町豊岡 92-2
12	つがの里ふるさとセンター	都賀町臼久保 325	9	岩舟ふるさとセンター	岩舟町静和 2379-2
13	ファミリーパーク	都賀町臼久保 197	10	水掛公民館	岩舟町静戸 211-8
14	赤津小学校	都賀町富張 147	11	旧岩舟方面隊第1分団第2部器具置場	岩舟町静戸 1899-1
15	野上公民館付近	都賀町大柿 802	12	岩舟第1分団第2部器具置場	岩舟町曲ヶ島 1181
16	大柿コミュニティセンター	都賀町大柿 1122	13	曲ヶ島新田公民館	岩舟町曲ヶ島 1761-5
17	都賀第2分団器具置場	都賀町大柿 1601-4	14	渋沢公民館	岩舟町古江 489-1
18	赤津川神前田橋西	都賀町大柿 1816	15	旧岩舟方面隊第3分団第2部器具置場	岩舟町古江 841-4
19	赤津スポーツ広場	都賀町大柿 3035	16	小野寺ふれあい館	岩舟町新里 606
20	大柿西運動場	都賀町大柿 3294	17	大丸建築資材置場	岩舟町三谷 763
西 方 地 域			18	岩舟総合運動公園	岩舟町三谷 1038-1
1	栄町公民館	西方町金崎 747	19	小野寺小学校	岩舟町下岡 646-5
2	西方総合支所	西方町本城 1	20	岩舟西根南集会場	岩舟町小野寺 828-3
3	西方第2分団器具置場	西方町本城 521-1	21	岩舟第3分団第2部器具置場	岩舟町小野寺 1142-1
4	西方第一浄水場	西方町本城 683	22	上耕地公民館	岩舟町小野寺 2041-2
5	柴南公民館	西方町元 184-1	23	旧小野寺北小学校	岩舟町小野寺 2133-3
6	西方小学校	西方町元 770	24	旧岩舟方面隊第3分団第4部器具置場	岩舟町小野寺 2479-4
7	西方中学校	西方町元 908-1	25	田代公民館	岩舟町小野寺 2572-1
8	西方南部地区コミュニティセンター	西方町金井 1370	26	羽田スクールバスUターン場	岩舟町小野寺 3848-2
9	神塚公民館	西方町金井 1797-23	27	羽田公民館付近	岩舟町小野寺 5225
10	西方総合文化体育館	西方町本郷 1705-2			

11-3 IP 無線

(危機管理課、令和4年6月1日現在)

呼出番号	施設名	所在地	配備先
001	危機管理監	万町 9-25	危機管理課
002	危機管理課代表	万町 9-25	危機管理課
003	危機管理課 2	万町 9-25	危機管理課
004	危機管理課 3	万町 9-25	危機管理課
005	危機管理課 4	万町 9-25	危機管理課
006	危機管理課 5	万町 9-25	危機管理課
007	危機管理課 6	万町 9-25	危機管理課
008	危機管理課 7	万町 9-25	危機管理課
009	危機管理課 8	万町 9-25	危機管理課
010	危機管理課 9	万町 9-25	危機管理課
011	栃木保健福祉センター	今泉町 2-1-40	健康増進課
012	上水道代表	藪部町 3-13-24	水道建設課
013	上水道 2	藪部町 3-13-24	水道建設課
014	上水道 3	藪部町 3-13-24	水道建設課
015	下水道代表	藪部町 3-13-24	下水道建設課
016	下水道 2	藪部町 3-13-24	下水道建設課
017	下水道 3	藪部町 3-13-24	下水道建設課
018	とちぎグリーンプラザ	梓町 456-32	クリーン推進課
019	避難所班長	万町 9-25	教育総務課
020	学悠館高校	万町 9-25	教育総務課
021	とちぎコミュニティプラザ	箱森町 36-31	子育て支援課
022	市民交流センター	入舟町 6-8	栃木公民館
023	大平地域代表	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
024	大平地域 2	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
025	大平地域 3	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
026	大平地域 4	大平町富田 558	大平地域づくり推進課
027	藤岡地域代表	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
028	藤岡地域 2	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
029	藤岡地域 3	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
030	藤岡地域 4	藤岡町藤岡 1022-5	藤岡地域づくり推進課
031	藤岡保健福祉センター	藤岡町赤麻 502-1	健康増進課
032	都賀地域代表	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
033	都賀地域 2	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
034	都賀地域 3	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
035	都賀地域 4	都賀町家中 5982-1	都賀地域づくり推進課
036	西方地域代表	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
037	西方地域 2	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
038	西方地域 3	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
039	西方地域 4	西方町本城 1	西方地域づくり推進課
040	西方総合文化体育館	西方町本郷 1705-1	西方総合文化体育館
041	岩舟地域代表	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
042	岩舟地域 2	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
043	岩舟地域 3	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
044	岩舟地域 4	岩舟町静 5133-1	岩舟地域づくり推進課
045	岩舟健康センター(健康館)	岩舟町三谷 1038-1	健康増進課
046	消防本部通信指令課	平柳町 1-34-5	通信指令課
047	消防署	平柳町 1-34-5	消防課
048	消防課 1	平柳町 1-34-5	消防課
049	消防課 2	平柳町 1-34-5	消防課
050	消防課 3	平柳町 1-34-5	消防課
051	消防総務課	平柳町 1-34-5	消防総務課
052	警防課代表	平柳町 1-34-5	警防課
053	警防課 2	平柳町 1-34-5	警防課
054	大平分署	大平町蔵井 2001-2	大平分署
055	藤岡分署	藤岡町藤岡 81-2	藤岡分署
056	都賀分署	都賀町大柿 1529	都賀分署
057	西方分署	西方町金井 293	西方分署
058	岩舟分署	岩舟町静 5133-1	岩舟分署
059	大宮公民館	大宮町 422-1	大宮公民館
060	皆川公民館	皆川城内町 699	皆川公民館
061	吹上公民館	吹上町 782-1	吹上公民館

呼出番号	施設名	所在地	配備先
062	寺尾公民館	梅沢町 1183	寺尾公民館
063	国府公民館	惣社町 228-1	国府公民館
064	大平公民館	大平町蔵井 2001-3	大平公民館
065	藤岡公民館	藤岡町藤岡 810	藤岡公民館
066	都賀公民館	都賀町原宿 521	都賀公民館
067	西方公民館	西方町本城 1	西方公民館
068	岩舟公民館	岩舟町静 2292-1	岩舟公民館
069	学校施設課	万町 9-25	学校施設課
070	栃木中央小学校	入舟町 13-3	学校施設課
071	栃木第三小学校	小平町 13-39	学校施設課
072	栃木第四小学校	城内町 1-3-15	学校施設課
073	栃木第五小学校	藪部町 2-7-25	学校施設課
074	南小学校	沼和田町 38-10	学校施設課
075	大宮南小学校	藤田町 135-2	学校施設課
076	大宮北小学校	大宮町 1777-1	学校施設課
077	皆川城東小学校	皆川城内町 486	学校施設課
078	吹上小学校	吹上町 115	学校施設課
079	千塚小学校	大森町 196	学校施設課
080	寺尾小学校	梅沢町 1131-1	学校施設課
081	国府南小学校	寄居町 949-3	学校施設課
082	国府北小学校	大塚町 1278	学校施設課
083	大平東小学校	大平町上高島 809	学校施設課
084	大平南小学校	大平町西水代 1732	学校施設課
085	大平西小学校	大平町富田 1869	学校施設課
086	大平中央小学校	大平町新 1354-2	学校施設課
087	藤岡小学校	藤岡町藤岡 1500	学校施設課
088	部屋小学校	藤岡町部屋 158	学校施設課
089	赤麻小学校	藤岡町赤麻 1703	学校施設課
090	三鴨小学校	藤岡町甲 275-1	学校施設課
091	合戦場小学校	都賀町合戦場 301	学校施設課
092	家中小学校	都賀町家中 2740	学校施設課
093	赤津小学校	都賀町富張 147	学校施設課
094	西方小学校	西方町元 770	学校施設課
095	真名子小学校	西方町真名子	学校施設課
096	岩舟小学校	岩舟町静 1400-1	学校施設課
097	静和小学校	岩舟町静和 2432	学校施設課
098	小野寺小学校	岩舟町下岡 646-5	学校施設課
099	栃木東中学校	日ノ出町 1-11	学校施設課
100	栃木西中学校	片柳町 2-15-40	学校施設課
101	栃木南中学校	本町 5-5	学校施設課
102	東陽中学校	大宮町 1287-1	学校施設課
103	皆川中学校	皆川城内町 1856	学校施設課
104	吹上中学校	吹上町 434-1	学校施設課
105	寺尾中学校	鍋山町 86-2	学校施設課
106	大平中学校	大平町蔵井 2026-1	学校施設課
107	大平南中学校	大平町西野田 825	学校施設課
108	藤岡中学校	藤岡町藤岡 10	学校施設課
109	都賀中学校	都賀町家中 5818	学校施設課
110	西方中学校	西方町元 908-1	学校施設課
111	岩舟中学校	岩舟町静 3891	学校施設課
112	旧藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544	学校施設課
201	社会福祉協議会	今泉町 2-1-40	総務課
202	栃木警察署	箱森町 40-14	警備課
203	東日本旅客鉄道(株)栃木駅	沼和田町 1-1	栃木駅
204	東武鉄道(株)新栃木駅	平柳町 1-8-18	新栃木駅
205	ケーブルテレビ・FMくらら	樋ノ口町 43-5	コンテンツ課・地域プロモーション課
206	メディカルセンターしもつが	大平町川連 420-1	事務部
207	メディカルセンターとちのき	大町 39-5	総務課
208	西方病院	西方町金崎 273-3	総務課
209	下都賀郡医師会事務局	境町 27-21	下都賀郡医師会
210	下都賀郡歯科医師会事務局	境町 27-21	下都賀郡歯科医師会

11-4 栃木県火災・災害時即報要領

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。)には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に 関する即報について県へ報告をするものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(県、市町又は消防本部が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末(栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照)からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(応援団体含む。)

は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1)市町又は消防本部は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2)市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やか

にその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

- (5) 市町又は消防本部は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

- (7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

- (8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(7) 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

(d) 特定違反対象物の火災

(e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

(f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

(g) 損害額1億円以上と推定される火災

(h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(4) 林野火災

(a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請又は実施したもの

(c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(7) 交機関の火災

(a) 航空機火災

(b) 船舶火災であつて社会的影響度の高いもの

(c) トンネル内車両火災

(d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(7) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(4) 負傷者が5名以上発生したもの

(7) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(4) 湖沼・河川への危険物等流出事故

(4) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

(7) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があつたもの

(4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であつて、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあつたもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

[中略]

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(7) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(4) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

(7) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(4) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(9) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(5) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

(7) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(4) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

(7) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(4) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(7)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(7)、(4)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(7) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

(4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故 即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ロ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ハ) リ災者の避難保護の状況

(ニ) 市町及び消防本部の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ロ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ハ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

- 「事業所名」は「〇〇(株) 〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (4) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (5) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (6) 施設の概要
「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (7) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (9) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (10) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。
(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (11) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「死傷者等」には急病人等を含む。
イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動の状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等 活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。
〔中略〕

<災害即報>

4 第4号様式

- (1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）
災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。
- ア 災害の概況
- (7) 発生場所・発生日時
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
- (4) 災害種別概況
- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況
- イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

- (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。
- また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。
- (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ロ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (ハ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。
- また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

- (ア) 災害の発生場所
被害を生じた市町名又は地域名
- (イ) 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
- (ロ) 災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- (ハ) 応急対策の状況
消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。
- また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

〔中略〕

この要領は、令和3年6月8日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	県民生活部 危機管理課 及び 消防防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番－500－2136
				FAX	発信特番－500－2146
消防 庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急対策室	NTT回線	電話	028－623－2136
				FAX	028－623－2146
			地域衛星 ネットワーク	電話	03－5253－7527
				FAX	03－5253－7537
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	発信特番－048－500－90－49013
				FAX	発信特番－048－500－90－49033
			地域衛星 ネットワーク	電話	03－5253－7777
				FAX	03－5253－7553
				電話	発信特番－048－500－90－49102
				FAX	発信特番－048－500－90－49036

〔以下略〕

12-1 栃木市被災宅地危険度判定実施要綱

平成22年3月29日 告示第200号

(目的)

第1条 この告示は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱(平成17年3月30日栃木県制定。以下「県要綱」という。)に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害若しくは被害の拡大を防止し、又は被害を軽減し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)に関し必要な事項を定め、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、県要綱の例による。

(危険度判定の実施主体)

第3条 危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本市が主体的に実施するものとする。ただし、県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本市を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡調整に努め、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事前対策)

第4条 市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画と整合を図った上で、危険度判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

2 危険度判定の所管課は、都市整備部都市計画課とし、都市計画課長は、危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 都市計画課長は、都市計画課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 都市計画課長は、宅地判定士及び被災宅地危険度判定業務調整員(以下「判定調整員」という。)の確保に努めるものとする。

5 都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 本市災害対策本部長は、大地震等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、栃木市被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 前条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、都市計画課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部に実施本部長を置き、都市計画課長をもって充てる。

3 第1項の実施本部に連絡調整班長及び物資調達班長を置き、実施本部長が指名する職員をもって充てる。

4 実施本部は、危険度判定実施に当たり次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 危険度判定実施に必要な拠点(以下「危険度判定拠点」という。)の確保

(2) 現地危険度判定拠点との連絡調整

(3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供

(4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知

(5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保

(6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業

(危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順)

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 本市災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班(県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課)に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本市職員に危険度判定活動を要請するものとする。

3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員(以下「宅地判定士等」という。)によって実施するものとする。

(宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等)

第9条 本市職員以外の宅地判定士等の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の貸与等について便宜を図るものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援)

第10条 市長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに宅地判定士の派遣等の必要な措置を講ずるものとする。

(危険度判定活動時における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組みなければならない。

2 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、危険度判定に関し必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則(平成28年告示第40号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

13-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(内閣府、令和3年6月18日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分		1人世帯	2人世帯		3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800円	24,200円		35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
			冬	31,200円	40,400円		56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100円	8,300円		12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬	10,000円		13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 300,000円以内				災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヶ月以内)				
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円				災害発生日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	洗浄、消毒等 1体当たり、3,500円以内 一時保存 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバスに乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1項に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害にかかる左記1から7に掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え3千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

14-1 指定緊急避難場所等一覧

(危機管理課、令和5年3月31日現在)

※2階以上…洪水時2階以上のみ使用可

番号	施 設 名	所 在 地	指定緊急避難場所			指定避難所	
			土砂	洪水	地震		屋内収容 人数(人)
1	とちぎ岩下の新生姜ホール (栃木文化会館)	旭町12番16号	○	○	○	○	470
2	栃木第四小学校	城内町1丁目3番15号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	140
3	栃木南中学校	本町5番5号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	270
4	栃木東中学校	日ノ出町1番11号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	280
5	勤労者体育センター	日ノ出町14番36号	○	○	○	○	190
6	学悠館高校	沼和田町2番2号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	430
7	南小学校	沼和田町38番10号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	300
8	栃木西中学校	片柳町2丁目15番40号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	190
9	栃木商業高校	片柳町5丁目1番30号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	1160
10	栃木女子高校	菌部町1丁目2番5号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	500
11	栃木第五小学校	菌部町2丁目7番25号			○	○	180
12	とちぎ西部生きがいセンター (長寿園、6コミ)	菌部町2丁目14番9号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	280
13	キョクトウとちぎ蔵の街楽習館 (栃木市民交流センター)	入舟町6番8号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	480
14	栃木高校	入舟町12番4号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	640
15	栃木中央小学校	入舟町13番3号	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	300
16	とちぎコミュニティプラザ(5コミ)	箱森町36番31号	○	○	○	○	90
17	栃木第三小学校	小平町13番39号			○	○	180
18	大宮公民館	大宮町422番地1	○	○	○	○	110
19	東陽中学校	大宮町1287番地1	○	○	○	○	270
20	大宮北小学校	大宮町1777番地1	○	○	○	○	190
21	老人福祉センター泉寿園	今泉町1丁目2番7号	○	○	○	○	90
22	勤労者総合福祉センター	今泉町1丁目2番7号	○	○	○	○	150
23	栃木保健福祉センター	今泉町2丁目1番40号	○	○	○	○	330
24	大宮南小学校	藤田町135番地2	○	○	○	○	150
25	皆川城東小学校	皆川城内町486番地			○	○	150
26	皆川公民館	皆川城内町699番地	○	○	○	○	100
27	皆川中学校	皆川城内町1856番地	○	○	○	○	210
28	栃木工業高校	岩出町129番地			○	○	330
29	吹上小学校	吹上町115番地	○	○	○	○	150
30	吹上中学校	吹上町434番地1	○	○	○	○	210
31	吹上公民館	吹上町782番地1	○	○	○	○	110
32	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合体育館)	川原田町760番地	○	○	○	○	810
33	栃木市総合運動公園	川原田町760番地			○		
34	老人福祉センター福寿園	千塚町210番地			○	○	80
35	千塚小学校	大森町196番地	○	○	○	○	120
36	寺尾公民館	梅沢町1183番地			○	○	110
37	寺尾中学校	鍋山町86番地2	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	240
38	出流ふれあいの森	出流町417番地			○		
39	国府公民館	惣社町228番地1	○	○	○	○	39
40	国府南小学校	寄居町949番地3	○	○	○	○	40
41	国府北小学校	大塚町1278番地	○	○	○	○	110
42	大平西地区公民館	大平町富田1642番地1	○	○	○	○	80
43	大平西小学校	大平町富田1869番地	○	○	○	○	240
44	大平東地区公民館	大平町横堀810番地	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	80
45	栃木翔南高校	大平町川連370番地	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	540
46	大平運動公園	大平町蔵井1547番地			○		
47	大平公民館	大平町蔵井2001番地3	○	○		○	150
48	大平文化会館	大平町蔵井2001番地3	○	○	○	○	90
49	大平体育館	大平町蔵井2001番地3	○	○		○	240
50	大平中学校	大平町蔵井2026番地1	○(2階以上)	○(2階以上)	○	○	380

番号	施 設 名	所 在 地	指定緊急避難場所			指定避難所	
			土砂	洪水	地震		屋内収容 人数(人)
51	大平東小学校	大平町上高島 809 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	150
52	大平隣保館	大平町新 1305 番地 3	○	○	○	○	70
53	大平中央小学校	大平町新 1354 番地 2	○	○	○	○	160
54	大平健康福祉センター (ゆうゆうプラザ)	大平町西野田 666 番地 1			○	○	230
55	大平南中学校	大平町西野田 825 番地	○	○	○	○	470
56	大平南体育館	大平町西野田 905 番地 1	○	○	○	○	230
57	大平南小学校	大平町西水代 1732 番地	○	○	○	○	130
58	大平南地区公民館	大平町西水代 1787 番地	○	○	○	○	90
59	部屋小学校	藤岡町部屋 158 番地			○	○	140
60	部屋地区水防広場	藤岡町部屋 779 番地 1 ほか			○		
61	部屋南部桜づつみ公園	藤岡町部屋			○		
62	旧藤岡第二中学校	藤岡町富吉 1544 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	270
63	藤岡中学校	藤岡町藤岡 10 番地	○	○	○	○	290
64	藤岡文化会館	藤岡町藤岡 810 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	80
65	渡良瀬遊水地ハートランド城	藤岡町藤岡 1218 番地 1	○	○	○	○	80
66	藤岡小学校	藤岡町藤岡 1500 番地	○	○	○	○	250
67	藤岡総合体育館	藤岡町藤岡 1788 番地			○	○	500
68	渡良瀬の里	藤岡町赤麻 502 番地 1	○	○	○	○	80
69	藤岡保健福祉センター	藤岡町赤麻 502 番地 1	○	○	○	○	80
70	赤麻小学校	藤岡町赤麻 1703 番地	○	○	○	○	130
71	三鴨小学校	藤岡町甲 275 番地 1	○	○	○	○	160
72	道の駅みかも	藤岡町大田和 678 番地	○	○	○	○	30
73	合戦場小学校	都賀町合戦場 301 番地	○	○	○	○	220
74	あいあいプラザ	都賀町平川 438 番地	○	○	○		
75	都賀南部コミュニティセンター	都賀町平川 481 番地 5	○	○	○	○	260
76	家中小学校	都賀町家中 2740 番地	○	○	○	○	180
77	つがスポーツ公園運動場	都賀町家中 4785 番地 3			○		
78	都賀中学校	都賀町家中 5818 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	310
79	都賀公民館	都賀町原宿 521 番地	○	○		○	140
80	都賀市民運動場	都賀町原宿 521 番地			○		
81	木コミュニティセンター	都賀町木 813 番地			○	○	230
82	つがの里ふるさとセンター	都賀町臼久保 325 番地	○	○	○	○	40
83	赤津小学校	都賀町富張 147 番地	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	130
84	北部健康福祉センター (ゆったり～な)	西方町本城 2 番地 1	○(2 階以上)	○(2 階以上)	○	○	160
85	道の駅にしかた	西方町元 369 番地 1			○		
86	西方小学校	西方町元 770 番地	○	○	○	○	370
87	西方中学校	西方町元 908 番地 1	○	○	○	○	180
88	関東ホーチキにしかた体育館 (西方総合文化体育館)	西方町本郷 1705 番地 1	○	○	○	○	700
89	真名子夢ホール	西方町真名子 1086 番地 1	○	○	○	○	70
90	真名子小学校	西方町真名子 1089 番地 1	○	○	○	○	100
91	岩舟中学校	岩舟町静 389 番地 1	○	○	○	○	400
92	岩舟小学校	岩舟町静 1400 番地 1	○	○	○	○	180
93	岩舟公民館	岩舟町静 2292 番地 1	○	○	○	○	110
94	岩舟総合運動場	岩舟町静 2292 番地 1			○		
95	岩舟文化会館 (コスモスホール)	岩舟町静 2303 番地	○	○	○	○	160
96	岩舟農村環境改善センター(こなら館)	岩舟町下津原 1572 番地 1	○	○	○	○	160
97	静和地区公民館	岩舟町静和 2170 番地 1	○	○	○	○	60
98	静和小学校	岩舟町静和 2432 番地	○	○	○	○	190
99	小野寺ふれあい館	岩舟町新里 606 番地	○	○	○	○	50
100	CITY GYM & SPA 遊楽々館 (岩舟健康福祉センター)	岩舟町三谷 1038 番地 1	○	○	○	○	290
101	岩舟総合運動公園	岩舟町三谷 1038 番地 1			○		
102	小野寺地区公民館	岩舟町小野寺 2071 番地 1	○	○	○	○	50
			82	82	99	91	20, 530

14-2 浸水時の避難場所

○避難のための立退き先一覧表

(危機管理課、令和5年3月31日現在)

河川名	立退き区域	指定緊急避難場所
思 川	西方町金崎、西方町本城、西方町元、西方町金井、西方町本郷	西方小学校、西方中学校、北部健康福祉センター 関東ホーチキにしかた体育館（西方総合文化体育館）
	都賀町家中	家中小学校
	大塚町、柳原町、惣社町、大光寺町、田村町	国府公民館、国府北小学校、国府南小学校
	藤岡町部屋、藤岡町新波、藤岡町帯刀、藤岡町石川	旧藤岡第二中学校
永 野 川	星野町、鍋山町、梅沢町、大久保町、尻内町	寺尾中学校
	千塚町、宮町、皆川城内町、大皆川町、泉川町	吹上公民館、皆川公民館、千塚小学校
	岩出町、菌部町、平井町、片柳町	とちぎ西部生きがいセンター、栃木西中学校
	大平町下皆川、大平町川連、大平町蔵井、大平町富田、大平町真弓	大平公民館、大平体育館、大平中学校、大平東小学校、大平東地区公民館
	大平町西野田、大平町榎本、大平町西水代、大平町伯仲	大平南中学校、大平南体育館、大平南小学校
巴 波 川	都賀町合戦場、川原田町	合戦場小学校
	大町、箱森町、小平町	とちぎコミュニティプラザ、栃木東中学校
	錦町、入舟町、万町、柳橋町、祝町、倭町、湊町、室町	栃木中央小学校、栃木東中学校、とちぎ西部生きがいセンター キョクトウとちぎ蔵の街楽習館（市民交流センター）
	河合町、境町、城内町、沼和田町	栃木南中学校、栃木第四小学校、南小学校
	大平町北武井、大平町横堀、大平町上高島、大平町下高島	大平東小学校、大平東地区公民館
	藤岡町蛭沼、藤岡町緑川、藤岡町部屋、藤岡町西前原、藤岡町新波、藤岡町帯刀、藤岡町石川	旧藤岡第二中学校
赤 津 川	西方町真名子	真名子小学校、真名子夢ホール
	都賀町富張、都賀町大橋、都賀町木	赤津小学校、都賀公民館
	細堀町、吹上町、野中町、新井町、泉川町	吹上公民館、吹上小学校、吹上中学校
逆 川	西方町真名子、都賀町大柿、都賀町深沢	真名子小学校、真名子夢ホール、赤津小学校
出 流 川	出流町、鍋山町	寺尾中学校
藤 川	柏倉町、皆川城内町	皆川公民館、皆川中学校
柏 倉 川	柏倉町、皆川城内町	皆川公民館、皆川中学校
渡良瀬川	藤岡町都賀、藤岡町甲、藤岡町藤岡、藤岡町赤麻	藤岡中学校、藤岡小学校、赤麻小学校 三鴨小学校
三 杉 川	藤岡町都賀、岩舟町小野寺、岩舟町上岡、岩舟町下岡、岩舟町新里、岩舟町古江	三鴨小学校、小野寺地区公民館 CITY GYM & SPA 遊楽々館（岩舟健康福祉センター）

14-3 一時避難場所一覧

一時避難場所とは、地震、洪水などの災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、市の指定する指定避難所や指定緊急避難場所へ避難する前に地域の方々が集合する場所や、一時的に避難して様子を見たりするための場所。

地域	施設名	所在地	自治会名
栃木	旭町三丁目自治会公民館	旭町 26-3	旭町三丁目
	城内交流センター（城内町大宿自治会公民館）	城内町 2-50-13	城内町大宿
	河合町公民館	河合町 12-9	河合町
	片柳町公民館	片柳町 2-33-1	片柳町
	平井町公民館	平井町 294-1	平井町
	箱森西公民館	箱森町 15-2	箱森町西部
	箱森東部公民館	箱森町 35-28	箱森町東部
	嘉右衛門町 神明神社社務所	嘉右衛門町 1-9	嘉右衛門町
	大町公民館	大町 14-2	大町
	平柳一丁目自治会館（蔵の町公民館）	平柳町 1-19-14	平柳一丁目
	城南南公民館	皆川城内町 764	城南南自治会
	東小野口公民館	小野口町 271-1	東小野口
	泉川自治会公民館	泉川町 352	泉川
	川原田団地集会所	川原田町 210-1	川原田団地
	野中西公民館	野中町 373-2	野中西
	野中上公民館	野中町 702-2	野中上
	大久保町自治会公民館	大久保町 366-1	大久保町
	平六公民館	寄居町 697-2	平六
	四季の森公園学習施設	国府町 1200-1	四季の森団地
	医療法人 青木眼科医院	片柳町 1-15-26	片柳一丁目
大平	池上経営管理施設（西山田第3自治会公民館）	大平町西山田 741-1	西山田第3
	土与公民館	大平町土与 307	土与
	真弓南公民館	大平町真弓 1225-1	真弓南
	北武井地区文化伝承施設（北武井自治会公民館）	大平町北武井 774-1	北武井
藤岡	中根台坪研修館	藤岡町中根 585-2	中根台
	新町公民館	藤岡町藤岡 1888	新町
	内町公民館	藤岡町藤岡 5180	内町
	小池公民館	藤岡町大前 3488-1	上ノ一、上ノ二、東ノ一、東ノ二、西ノ一、西ノ二
	東高取コミュニティーハウス	藤岡町甲 1348	高取
	高取公民館	藤岡町甲 1415	高取
	太田公民館	藤岡町太田 835-1	太田北、太田南
	（株）ベネック関東支店第二事業所	藤岡町都賀 1383-1	都賀
西方	中宿集落センター	西方町本城 339	中宿
	大沢田集落センター	西方町本城 489	大沢田
	小倉山下公会堂	西方町本城 1215-1	小倉山下
	峰集落センター	西方町元 1457	峰
	田谷集落センター	西方町本郷 1027-3	田谷
	水木自治会集落センター	西方町真名子 1048-3	水木
	小沼自治会公民館	西方町真名子 2167-1	小沼
岩舟	多機能型事業所 けやきの家	岩舟町曲ヶ島 825-2	曲ヶ島
	障害者支援施設 ひのきの杜	岩舟町曲ヶ島 806-1	曲ヶ島

15-1 主な医療機関の収容能力

(栃木県保健福祉部、令和3年4月1日現在)

医療機関名	所在地	病床数						備考
		一般	療養	結核	精神	感染症	計	
大平下病院	大平町富田 5002-1				144		144	
星風会病院星風院	田村町 925-2	60					60	
とちぎメディカルセンター しもつが	大平町川連 420-1	301				6	307	救急
とちぎメディカルセンター とちのき	大町 39-5	128	122				250	救急
中野病院	祝町 8-1		55				55	
西方病院	西方町金崎 273-3	93					93	救急

15-2 市内の医療機関一覧

(栃木県保健福祉部、令和3年4月1日現在)

(1) 病院

病院名	住所	診療科目
大平下病院	大平町富田 5002-1	内、神内、精、心内
星風会病院星風院	田村町 925-2	内、神内、小、外、整外、耳、リハ、放、眼、歯
とちぎメディカルセンター しもつが	大平町川連 420-1	内、精、神内、呼内、消内、循内、小、外、整外、形外、脳外、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、麻、放、救、腎、消外、乳、病、他
とちぎメディカルセンター とちのき	大町 39-5	内、循内、小、外、整外、脳外、皮、泌、腎、リハ、他
中野病院	祝町 8-1	内、神内、消、循、外、整外、泌、肛、リハ、放
西方病院	西方町金崎 273-3	呼内、循内、消外、消内、糖、内、ア、神内、小、小ア、外、整外、皮、泌、脳外、麻、リハ、腎

(2) 診療所

病院名	住所	診療科目
青木医院	嘉右衛門町 6-10	内、胃、外、肛、皮
あおき耳鼻咽喉科医院	大平町新 1474-1	耳、他
秋元クリニック	平柳町 2-27-13	内、消内、外、皮
天海内科	片柳町 1-6-40	内、循内、消内
あまがいの内科医院	岩舟町下津原 189-2	内、呼、消、循、ア、リ、小、皮、リハ
池森クリニック	河合町 2-3 エセルパルビル 2F	内、ア、心内、精
石井内科医院	沼和田町 49-1	内、神内
いすゞ自動車栃木診療所	大平町伯仲 2691	内、外
(一財)とちぎメディカルセンター 介護老人保健施設とちぎの郷診療室	境町 27-21	内
(一財)とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンター診療所	境町 27-21	内、外
(医)青木眼科医院	片柳町 1-15-26	眼
(医)慈厚会船越医院	都賀町家中 5986-6	内、消内、呼内、ア、泌
いっぴい町クリニック	祝町 4-30	内、神内、ア、他
大平眼科	大平町富田 371-25	眼
おおひらレディースクリニック	大平町下皆川 753	小、産婦
うづまクリニック	川原田町 1608-1	内、外、放、循
恵川いたみと漢方のクリニック	神田町 21-15	内、他
えぐち内科クリニック	錦町 9-5	内、循内、糖、呼内
江田クリニック	岩舟町小野寺 2575-7	内、消、ア
大島医院	片柳町 1-17-19	内、循内、他
大場医院	旭町 15-14	内、外、婦
大平東診療所	大平町横堀 808-3	内、呼、循、整
大平ファミリークリニック	大平町富田 5-229	小、外、内、肛外、乳、整
おおやクリニック	片柳町 2-1-50	内、外、整外、リハ、リ
大山整形外科	国府町 306-1	神内、整外、リハ、放、リ、内、消外
岡田皮膚科耳鼻咽喉科クリニック	境町 21-7	皮、耳
合戦場クリニック	都賀町合戦場 212-5	内、呼、ア
金子内科医院	吹上町 1642-1	内
金田医院	日ノ出町 1-6	内、消、循、小、呼、放
亀田整形外科内科医院	箱森町 25-72	整外、リハ、内、循内、神内
河口医院	錦町 6-12	内、神内、呼内、循内、小、放、リハ、消内

病院名	住所	診療科目
かわしまクリニック	城内町2-34-20	内、外、胃、肛、呼
かわたクリニック	大平町西野田 640-1	内、消、ア
熊倉医院	岩舟町新里 180-1	内、小
蔵の街診療所	今泉町 1-17-29	内、整外
蔵の街メディカルケア	万町 9-5 シティビル 2 階	心内、精
くろき内科クリニック	大平町牛久 199-2	内、循内、呼内、消内
幸寿苑たかしまの郷医務室	大平町上高島 777-2	内
好生医院	倭町 2-25	内、循内、小
腰塚医院	藤岡町藤岡 1845-10	内、消内、糖内、小
骨粗しょう症と痛みのクリニック	沼和田町 9-28	整外、リ
小松原医院	岩舟町静 550-2	内、小、消内、循内、外、泌
こばやしクリニック	箱森町 51-40	内、呼内、ア、小、皮
こひらメディカルクリニック	小平町 12-17	内
小森谷内科医院	大平町富田 4003-8	内、呼内、循内、小
さいとう眼科医院	旭町 29-12	眼
さいとう小児科	万町 30-16	内、小
桜井こどもクリニック	本町 16-9	内、小、皮
さくら眼科クリニック	片柳町 4-15-27	眼
サンライズクリニック	日ノ出町 6-6	内、呼内、消内、循内、耳、ア、小、皮
静和医院	岩舟町静和 2166-1	内、呼内、循内、小、ア、他
耳鼻咽喉科／皮膚科しまだクリニック	岩舟町豊岡 534-1	皮、耳、気
下都賀こどもの発達とこころのクリニック	城内町 2-51-21	精
(福)創和会まろにえ 四季の里医務室	大宮町 2023-3	内
(福)昭仁会 (特養) レニューナ医務室	箱森町 1-14	内
(福)東風会 (特養) 幸寿苑医務室	大平町上高島 774	内
(福)星風会 (小規模特養) おおひら医務室	大平町西水代 1930-1	内
(福)星風会 (特養) 代官荘	田村町 928	内
(福)星風会 (小規模特養) とちぎ泉川医務室	大平町泉川町 73-1	内
(福)幸生会 (特養) うづま荘	川原田町 1612	内、外
障害者支援施設悦山荘診療所	田村町 928	内
心理療法室カムイブヤラ	大平町富田 1453-10	精
すずきクリニック	沼和田町 10-12	外、内、消内、肛、小
整形外科 メディカルパパス	大平町西水代 1943-1	整外、リハ、リ
関口医院	泉町 21-3	内、循内、呼内
積善会医院	泉町 5-17	内、小
大門内科医院	大町 27-24	内、神内
高田クリニック	万町 16-23	内、糖、他
高田産婦人科医院	片柳町 1-17-3	婦
高橋医院	西方町真名子 1063	内、小
高橋眼科	岩舟町静 843	眼
竹田内科小児科クリニック	大宮町 52	内、小
たまのクリニック	片柳町 1-6-3	内、呼内、消内、小、リハ、放、循内
田村医院	大平町西水代 1835-1	内、小、外、循、消
ちづかクリニック	大森町 445-4	内
都賀中央医院	都賀町家中 2195	内、循内、腎、他
筒井医院	神田町 10-14	内、消、循、皮、泌
鶴見皮膚科	大平町新 1540-31	皮
(特養)かがやき医務室	岩舟町静戸 970-1	内
(特養)かたやなぎ医務室	片柳町 4-14-43-18	内、整外
(特養)蔵の街ひまわり診療所	城内町 2-17-23	内
(特養)咲くら館医務室	大平町下皆川 916	内
(特養)清松園医務室	岩舟町和泉 816	内
(特養)たいようの家医務室	平井町 122-8	内
(特養)常若の杜みながわ医務室	皆川城内町 1771-1	外、内、消内
(特養)ひまわり診療所	都賀町原宿 1424-1	内、外
(特養)みつみねの郷医務室	梅沢町 970	内
(特養)みながわ桜園医務室	皆川城内町 520	内
(特養)雅の風診療所	西方町金崎 403-1	内
(特養)緑風苑医務室	藤岡町中根 355-2	内、外、整外
栃木県県南保健所栃木支所	神田町 6-6	内
栃木市大平健康福祉センター ゆうゆうプラザ	大平町西野田 666-1	内、小
とちぎ診療所	藺部町 2-11-4	外、内、脳外

病院名	住所	診療科目
栃木地区急患センター	境町 27-15	内、外
栃木中央クリニック	万町 13-13	内、麻、他
なかつぼクリニック	箱森町 36-2	内、消内、外、肛、泌、麻
なかむら耳鼻咽喉科クリニック	大町 22-58	耳、ア
中元内科医院	今泉町 2-10-18	内、小、消、循、呼、放
成田内科	河合町 9-10	内、他
なんぼクリニック	平井町 219-5	外、内、消内、消外、乳、肛
新村ファミリー クリニック	大宮町 2120-11	内、小
野崎医院	入舟町 14-3	内、外、皮、泌、消内、肛
のぞみ整形外科	片柳町 4-15-30	整外、リハ、リ
芳賀耳鼻咽喉科医院	柳橋町 6-28	耳
博愛クリニック	岩舟町静 1071-1	整外、内、外、リハ
はこのもりクリニック	箱森町 25-62	皮、形外
橋本医院	樋ノ口町 396-39	内、腎、循内、泌
橋本腎内科クリニック	岩舟町和泉 1457-1	内、泌、腎
長谷川医院	岩舟町静和 2114-6	内、循
平野整形外科医院	平柳町 1-35-5	整外、リハ
藤岡診療所	藤岡町藤岡 5005	内、呼、消、循、小、外
藤岡整形外科クリニック	藤岡町藤岡 25	内、リ、整外、リハ
ふじさわクリニック	境町 1-23 隆盛館ビル 2階	精、心内、内
藤沼医院	大平町富田 592-1	内、整外、神内、リ、リハ
松永医院	岩舟町古江 98	内、小、外、皮、泌、ア、リハ、放
三浦整形外科	野中町 1381	整外、リハ
みすぎの郷の医務室	岩舟町小野寺 1500	内
みずほクリニック	大平町牛久 99-2	内、整外、脳外
箕輪内科	嘉右衛門町 10-6	内、循内、糖内、他
持田医院	藤岡町中根 115-5	内、小、外、皮
百瀬医院	都賀町木 383-1	内、整外
森川内科・外科クリニック	大平町新 1068	内、外、消、肛、皮
山門クリニック	日ノ出町 6-35	内、小
よこやま内科小児科クリニック	箱森町 38-70	内、消、小
わたなべ内科循環器科クリニック	野中町 625-1	内、循内、呼内、消内、リハ
(医)わたらせ在宅診療所	藤岡町帯刀 48-1	内、泌、精、整外

(3) 歯科診療所

病院名	住所	診療科目
あおば歯科クリニック	菌部町 2-18-5	歯、小歯、矯歯、歯口
秋山歯科医院	藤岡町藤岡 1381	歯
あさとり歯科医院	藤岡町藤岡 31-1	歯
阿部歯科医院	大平町新 1405	歯
新井歯科医院	湊町 4-12	歯
石川歯科医院	嘉右衛門町 12-13	歯
石川歯科医院	岩舟町静 1092	歯、矯歯
石塚歯科医院	入舟町 20-20	歯
いそはた歯科クリニック	野中町関堀 1379-1	歯、小歯、歯口、矯歯
今泉歯科医院	今泉町 2-11-34	歯、小歯、矯歯、口外
井本歯科医院	都賀町家中 2190-3	歯、小歯
井本歯科クリニック	泉川町 108-1	歯
入野歯科医院	今泉町 2-8-23	歯
医療法人大島歯科医院	大町 1-10	歯、小歯、矯歯
植竹歯科医院	惣社町 889-3	歯、矯歯、小歯、歯口
植原歯科医院	大平町牛久 106-1	歯
臼井歯科医院	沼和田町 12-14	歯、矯歯
内田歯科医院	藤岡町藤岡 1367	歯
S・デンタルオフィス	都賀町家中 2407-8	歯、矯歯、小歯、口外
大澤歯科医院	湊町 13-11	歯、矯歯、小歯
大塚歯科医院	藤岡町藤岡 5261	歯
大場歯科医院	錦町 14-10	歯
大平デンタルクリニック	大平町下皆川 215-2	歯、小歯、歯口
おかもと歯科医院	岩舟町静和 2136-2	歯
鎌田歯科医院	万町 2-12	歯
亀田歯科医院	岩舟町和泉 1325-1	歯
木村歯科医院	藤岡町赤麻 1724-1	歯

病院名	住所	診療科目
矯正歯科かずま・クリニック	境町 1-14 泉屋ビル 2F 東側	矯歯
蔵の街歯科医院	片柳町 2-21-11	歯、矯歯、小歯、歯口
小暮歯科医院	万町 29-19	歯
小関歯科医院	大平町富田 1621-2	歯、小歯
小平歯科医院	野中町 856-1	歯
小荷田歯科医院	岩舟町下津原 423	歯
今野歯科医院	岩舟町和泉 1428	歯
小林歯科医院	大平町西野田 127-10	歯、小歯
小堀歯科医院	泉町 13-18	歯
早乙女歯科医院	都賀町家中 2408	歯、矯歯、小歯、歯口
坂本デンタルクリニック	境町 22-19	歯
佐藤歯科医院	平柳町 1-5-24	歯、小歯
四季の森デンタルクリニック	国府町 1200-176	歯、矯歯、小歯
島田歯科医院	川原田町 1609-1	歯
清水歯科クリニック	大平町西水代 1931-3	歯、口外、矯、小歯
須賀歯科医院	倭町 11-13	歯、小歯
すずき歯科医院	川原田町 370-9	歯、小歯、矯歯
清野歯科医院	大平町富田 330-47	歯
関根歯科医院	境町 3-16	歯
添野歯科医院	片柳町 1-18-7	歯
添野歯科クリニック	泉町 4-2	歯、小歯
田中歯科医院	岩舟町静和 2155	歯
田村歯科医院	万町 26-18	歯、矯歯、小歯
寺内歯科医院	嘉右衛門町 11-2	歯
寺内歯科医院	岩舟町静 1148-2	歯、小歯、矯歯
中田歯科医院	西方町本郷 396	歯
ながしお歯科医院	藤岡町大前 954-2	歯、小歯
成田デンタルクリニック	河合町 7-9	歯、歯口、小歯
西方歯科医院	西方町金崎 334-3	歯
西沢歯科医院	倭町 6-20	歯
根本歯科医院	大宮町 2136	歯
野尻歯科医院	小平町 10-13	歯
野尻歯科クリニック	野中町 1023	歯
箱森歯科医院	箱森町 37-9 イオン栃木店 2階	歯、矯歯、小歯、歯口
早川歯科医院	城内町 2-6-14	歯、小歯、歯口、矯歯
林歯科クリニック	平柳町 1-23-22	歯
ファミリー歯科クリニック	大平町富田 399-3	歯、小歯、矯歯
福富歯科医院	樋ノ口町 396-24	歯、小歯、歯口
藤森歯科医院	都賀町合戦場 238	歯
古澤歯科医院	大平町新 882-1	歯
前橋歯科医院	菌部町 2-3-3	歯
増山歯科医院	片柳町 1-10-13	歯
町田歯科医院	大平町西水代 1608	歯
町田歯科医院	藤岡町藤岡 1014-1	歯
まつもと歯科医院	城内町 2-6-18	歯、小歯
みずしろ歯科	大平町西水代 2009-8	歯、小歯、歯口
みねのデンタルクリニック	大宮町 527-1	歯、小歯、歯口、矯歯
メルシー歯科クリニック	沼和田町 10-17	歯、矯歯、小歯
森戸矯正歯科医院	湊町 10-11	歯、矯歯
柳橋デンタルクリニック	柳橋町 10-14	歯、歯口、小歯
山井歯科医院	箱森町 12-23	歯
横倉歯科クリニック	錦町 7-46	歯
渡辺歯科クリニック	万町 29-21	歯

16-1 飛行場外、緊急離着陸場一覧

(危機管理課、令和4年1月31日現在)

場外 番号	名称	区分	所在地	使用時の連絡先	申請 別
栃木-1	永野川緑地公園	場外	岩出町 146-6	河川緑地課公園緑地担当	○
栃木-2	栃木市総合運動公園	緊急	川原田町 760	公園管理事務所	○
栃木-3	東陽中学校	緊急	大宮町 1287-1	東陽中学校	○
栃木-4	南中学校	緊急	本町 5-5	栃木南中学校	○
栃木-5	寺尾中央小学校	緊急	梅沢町 1131-1	耐震工事 (22. 12. 9)	解除
栃木-6	ふれあいの森駐車場	緊急	出流町 417	ふれあいの森管理棟	○
栃木-7	トーシン東京ノースヒルズゴルフコース	緊急	尻内町 984-1	トーシン東京ノースヒルズ	●
栃木-8	農村広場	緊急	田村町	教育委員会文化課	●
栃木-9	皆川公民館	緊急	皆川城内町 699	皆川公民館担当	●
栃木-10	アクテップカートクラブフェスティカ	緊急	柏倉町 1275-1	クラブハウス事務所	●
栃木-11	皆川城カントリークラブ	緊急	皆川城内町 2611-2	皆川城カントリークラブ	●
栃木-12	あさひヶ丘カントリークラブ	緊急	小野口町 1351	あさひヶ丘カントリークラブ	●
栃木-13	ゴールド栃木プレジデントカントリークラブ	緊急	千塚町 561	ゴールド栃木プレジデントカントリークラブ	●
栃木-14	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	緊急	細掘町 376	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	●
栃木-15	GKNドライブラインジャパン(株)	緊急	大宮町 2388	GKNドライブラインジャパン	●
栃木-16	都賀カンツリー倶楽部	緊急	尻内町 1757-1	都賀カンツリー倶楽部	●
栃木-17	水辺の楽校	緊急	鍋山町寺内地内	公園緑地課	●
栃木-18	栃木市総合運動公園軟式野球場	緊急	川原田町 760	公園管理事務所	○
栃木-19	ムトウユニパック栃木工場	緊急	大光寺町寺林 1313-1	ムトウユニパック栃木工場	●
栃木-20	タカ食品工業株式会社	緊急	大塚町 1720	タカ食品工業	●
栃木-21	柳原河川敷運動場	緊急	柳原町 294-1	栃木国府支所	●
栃木-22	巴波川浄化センター	緊急	城内町 2-57-62	巴波川浄化センター	●
栃木-23	アゼリアヒルズカントリークラブ	緊急	梅沢町 1	アゼリアヒルズCC	●
栃木-24	プレステージカントリークラブ	緊急	梓町 455-1	プレステージカントリークラブ	●
都賀-1	つがスポーツ公園運動場	場外	都賀町家中 4785-3	都賀総合支所	○
都賀-2	都賀市民運動場	緊急	都賀町原宿 521	都賀総合支所	○
都賀-3	合戦場小学校	緊急	都賀町合戦場 301	合戦場小学校	●
都賀-4	赤津スポーツひろば	緊急	都賀町大柿 3035	都賀総合支所	●
都賀-5	赤津小学校	緊急	都賀町富張 147	赤津小学校	●
都賀-6	オリムピック・スタッフ都賀ゴルフコース	緊急	都賀町白久保 395	オリムピック・スタッフ都賀管理事務所	●
大平-1	大平運動公園第一多目的運動広場	場外	大平町蔵井 1547	大平中央公民館	○
大平-2	大平中学校	緊急	大平町蔵井 2026-1	大平中学校	○
大平-3	伯仲地域の広場	緊急	大平町伯仲 2990-1	合併を契機に解除 (22. 3. 29)	解除
大平-4	日立グローバルライフソリューションズ(株)	緊急	大平町富田 800	栃木事業所長	●
大平-5	みずほ公園	緊急	大平町横堀 5-4	大平総合支所	●
大平-6	中央公園	緊急	大平町富田 4016	大平総合支所	●
大平-7	J Aしもつけ水代ライスセンター	緊急	大平町西水代 487-1	大平地区営農経済センター	●
大平-8	大平運動公園 さくら球場	緊急	大平町蔵井 1547	(平) 大平公民館 (休) 運動公園	解除
大平-9	いすゞ自動車栃木工場野球グラウンド	緊急	大平町伯仲 2691	栃木総務グループ	●
大平-10	とちぎメディカルセンターしもつが 屋上ヘリポート	緊急	大平町川連 420-1	病院 中央監視室	○
藤岡-1	渡良瀬運動公園陸上競技場	場外	藤岡町藤岡地先	藤岡総合支所	○
藤岡-2	部屋南部運動場	緊急	藤岡町石川地先	合併を契機に解除 (22. 3. 29)	解除
藤岡-3	県南機動センター	緊急	藤岡町大田和 500-2	栃木県警本部会計課	○
藤岡-4	部屋南部桜づつみ公園	緊急	藤岡町部屋地先	藤岡総合支所	●
藤岡-5	部屋小学校	緊急	藤岡町部屋 158	部屋小学校	●
藤岡-6	J Aしもつけ部屋支店	緊急	藤岡町蛭沼 1	藤岡地区営農経済センター	●
藤岡-7	藤岡第二中学校	緊急	藤岡町富吉 1544	藤岡第二中学校	●
藤岡-8	赤麻小学校	緊急	藤岡町赤麻 1703	赤麻小学校	●
藤岡-9	渡良瀬の里	緊急	藤岡町赤麻 502-1	藤岡総合支所	●
藤岡-10	J Aしもつけ赤麻農業倉庫	緊急	藤岡町赤麻 2409	藤岡地区営農経済センター	●
藤岡-11	J Aしもつけ藤岡南農業倉庫	緊急	藤岡町藤岡 2051	藤岡地区営農経済センター	●
藤岡-12	渡良瀬遊水池 下宮	緊急	藤岡町下宮地先	渡良瀬遊水池出張所	●
藤岡-13	三鴨小学校	緊急	藤岡町甲 275-1	三鴨小学校	●
藤岡-14	板倉滑空場	緊急	藤岡町藤岡地内	日本グライダークラブ	●
西方-1	かっぱ広場グラウンド	場外	西方町金崎 1107-2	※①西方総合文化体育館 (月曜以外)	○
西方-2	西方総合運動公園野球場	緊急	西方町本城 1829	②西方総合支所 (月曜のみ)	○

場外 番号	名称	区分	所在地	使用時の連絡先	申請 別
西方-3	西方中学校	緊急	西方町元 908-1	西方中学校	○
西方-4	西方小学校	緊急	西方町元 770-1	西方小学校	●
西方-5	真名子小学校	緊急	西方町真名子 1089-1	真名子小学校	●
西方-6	真名子運動広場	緊急	西方町真名子 1722	上記「※」と同様	●
西方-7	トムソンナショナルカントリー倶楽部コース内	緊急	西方町本城字城山 1451	トムソンナショナルCC 総務部	●
西方-8	トムソンナショナルカントリー倶楽部練習場	緊急			●
西方-9	真名子カントリークラブハウス駐車場	緊急	西方町真名子 436-1	真名子カントリークラブ管理事務所	●
西方-10	真名子カントリークラブハウス1番ホール	緊急			●
西方-11	大倉カントリークラブ	緊急	西方町真名子 2800	大倉カントリークラブ管理事務所	●
西方-12	西方桜グラウンド	緊急	西方町金崎 706-1	上記「※」と同様	●
岩舟-1	岩舟総合運動公園	場外	岩舟町三谷 1038-1	岩舟健康福祉センター	解除
岩舟-2	岩舟公民館	緊急	岩舟町静 2292-1	岩舟公民館	○
岩舟-3	栃木シティ学園	緊急	岩舟町小野寺 2113-3	栃木シティ学園	●
岩舟-4	静和小学校	緊急	岩舟町静和 2432	静和小学校	●
岩舟-5	五十畑石材工業	緊急	岩舟町鷺巣 258	五十畑石材工業	●
岩舟-6	岩舟総合運動公園ユニバーサル広場	緊急	岩舟町三谷 1038-1	岩舟健康福祉センター	●
岩舟-7	遊楽々館 北方駐車場	緊急	岩舟町三谷 1038-1	岩舟健康福祉センター	●
岩舟-8A	いわふねフルーツパーク駐車場A	緊急	岩舟町下津原 1585	いわふねフルーツパーク	●
岩舟-8B	いわふねフルーツパーク駐車場B	緊急			●

※申請別は、○が防災ヘリ、●がドクターヘリを意味する。

16-2 緊急通行車両事前届出書

(栃木県警察本部、令和3年12月9日現在)

災害 地震防災 原子力災害 国民保護 緊急対策 緊急対策 緊急対策	災害 地震防災 原子力災害 国民保護 緊急対策 緊急対策 緊急対策	第 号
緊急通行車両等事前届出書	緊急通行車両等事前届出証	左記のとおり事前届出を受けたことを証する
栃木県公安委員会 殿	緊急通行車両等事前届出書	年 月 日
届出者住所 (電話) 氏名	栃木県公安委員会	年 月 日
番号 表示 されている番号	緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 又は品名	(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたとき、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
住 所	() 局 番	2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。
使用 者 氏 名	() 局 番	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が陸軍等となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
出 発 地	(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

17-1 栃木市災害時協力井戸登録制度実施要綱

平成24年3月28日告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時において飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用できる水（以下「生活用水」という。）を確保するため、災害時における生活用水を市民等に供給するための井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水の色、濁り、臭い等明らかに異常があり、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (4) 井戸水をくみ上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸の周囲に水を汚染するようなものがないこと。
- (7) 災害時において市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されていること。
- (8) 市民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び所有者の氏名を公表できること。

(登録の申出)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）により市長に申し出るものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申出があったときは、その内容を審査し、災害時協力井戸の登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）により、登録しないことを決定したときは災害時協力井戸不登録決定通知書（別記様式第3号）により申出者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、申出者に災害時協力井戸指定標識（別記様式第4号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた申出者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害により水道が断水になったときは、市民等への生活用水の円滑な提供に努めること。ただし、停電その他災害時協力井戸を活用することが困難な状況にあるときは、この限りでない。
- (2) 標識は、災害時協力井戸又は登録者の自宅の玄関等の見やすい場所に表示すること。

(公表)

第6条 市長は、災害時に市民等が災害時協力井戸を活用できるようにするため、災害時協力井戸の所在地及び所有者の氏名の公表を行うものとする。

(登録期間)

第7条 災害時登録井戸の登録期間は、標識の交付の日から3年とする。

- 2 前項の登録期間は、これを更新することができる。ただし、市長は、登録期間が満了するまでに、登録者から登録期間の更新をしない旨の申出がないときは、登録期間が満了する日からさらに3年間登録期間を更新するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、災害時協力井戸の登録の変更を行うときは、災害時協力井戸登録変更申出書（別記様式第5号）により市長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（別記様式第6号）により災害時協力井戸の登録解除の申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（別記様式第7号）により当該登録者に通知するものとする。
- 3 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに標識を市長に返還しなければならない。

(立入調査等)

第10条 市長は、災害時協力井戸の登録に関し必要があると認めるときは、当該登録者に対して井戸の状況を聞き取り、又は当該登録者の同意を得て当該井戸の立入調査を行うことができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す職員証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

17-2 災害時協力井戸一覧

(危機管理課、令和3年12月1日現在)

所有者	井戸の所在地	所有者	井戸の所在地
栃木地域		大平地域	
川上 圭助	平柳町 1-14-24	中島 秀雄	大平町新 1540-34
(有)早乙女管工	昭和町 5-14	増山 文男	大平町蔵井 1083-1
栃木信用金庫	万町 9-28	(有)上野設備工業	大平町川連 436
(有)モリタヤ商事	昭和町 8-13	横堀自治会	大平町横堀 638 横堀公民館
(有)板橋光一商事	吹上町 1221-1	春日神社	大平町横堀 339
(有)上野設備工業	境町 23-9	日立アプライアンス (株)	大平町富田 800
(有)田村金物商店	境町 12-12	牛來寺	大平町牛久 51
(有)田村金物商店	境町 13-4	藤岡地域	
(株)相場設備管工	旭町 29-7	田中 弘	藤岡町新波 1439
(有)藤沼管工業所	菌部町 1-14-4	阿部 秀吉	藤岡町藤岡 1277-1
森戸設備	大宮町 2697	関根 キヨ	藤岡町藤岡 1189-1
(有)関根総合設備	大皆川町 209-2	清水 俊一	藤岡町藤岡 4214-5
(有)関口設備工業	新井町 675	加藤 英一	藤岡町藤岡 3891-2
(有)宇賀神日出世商店	梓町 34-2	都賀地域	
(有)タカダ設備工業	川原田町 1216	出井 光二	都賀町大柿 1620
落合 敬子	大久保町 31	青木 富士夫	都賀町大柿 1158-9
(有)野州設備工業	大宮町 2290-13	(有)セキネ設備工業	都賀町木 347-2
(株)坂本総合設備	尻内町 151-2	大橋総合建築	都賀町臼久保 235
(有)日野設備管工	神田町 18-12	西方地域	
(有)トーセツ	川原田町 298-6	横倉 利夫	西方町真名子 1302-1
(有)高久設備	仲方町 141-14	落合工業	西方町金井 583
(株)大川冷暖	平柳町 1-33-29	落合工業	西方町金井 2188
(有)日向野設備工業	錦町 7-10	(株)アンジョウ	西方町本郷 945-1
(有)こく宗	沼和田町 21-8	荒木 通雄	西方町本城 1351
(有)増山設備工業	倭町 1-7	神山 勲	西方町本城 1378
牧田 久雄	大宮町 1548	細金 武男	西方町本城 1406
赤羽根管工設備	嘉右衛門町 8-11	野中 節男	西方町本城 1408-1
(有)上野管工	小平町 7-1	岩舟地域	
赤羽根 由江	平柳町 1-5-9	前田 育宏	岩舟町静 11-1
長谷川 恵子	倭町 5-5	山口 真一	岩舟町静 11-2
飯塚 昌宏	梅沢町 173	玉木 博	岩舟町静 30
町田 久雄	平柳町 3-29-7	若田部 詔夫	岩舟町静 42-2
小曾戸 林太	鍋山町 1466	荻原 トミ	岩舟町静 44
嘉右衛門町自治会	嘉右衛門町 1-9 神明神社	苗木 秀夫	岩舟町静 119-1
杉戸 洋	泉町 2-21	須藤 務	岩舟町静 120
八坂神社	大皆川町 156	坂野 美好	岩舟町静 556-2
岸 佑一	嘉右衛門町 6-22	鈴木 孝市	岩舟町静 551-1
片柳町二丁目自治会	片柳町 2-3-5 号付近	坂本 太美夫	岩舟町静 1149
情進川戸墓地管理委員会	今泉町 1 丁目字情進川戸 775	永島 仁一	岩舟町静和 1732
嘉右衛門町神社総代会	大町 4-1 八幡神社	堀江 敏雄	岩舟町下津原 1412
落合産業株式会社	栃木市仲仕上町 133	堀江 通永	岩舟町下津原 1413-1
片柳町二丁目自治会	片柳町 2-19-8 付近	堤竹 すずね	岩舟町静 121
片柳町二丁目自治会	片柳町 2-56-9	大島 幸夫	岩舟町静 1810-3

18-1 栃木市指定文化財一覧

(1) 指定文化財

(文化課、令和3年5月1日現在)

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
建造物	国	村檜神社本殿	岩舟町小野寺	村檜神社	S25. 8. 29
	県	満願寺本堂（大御堂）	出流町	満願寺	S51. 8. 27
		古久磯提灯店見世蔵	万町	栃木市	H6. 1. 28
		大慈寺相輪堂様	岩舟町小野寺	大慈寺	S33. 4. 25
		高勝寺三重塔	岩舟町静	高勝寺	S48. 1. 12
		高勝寺山門	岩舟町静	高勝寺	S62. 4. 17
		高勝寺鐘桜	岩舟町静	高勝寺	H8. 8. 20
	市	太平山神社随神門	平井町	太平山神社	S36. 12. 21
		太山寺観音堂	平井町	太山寺	S52. 3. 17
		東泉寺観音堂	沼和田町	東泉寺	S52. 3. 17
		満願寺山門	出流町	満願寺	S52. 3. 17
		連祥院本堂（六角堂）	平井町	連祥院	H6. 10. 25
		旧田村家見世蔵	万町	栃木市	H9. 3. 19
		善野家土蔵（通称おたすけ蔵）	万町	個人	H12. 6. 19
		近龍寺本堂	万町	近龍寺	H12. 6. 19
		神明宮本殿	旭町	神明宮	H12. 6. 19
		太平山神社本殿	平井町	太平山神社	H20. 12. 18
		太平山神社拝殿	平井町	太平山神社	H20. 12. 18
		星宮神社社殿	平井町	太平山神社	H20. 12. 18
		神明宮拝殿（旧神道中教院講堂）	旭町	神明宮	H20. 12. 18
		栃木病院	万町	杏林会栃木中央クリニック	H21. 7. 29
		大中寺山門	大平町西山田	大中寺（西山田）	S58. 3. 25
		華嚴寺観音堂	都賀町木	栃木市	H9. 11. 15
		愛宕神社	西方町金崎	上組南自治会	S56. 3. 5
		西院の河原堂	岩舟町静	高勝寺	S47. 4. 1
		慈覚大師堂	岩舟町小野寺	大慈寺	H4. 4. 10
		高平寺本堂（客殿）附宮殿1基 客殿棟札1枚 宮殿置札1枚	岩舟町下津原	高平寺	H28. 3. 4
		旧栃木町役場庁舎	入舟町	栃木市	H29. 12. 28
	県	絹本着色 鮎図	沼和田町	個人	S39. 12. 8
		絹本着色 韓信堪忍図	嘉右衛門町	個人	S52. 7. 29
		紙本墨画 寒山拾得図	万町	栃木市	S53. 1. 31
		紙本淡彩 前後赤壁の賦図	万町	栃木市	S53. 6. 2
		絹本着色 虚空蔵曼荼羅図	宇都宮市睦町（県立博物館内）	連祥院	H5. 2. 19
		絹本着色 秋山寛句図	都賀町大柿	個人	S50. 4. 30
		荒井寛方紙本着色「蟬丸図」	西方町元	個人	S41. 3. 18
		荒井寛方紙本金泥紙本着色文殊菩薩像	西方町元	個人	S47. 4. 21
	市	太平山神社随神門 天井絵「龍図」	平井町	太平山神社	S36. 12. 21
		大麻収穫の絵	万町	栃木市	S39. 5. 19
		天平古寺（海竜王寺）の絵	万町	栃木市	S52. 3. 17
		紙本墨画淡彩 山水図	大平町西野田	個人	H 元. 9. 20
		不動明王像軸	藤岡町甲	福寿院	S56. 10. 1
		半跏思惟像図	藤岡町甲	浄光院	H5. 3. 1
		平出雪耕紙本水墨画「鷹図」	西方町金井	個人	H15. 9. 11
		田崎草雲紙本墨画淡彩「農家団欒図」	足利市緑町（足利草雲美術館内）	個人	H16. 9. 10
		田崎草雲紙本墨画淡彩「鍾馗の図」	足利市緑町（足利草雲美術館内）	個人	H16. 9. 10
		福田棠陰絹本着色「花鳥図」	西方町元	個人	H16. 9. 10
		福田棠陰絹本着色「秋影山水図」	西方町元	個人	H16. 9. 10
		岩船山地蔵菩薩縁起（仮名本5巻）・下野州岩船山縁起（真名本1巻/附本尊木造地藏菩薩立像（厨子入）1軀、紀伊藩主徳川宗将卿簾中寄進七条袈裟額装2面、石造岩船地藏菩薩立像船型台座1軀、石造岩船地藏菩薩立像1軀、石造船型台1隻、山門扁額1面	岩舟町静	高勝寺	H27. 3. 31
彫刻	国	鉄造 薬師如来坐像	西方町金井	薬師堂	S27. 7. 19
	県	木造 千手観音立像	平井町	太山寺	S37. 1. 9
		木造 釈迦如来坐像	大塚町	癸生公民館	S52. 7. 29
		木造 虚空蔵菩薩坐像	平井町	連祥院	H2. 1. 26
		木造 十一面千手観世音菩薩立像	大平町西山田	清水寺	S53. 1. 31
		木造 薬師如来坐像	大平町牛久	牛来寺	H8. 1. 16
		木造 出山釈迦像	西方町元	実相寺	S45. 9. 1
		阿弥陀如来坐像	岩舟町小野寺	住林寺	S58. 2. 4
		聖観音菩薩坐像	岩舟町小野寺	大慈寺	S62. 4. 17
		薬師如来坐像	岩舟町曲ヶ島	滝水寺	H4. 2. 28
		木造 金剛力士立像	木野地町東善光寺地内	東善光寺保存会	H27. 2. 27

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
	市	薬師如来	皆川城内町	金剛寺	S36. 12. 21
		定願寺御成門の彫刻	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		成就院不動堂の扉の彫刻	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		三鬼尊の内、中位青鬼像	旭町	満福寺	S36. 12. 21
		阿しゅく如来像（釈迦如来像）	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		大威徳夜叉明王	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		文殊菩薩	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		大日如来像	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		不動明王	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		金銅 阿弥陀如来立像・脇侍像（善光寺式）	箱森町	悪五郎神社	H6. 10. 25
		木造 菩薩形坐像	野中町	地福寺	H15. 7. 24
		童形聖徳太子像	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	富田第六自治会	S53. 9. 21
		烈國志像			
		双龍像			
		木造 勝軍地藏・毘沙門天立像	大平町西山田	清水寺	H 元. 9. 20
		木造 歡喜天立像	大平町富田	玉正寺	H 元. 9. 20
		諏訪神社「百首歌」額	大平町真弓	諏訪神社	S58. 3. 25
		大中寺山門額	大平町西山田	大中寺（西山田）	S58. 3. 25
		木造 地藏菩薩半跏像	大平町西山田	大中寺（西山田）	H3. 11. 12
		孝養太子像	藤岡町甲	福寿院	S56. 10. 1
		大日如来坐像	藤岡町赤麻	赤麻寺	H9. 10. 1
		如来坐像	藤岡町中根	中根区	H13. 10. 1
		木造 馬頭観音菩薩坐像	藤岡町都賀	浄光院・大谷田自治会	H14. 10. 1
		八百比丘尼尊	西方町真名子	男丸自治会	S56. 3. 5
		聖観音立像	西方町本城	長徳寺	S57. 6. 21
		木造 薬師如来坐像	西方町真名子	円満寺	H5. 8. 23
		二城院開山不動明王	西方町本城二城山	開山不動堂	H7. 7. 20
		千手観世音立像	西方町真名子	水木自治会	H7. 11. 30
		福正寺向拝彫刻	西方町元	福正寺	H19. 3. 9
		銅造 阿弥陀如来立像	都賀町家中	個人	H27. 3. 23
		木造 薬師如来立像	都賀町富張	長福寺	H28. 8. 1
工芸品	県	刀 銘 甲陽土武井信正	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	栃木市	S58. 8. 19
		わきざし 銘 甲陽土武井信正	大平町西山田	大中寺（西山田）	S62. 8. 18
		銅鐘（喚鐘）	大平町西山田	大中寺（西山田）	S62. 8. 18
		薙刀 銘 作陽幕下土細川正義	西方町金崎	個人	H2. 5. 15
		銅製華鬘	岩舟町小野寺	大慈寺	S33. 4. 25
		梵鐘	木野地町東善光寺地内	東善光寺保存会	H27. 2. 27
		刀 銘 宇都宮藩土細川義規淬	箱森町	個人	S52. 7. 29
		皆川広照着用具足	皆川城内町	金剛寺	S36. 12. 21
	市	平等庵の鐘	旭町	定願寺	S36. 12. 21
		铸造（銅製）薬師如来座像	大塚町	個人	S59. 3. 30
		薬師如来立像	藤岡町藤岡（藤岡歴史民俗資料館内）	栃木市	S36. 4. 1
		金銅誕生釈迦仏立像	藤岡町甲	浄光院	H5. 3. 1
		大仏	岩舟町静	高勝寺	S47. 4. 1
		手香炉	岩舟町小野寺	大慈寺	S47. 4. 1
		燈籠	岩舟町静	高勝寺	S47. 4. 1
		軍装軍役掟書	西方町真名子	個人	S52. 2. 15
書跡	県	不動堂の扁額	旭町	定願寺	S36. 12. 21
	市	樹徳学校木彫扁額と書	吹上町	吹上小学校	S36. 12. 21
		入定記	城内町	円通寺	S36. 12. 21
		皆川廣勝官途状写	西方町真名子	個人	H9. 2. 28
古文書	市	徳川家康書状（折紙）	皆川城内町	傑岑寺	S43. 2. 16
		天海書状（折紙）	城内町	円通寺	S43. 2. 16
考古資料	国	下野七廻り鏡塚古墳出土遺物	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	栃木市	S61. 6. 6
		栃木県藤岡神社遺跡出土品	宇都宮市睦町（栃木県立博物館）	栃木市	H12. 12. 4
	市	踊る埴輪	皆川城内町（皆川公民館内）	栃木市	S36. 12. 21
		つぼ（骨蔵器）	倭町	個人	S36. 12. 21
		永倉遺跡出土石器	大久保町	個人	S40. 3. 20
		本多大隅守忠純の墓	大平町榎本	大中寺（榎本）	S53. 9. 21
		おとら様の墓	大平町西山田	大中寺（西山田）	S53. 9. 21
		青木三太郎利長の墓	大平町下高島	宝蔵寺（下高島）	S53. 9. 21
		法印俊弘の墓（逆修銘の墓碑）	大平町下高島	宝蔵寺（下高島）	S53. 9. 21
		五輪塔	大平町下皆川	個人	S56. 10. 23
		下皆川将門霊神古墳出土遺物	大平町西山田（大平歴史民俗資料館内）	個人	S56. 10. 23

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
		近藤出羽守綱秀の墓	大平町榎本	妙性院	H元. 9. 20
		山王寺大塚塚古墳出土遺物一括資料	藤岡町藤岡(藤岡歴史民俗資料館内)	栃木市	H5. 11. 1
		甕棺及び同蓋	西方町真名子	円満寺	H6. 9. 7
		金剛童子(層塔)	西方町金井	個人	H12. 12. 21
		藤田能登守信吉五輪塔	西方町元	実相寺	H16. 9. 10
		板碑	岩舟町小野寺	個人	S47. 4. 1
		小野巢根古墳群出土遺物	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	栃木市	H3. 8. 1
歴史資料	県	田中正造墨跡	藤岡町藤岡	個人	S38. 4. 16
		田中正造墨跡	藤岡町藤岡	個人	S38. 4. 16
		田中正造遺品	藤岡町藤岡(藤岡歴史民俗資料館内)	田中霊祠会	S38. 4. 16
	市	神明宮棟札	旭町	神明宮	S43. 2. 16
		栃木町道路元標	倭町	栃木県	H17. 2. 18
		牛久の神輿	大平町牛久	牛久自治会	S60. 12. 12
		蔵井の神輿	大平町蔵井	蔵井自治会	S60. 12. 12
		八坂神社の神輿	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	八坂神社	H7. 6. 30
		万葉歌碑	藤岡町大田和	大田和自治会	S44. 7. 1
		愛染明王塔	藤岡町藤岡	仲町自治会	H13. 10. 1
		旧延命院所蔵釣鐘	藤岡町藤岡(藤岡歴史民俗資料館内)	栃木市	H15. 2. 1
		力石	藤岡町部屋	部屋区	H17. 4. 1
		徳川秀忠黒印状	宇都宮市埴田(栃木県立文書館内)	個人	H15. 9. 11
		藤田信吉知行宛行状			
		西方綱吉官途状(渡辺四郎兵衛あて)			
		西方綱吉官途状(中新井主水丞あて)			
		宇都宮国綱書状			H21. 2. 11
		孝山(小山秀綱)書状	西方町真名子	個人	H21. 2. 11
		徳川斉昭筆袋戸書(二面対)箱書付附「水戸公親題壇章」(坂倉重平家文書N o. 2890) 4点	万町	栃木市	H28. 12. 27
	県	とちぎの山車(天照大神、劉備玄德)	万町(とちぎ山車会館内)	万町一丁目自治会	H8. 1. 16
		とちぎの山車(関羽雲長、日本武尊)	万町(とちぎ山車会館内)	万町二丁目自治会	H8. 1. 16
		とちぎの山車(素盞鳴尊、太閤秀吉、張飛翼徳)	万町(とちぎ山車会館内)	万町三丁目自治会	H8. 1. 16
		とちぎの山車(神武天皇)	万町(とちぎ山車会館内)	倭町二丁目自治会	H8. 1. 16
		とちぎの山車(静御前)	万町(とちぎ山車会館内)	倭町三丁目自治会	H8. 1. 16
		とちぎの山車(桃太郎)	万町(とちぎ山車会館内)	室町自治会	H8. 1. 16
	市	大町の山車(弁慶)	大町	大町自治会	H13. 1. 22
		泉町の山車(諫鼓鶏)	泉町	泉町自治会	H13. 1. 22
		倭町一丁目の獅子頭一對附尾一對	万町(とちぎ山車会館内)	倭町1丁目	H13. 1. 22
		嘉右衛門町の山車(仁徳天皇)	嘉右衛門町	神明神社・嘉右衛門町自治会	H13. 5. 24
		柿本人麻呂の碑	大平町西山田(大平歴史民俗資料館内)	個人	H1. 9. 20
		馬頭観世音菩薩坐像	大平町下高島	宝蔵寺(下高島)	H14. 2. 22
		露真坊碑・祈雨謝恩塔	藤岡町太田	太田区	H21. 4. 1
		上新田文挟流獅子舞の用具式	都賀町家中	上新田文挟流獅子舞保存会	S57. 1. 11
		升塚文挟小流獅子舞の用具式	都賀町升塚	升塚文挟小流獅子舞保存会	H17. 5. 3
		神明神社の神輿及び祭礼用具一括 附用具収納箱5合、古文書16点、棟札2枚、担ぎ棒3本	嘉右衛門町	嘉右衛門町自治会	H31. 3. 8
無形民俗文化財	県	木の杖術	都賀町木	小天狗流杖術保存会	H3. 10. 11
	市	大宮神社の獅子舞	大宮町	大宮神社獅子舞保存会	S36. 12. 21
		大神神社の神楽	惣社町	大神神社	S39. 5. 19
		大神神社の鉦祭	惣社町	大神神社	S39. 5. 19
		百八灯流し	湊町	湊町自治会	S51. 7. 1
		宮野辺神社の祭儀習俗	田村町	個人	S59. 3. 30
		富田節	大平町富田	富田節保存会	S56. 10. 23
		横堀の太々神楽	大平町横堀	横堀神楽保存会	S56. 10. 23
		新の神田五段囃子	大平町新	新神田囃子保存会	S56. 10. 23
		関白流獅子舞	都賀町木	関白流獅子舞保存会	S44. 4. 15
		升塚文挟小流獅子舞	都賀町升塚	升塚文挟小流獅子舞保存会	S49. 10. 1
		上新田文挟流獅子舞	都賀町家中	上新田文挟流獅子舞保存会	S57. 10. 15
		依田流鷲宮太々神楽	都賀町家中	依田流鷲宮太々神楽保存会	H3. 5. 17
		大沢田太々神楽	西方町本城	大沢田太々神楽保存会	H16. 9. 10

種別	区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
史跡	国	吾妻古墳	大光寺町吾妻/下都賀郡壬生町 藤井吾妻原	個人	S45. 7. 22
		下野国庁跡	田村町	栃木市	S57. 10. 12
	県	県庁堀 附漕渠	入舟町	栃木市	H8. 8. 20
		金山塚古墳	岩舟町静戸	水掛共有地	S32. 8. 3
	市	しめじが原	川原田町	栃木市	S36. 12. 21
		皆川家歴代祖廟	皆川城内町	金剛寺	S36. 12. 21
		岩出の古墳	岩出町	個人	S36. 12. 21
		菌部愛宕下古墳	菌部町	個人	S36. 12. 21
		小山芳姫の墓	星野町寒沢	小山芳姫の墓保存会	S37. 4. 26
		皆川城址	皆川城内町	栃木市	S39. 5. 19
		狩岡古墳	皆川城内町	個人	S39. 5. 19
		朝日塚古墳	柏倉町	個人	S39. 5. 19
		角道山古墳	岩出町	栃木カントリー	S39. 5. 19
		永倉遺跡	大久保町	個人	S40. 3. 20
		星野遺跡	星野町	栃木市	S41. 2. 15
		下野惣社（室の八嶋）	惣社町	大神神社	S43. 2. 16
		日枝神社	国府町	個人	S43. 2. 16
		権現宮遺跡	田村町	個人	S43. 2. 16
		白山神社遺跡	田村町	個人	S43. 2. 16
		丸山古墳	田村町	観明寺/田本自治会	S43. 2. 16
		岩家古墳	大塚町	個人	S43. 2. 16
		栃木城址の一部	城内町	栃木市	S47. 8. 28
		白山台	皆川城内町	個人	S47. 10. 27
		入定平	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		伊吹山	吹上町	善応寺	S52. 3. 17
		荒宿B古墳群	皆川城内町	栃木市	S58. 4. 18
		しわぶきノ杜	国府町	個人	S63. 1. 6
		茶白山第一号古墳	大平町富田	個人	S53. 3. 1
		白岩第七号古墳	大平町西山田	個人	S53. 3. 1
		下皆川将門霊神古墳	大平町下皆川	個人	S53. 3. 1
		下皆川マガキ第一号古墳	大平町下皆川	個人	S53. 3. 1
		伯仲第一号古墳	大平町伯仲	個人	S53. 3. 1
		オトカ塚古墳	大平町富田	玉正寺	S58. 3. 25
		篠山貝塚	藤岡町藤岡	個人	S36. 4. 1
		山王寺大柵塚古墳	藤岡町蛭沼	蛭沼自治会	S36. 4. 1
		赤麻古墳	藤岡町赤麻	栃木市	S36. 4. 1
		升塚	都賀町升塚	升塚自治会・愛宕神社	S45. 3. 24
		華厳寺跡	都賀町木	栃木市	S45. 3. 24
		宇都宮領境界標	西方町金崎	金崎愛宕神社	S56. 3. 5
		画聖田崎草雲の墓地	西方町真名子	個人	S62. 12. 12
		慈覚大師誕生の地	岩舟町下津原	高平寺	S47. 4. 1
		小野寺禪司太郎墓	岩舟町小野寺	住林寺	S47. 4. 1
		慈覚大師御母公墓	岩舟町上岡	上岡自治会	S47. 4. 1
		大慈寺奥の院	岩舟町小野寺	大慈寺	S63. 7. 1
天然 記念物	市	出流鍾乳洞	出流町	満願寺	S36. 12. 21
		さしも草	吹上町	善応寺	S36. 12. 21
		出流自然林	出流町	満願寺	S47. 8. 28
		しだれ桜	平井町	太山寺	S51. 7. 1
		新井町の櫨	新井町	天満宮	S51. 7. 1
		嘉右衛門町の櫨	嘉右衛門町	個人	S52. 3. 17
		田村町のイチョウ	田村町	星宮神社	H10. 7. 24
		大應寺のヒバ	星野町	大應寺	H12. 6. 19
		榎	大平町富田	富田第七自治会	S53. 3. 1
		榎（カヤ）	大平町伯仲	慈濟寺（伯仲）	S53. 3. 1
		グミ	大平町西山田	大中寺（西山田）	H3. 11. 12
		なんきんはぜ	都賀町家中	家中小学校	S57. 1. 11
		しだれ桜	都賀町大柿	龍興寺	S57. 1. 11
		高野槇（コウヤマキ）	都賀町臼久保	臼久保自治会	H4. 11. 3
		ムクロジ	都賀町家中	本郷自治会	H7. 8. 24
		さいかちの木	西方町本城	水神宮（小倉水神社）	S56. 3. 5
		真上のけやき	西方町真名子	真上自治会	S59. 12. 24
		しだれ桜	西方町元	個人	S62. 7. 9
		洞雲寺の大いちょう	西方町真名子	洞雲寺	H5. 2. 1
		村檜神社社叢	岩舟町小野寺	村檜神社	S47. 4. 1
		杉	大平町西山田	大中寺(西山田)	H27. 3. 23
		楓	大平町西山田	大中寺(西山田)	H27. 3. 23

(2) 登録有形文化財

(文化課、令和3年5月1日現在)

区分	名称	所在	所有者/管理者	指定年月日
国	栃木高校講堂	入舟町	栃木県	H10. 7. 23
	栃木高校記念図書館	入舟町	栃木県	H10. 7. 23
	横山郷土館店舗及び住居	入舟町	栃木市	H10. 9. 2
	横山郷土館麻蔵	入舟町	栃木市	H10. 9. 2
	横山郷土館文庫蔵	入舟町	栃木市	H10. 9. 2
	横山郷土館離れ	入舟町	栃木市	H10. 9. 2
	栃木高校記念館 (旧栃木尋常中学校栃木分校本館)	入舟町	栃木県	H12. 4. 28
	大島肥料店店舗	大町	個人	H12. 10. 18
	岡田家住宅翁島別邸主屋	小平町	個人	H12. 10. 18
	岡田家住宅翁島別邸土蔵	小平町	個人	H12. 10. 18
	下野新聞社栃木支局	万町	下野新聞社	H12. 10. 18
	山本有三ふるさと記念館北棟	万町	栃木市	H12. 10. 18
	山本有三ふるさと記念館南棟	万町	個人	H12. 10. 18
	大二商店店舗	万町	個人	H12. 10. 18
	好古壺番館 (旧安達呉服店店舗)	万町	個人	H12. 10. 18
	綿忠はきもの店店舗	万町	栃木市	H12. 10. 18
	佐藤家住宅店舗	倭町	栃木市	H12. 10. 18
	関根家住宅店舗	倭町	栃木市	H12. 10. 18
	関根家住宅主屋	倭町	栃木市	H12. 10. 18
	関根家住宅文庫蔵	倭町	栃木市	H12. 10. 18
	五十畑荒物店店舗	倭町	個人	H12. 10. 18
	中田家住宅店舗	倭町	個人	H12. 10. 18
	雅秀店舗	倭町	個人	H12. 10. 18
	丸三家具店店舗	倭町	個人	H12. 10. 18
	毛塚紙店店舗	倭町	個人	H12. 10. 18
	塚田家住宅旧主屋	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田家住宅板塀	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田家住宅文庫蔵	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田家住宅旧米蔵	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田家住宅銘木蔵	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田歴史伝説館展示館	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田歴史伝説館事務室、売店及び休憩所	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	塚田歴史伝説館人形山車・銘木展示館 (旧荷蔵)	倭町	財団法人塚田歴史伝説館	H12. 10. 18
	油伝味噌文庫蔵	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	油伝味噌東蔵	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	油伝味噌中蔵	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	油伝味噌離れ	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	天海家住宅店舗	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	天海家住宅主屋	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	天海家住宅土蔵	嘉右衛門町	個人	H16. 2. 17
	野口栄三商店店舗及び主屋	泉町	個人	H16. 2. 17
	野口栄三商店土蔵	泉町	個人	H16. 2. 17
	館野家住宅店舗	泉町	個人	H16. 2. 17
	館野家住宅主屋	泉町	個人	H16. 2. 17
	館野家住宅鼻緒蔵	泉町	個人	H16. 2. 17
	櫻井肥料店店舗	万町	個人	H16. 2. 17
	櫻井肥料店主屋	万町	個人	H16. 2. 17
	櫻井肥料店文庫蔵	万町	個人	H16. 2. 17
	櫻井肥料店煉瓦蔵	万町	個人	H16. 2. 17
	下都賀酒造協同組合事務所	万町	栃木市	H16. 2. 17
	旧足利銀行栃木支店	万町	栃木市	H20. 7. 8
	油伝味噌店舗兼主屋	嘉右衛門町	個人	H20. 7. 8
	小根澤家長屋東棟	入舟町	個人	H23. 7. 25
	小根澤家長屋西棟	入舟町	個人	H23. 7. 25

(3) 伝統的建築物群保存地区

(文化課、令和3年5月1日現在)

区分	所在	指定年月日
国	栃木市嘉右衛門町栃木市泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部	H24. 7. 9

19-1 水道事業浄水施設

(水道建設課、令和2年4月1日現在)

地域名	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口 (人)
栃木地域	菌部浄水場	浅 深	消	37,143
	川原田浄水場	深	消	7,934
	大塚浄水場	深	消	13,355
	大宮浄水場	深	消	9,570
	出流浄水場	浅	消	51
	星野浄水場	浅	消	339
大平地域	大平川連浄水場	浅 深	消	8,949
	大平蔵井浄水場	深	消	19,327
	大平上高島浄水場	深	消	414
藤岡地域	藤岡浄水場	深	急	7,231
	藤岡蛭沼浄水場	深	急	6,259
都賀地域	都賀原宿浄水場	深	消	6,690
	都賀家中浄水場	深	消	5,848
西方地域	西方浄水場	深	消	4,792
	西方真名子浄水場	深	消	1,047
	西方真上浄水場	浅	消	34
岩舟地域	岩舟静戸第1浄水場	深	急	14,413
	岩舟静戸第2浄水場	深	急	3,205

浅：浅井戸 急：急速濾過 深：深井戸 消：消毒

19-2 下水道施設

(1) 県土整備部所管

(栃木県県土整備部、令和3年3月31日現在)

区分	県・市町	処理場名	施設の所在地	供用 開始年度	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	処理方式	放流 河川名
流域 下水道	栃木県	巴波川浄化センター	城内町2-57-62	1982	378,000 m^3	標準活性 汚泥法	巴波川
		大岩藤浄化センター	藤岡町藤岡4018	1995	116,000 m^3	標準活性 汚泥法	渡良瀬川

(2) 下水道建設課所管

① 農業集落排水処理施設

(下水道建設課、平成30年4月1日現在)

地区名	処理施設所在地	供用開始		計画 戸数	集落数	計画人口	処理方式
		年	月				
下皆川	大平町下皆川250	14	4	210	3	1,060	JARUS-XIV
みずほ西	大平町蔵井717-2	18	4	440	4	2,190	JARUS-XIV
巴波川南部	藤岡町部屋1959-2	19	3	420	12	1,760	JARUS-XIV
巴波川西部	藤岡町富吉1344	23	4	531	16	2,480	JARUS-XIV
西方西部	西方町元2185-1	5	6	304	9	1,580	JARUS-III
本郷金井	西方町金井1847	9	5	328	6	1,350	JARUS-III

② マンホールポンプ場（公共下水道）

（下水道建設課、令和3年4月1日現在）

地域	施設名	設置場所
栃木	城内1号マンホールポンプ	城内町2-314-4
	城内2号マンホールポンプ	城内町2-5-1
	樋ノ口1号マンホールポンプ	樋ノ口町50-1
	樋ノ口2号マンホールポンプ	樋ノ口町462-2
	沼和田1号マンホールポンプ	沼和田町38-10
	片柳1号マンホールポンプ	片柳町2-57-4
	片柳2号マンホールポンプ	片柳町4-143-2
	片柳3号マンホールポンプ	片柳町4-1075-7
	片柳4号マンホールポンプ	片柳町4-522-5
	箱森1号マンホールポンプ	箱森町1156-17
	大宮1号マンホールポンプ	大宮町1682-6
	平井1号マンホールポンプ	平井町9000
	平井2号マンホールポンプ	平井町1011-3
	境1号マンホールポンプ	境町1282-37
岩舟	大塚1号マンホールポンプ	大塚町718-12
	惣社1号マンホールポンプ	惣社町910-1
	和泉マンホールポンプ	岩舟町和泉1364-1
	静マンホールポンプ	岩舟町静1400-1
	岩舟中学校マンホールポンプ	岩舟町静389-1
	静和マンホールポンプ	岩舟町静和2115-1
	下津原東マンホールポンプ	岩舟町下津原95
	下津原駐在所マンホールポンプ	岩舟町下津原449-1
	下津原南マンホールポンプ	岩舟町下津原259-85
	馬宿西マンホールポンプ	岩舟町静287 先
	下津原西マンホールポンプ	岩舟町下津原16-2
	鷺巣マンホールポンプ	岩舟町鷺巣45-1 地先
	古橋南マンホールポンプ	岩舟町静和622-1 地先
	古橋北マンホールポンプ	岩舟町静和839-1 地先
都賀	豊岡南マンホールポンプ	岩舟町豊岡776-1 地先
	和泉北マンホールポンプ	岩舟町和泉411 地先
	赤塚南マンホールポンプ	岩舟町静和2730-1 地先
	豊岡北マンホールポンプ	岩舟町豊岡820-3 地先
	赤塚北マンホールポンプ	岩舟町静和2308-1 地先
	鶴巻マンホールポンプ	岩舟町和泉1074-1 地先
	豊岡東マンホールポンプ	岩舟町豊岡20-2 地先
	下津原北マンホールポンプ	岩舟町下津原1165-7
	No. 28 富張マンホールポンプ	都賀町富張1165
	No. 44 富張マンホールポンプ	都賀町富張1337
	No. 153 富張マンホールポンプ	都賀町富張603-2
	No. 33 合戦場マンホールポンプ	都賀町合戦場667-1

地域	施設名	設置場所
西方	神塚マンホールポンプ	西方町金井1797-34
	牛久マンホールポンプ	大平町牛久471-18
	上牛久マンホールポンプ	大平町牛久463
	富田マンホールポンプ	大平町富田1378-2
	蔵井マンホールポンプ	大平町蔵井1584-2
	西野田マンホールポンプ	大平町西野田465-1
	西野田第2マンホールポンプ	大平町西野田1060-2
	西野田第3マンホールポンプ	大平町西野田2012 地先
	西野田第4マンホールポンプ	大平町西野田733-2 地先
	西水代第1マンホールポンプ	大平町西水代2691
大平	西水代第2マンホールポンプ	大平町西水代1846-2
	西水代第3マンホールポンプ	大平町西水代1049
藤岡	荒立マンホールポンプ	藤岡町藤岡295-1 付近
	上町マンホールポンプ	藤岡町藤岡1005-2 付近
	東原マンホールポンプ	藤岡町藤岡1232-7 付近
	松葉マンホールポンプ	藤岡町藤岡6410-1 付近
	新町マンホールポンプ	藤岡町藤岡1888-1 付近
	葭立マンホールポンプ	藤岡町藤岡4650-1 付近
	城山マンホールポンプ	藤岡町藤岡3921-2 付近
	城山第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡4136-9 付近
	通山合マンホールポンプ	藤岡町藤岡828-1
	大前向第1マンホールポンプ	藤岡町大前44-1 付近
	大前向第2マンホールポンプ	藤岡町大前217-5 付近
	向山マンホールポンプ	藤岡町藤岡562 付近
	仲町第1マンホールポンプ	藤岡町藤岡1463-4 付近
	南山マンホールポンプ	藤岡町藤岡3853-1 付近
	南山第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡312-3 付近
	原第1マンホールポンプ	藤岡町藤岡2922-3 付近
	原第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡2744 付近
	高間マンホールポンプ	藤岡町藤岡2022-4
	大前本郷マンホールポンプ	藤岡町大前373-3
	篠山第1マンホールポンプ	藤岡町藤岡2610
	篠山第2マンホールポンプ	藤岡町藤岡2309-2
	西原マンホールポンプ	藤岡町赤麻2114
	学校通マンホールポンプ	藤岡町赤麻911-3 付近
	赤麻第1マンホールポンプ	藤岡町赤麻675-2

③ マンホールポンプ場（農業集落排水）

（下水道建設課、平成30年4月1日現在）

地域	地区名	施設名	設置場所
大平	下皆川	No.36 中継ポンプ	下皆川1155
		No.56 中継ポンプ	下皆川1135-1
		No.174 中継ポンプ	下皆川157-2
	みずほ西	中継ポンプ1号	川連613-4
		中継ポンプ2号	川連306-6
		中継ポンプ3号	川連253
		中継ポンプ4号	川連117
		中継ポンプ5号	土与303
		中継ポンプ6号	蔵井609-1
		中継ポンプ7号	蔵井1009
		中継ポンプ8号	蔵井1080-1
		中継ポンプ9号	蔵井705
		中継ポンプ10号	蔵井1057
		中継ポンプ11号	川連1282-6
		中継ポンプ12号	川連511-3
		中継ポンプ13号	川連511-3
		中継ポンプ14号	川連510-3

地域	地区名	施設名	設置場所
藤岡	巴波川西部	富吉第1中継ポンプ	富吉1564
		富吉第2中継ポンプ	富吉966
		部屋中継ポンプ	部屋584
		中根中継ポンプ	中根585
西方	西方西部	本城中継ポンプNo.1	本城1036
		本城中継ポンプNo.2	本城452
		元中継ポンプNo.1	元1460-1
		元中継ポンプNo.2	元1495
	本郷金井	本郷・金井中継ポンプNo.1	元1195-2
		本郷・金井中継ポンプNo.2	本郷910-4
		本郷・金井中継ポンプNo.3	本郷66-1
		本郷・金井中継ポンプNo.4	金井957-2

20-1 栃木県の主な金融支援制度

(栃木県地域防災計画、令和2年5月)

(1) 生活支援制度

○災害弔慰金

適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国2分の1 県・市町村各4分の1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 2の災害により死亡した者がある場合に、市町村が、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。 2 支給の対象となる災害 (1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上である災害 (2) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する災害 (3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第2条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われた災害 (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 3 支給の対象となる死亡 (1) 2の災害により死亡した場合 (2) 2の災害により、3ヶ月以上行方不明となった場合（死亡の推定） 4 支給額（非課税である） (1) 生計維持者 500万円 (2) (1)以外の者 250万円 5 支給の対象となる遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 6 支給順位 (1) 死亡当時に、主として死亡者により生計を維持していた者を先にする。 (2) (1)の場合において同順位の者については、5の順序とする。 7 支給されない場合 (1) 死亡が、本人の故意又は重大な過失による場合 (2) 賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合 (3) (1)及び(2)以外で、市町村長が支給を不適当と認める場合
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県民生活部 危機管理課

○災害障害見舞金

適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国2分の1 県・市町村4分の1）
対象災害	一定の自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 2の災害により、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 2 支給の対象となる災害 災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害 3 支給の対象となる障害 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は神経に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合に、当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの 4 支給額（非課税である） (1) 生計維持者 250万円 (2) (1)以外の者 125万円 5 支給されない場合 災害弔慰金の場合と同様
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県民生活部 危機管理課

○災害援護資金貸付金

適応法制度等名	災害弔慰金の支給等に関する法律
実施主体	市町村（費用負担 国3分の2 県3分の1）
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 2の災害により3に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行う。 2 貸付の対象となる災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 3 貸付対象者 (1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の負傷を負った世帯主 (2) 被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害を受けた世帯主 4 所得による制限 前年の所得を基準とし、市町村民税の算定基準となる所得が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人の時は430万円、3人の時は620万円、4人の時は730万円、5人以上の時は730万円に世帯人員が4人を越えて1人増加するごとに30万円を加算した額をもって限度とする。但し、その世帯の住居が滅失した場合、1,270万円を限度とする。 5 貸付限度額（単位：万円） (1) 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150 (2) 家財の1/3以上の損害 150 (3) 住居の半壊 170(250) (4) 住居の全壊 250(350) (5) 住居の滅失 350 250 270(350) 350 ※住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等の特別の事情がある場合は、（ ）内の額とする。 6 貸付の条件 (1) 利 率 年3%（各市町の条例による）（据置期間は無利子） (2) 据置期間 3年（特別の事情のある場合は5年） (3) 償還期限 10年（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦
手続き期間	災害発生時から3ヵ月以内
備考	生活福祉資金貸付制度の福祉資金と重複して貸付けることはできるが、生活福祉資金貸付制度の災害援護資金と重複して貸付けることはできない。
所轄部局課室係名	県民生活部 危機管理課

○市町村災害援護資金原資貸付制度

適応法制度等名	市町村災害援護資金原資貸付制度
実施主体	県（費用負担 県3分の2 市町村3分の1）
対象災害	自然災害（災害救助法が適用される場合を除く）
制度の対象者 基準・条件等	1 概 要 災害により、2に定める被害を受けた市町村が住民に対し貸付を行う場合、その原資の一部を無利子で貸付ける。 2 貸付の対象となる市町村 (1) 全壊、全焼及び流失 1市町村あたり10世帯以上 (2) 半壊及び半焼 1市町村あたり20世帯以上 (3) 床上浸水 1市町村あたり30世帯以上 (4) 知事が特に必要があると認めたもの 3 貸付対象者 2の災害により被害を受けた世帯で前年の所得（市町村民税における総所得金額）が、政令で定める額に満たない世帯とする。 4 貸付限度額（単位：万円） 災害援護資金貸付金の場合と同様 5 貸付の条件 (1) 利 率 年3%（各市町の条例による）（据置期間は無利子） (2) 据置期間 6月 (3) 償還期限 8年6月（据置期間を含む） (4) 償還方法 年賦又は半年賦
手続き期間	災害発生後速やかに
備考	既に災害障害見舞金が支給されている者が当該災害により死亡した場合には、災害弔慰金の支給額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。
所轄部局課室係名	県民生活部 危機管理課

○生活福祉資金

適応法制度等名	生活福祉資金貸付制度
実施主体	栃木県社会福祉協議会
対象災害	火災及び風水害等不慮の災害
制度の対象者 基準・条件等	1 対象となる世帯 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害、同法の適用がされた地域であっても被害の程度が法に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合について、貸付対象として取扱うものである。 2 貸付対象経費及び限度額 災害を受けたことにより臨時に必要な経費に対して 150 万円以内の貸付 3 貸付の条件 (1) 利子 保証人を確保できた場合無利子 保証人を確保できなかった場合 1. 5 年% (据置期間を除く) (2) 償還期間等 7 年以内・元金均等・月賦, 半年賦, 年賦 (3) 据置期間 6 月以内 4 その他の資金の貸付について 生業費、技能習得費、教育資金等の資金が必要と認められる場合には、併せて貸付を行う。
備考	貸付金については、平成 31 年 4 月 1 日現在の額である。
所轄部局課室係名	保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当

○災害復興住宅融資

適応法制度等名	独立行政法人住宅金融支援機構法
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象災害	・地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ・自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
制度の対象者 基準・条件等	1 対象者 ・自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は居住者で地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 ・被災者自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者（被災者に貸すために建設、購入又は補修する場合を含む。） 2 融資内容 (1) 災害復興住宅の建設及びこれに付随する土地取得又は整地に対する融資 (2) 災害復興住宅の新築購入及びこれに付随する土地取得に対する融資（リ・ユース購入を含む） (3) 災害復興住宅の補修及びこれに付随する整地又は移転に対する融資 3 融資金利 0.63% (H30.2 現在)
申込受付期間	「罹災証明書」に記載された「罹災日」から 2 年間（東日本大震災関係 H30.3.31 まで）
所轄部局課室係名	県土整備部 住宅課 企画支援担当

○勤労者生活資金

適応法制度等名	勤労者生活資金貸付制度
実施主体	県
対象災害	一般災害
制度の対象者 基準・条件等	1 貸付対象者 勤務年数が 1 年以上及び県内に 1 年以上居住する勤労者 2 貸付用途 貸付対象者又はその世帯員が災害のために必要となった資金 3 貸付限度額 100 万円 4 貸付利率 年 1.7% 5 償還方法 5 年以内月賦均等償還（半年賦償還併用可） 6 取扱金融機関 中央労働金庫 ※ 無担保 ※ 保証人不要（ただし、日本労働者信用基金協会の保証を要す。保証料 0.7% 又は 1.2%）
備考	貸付利率は平成 31 年 4 月現在のもの
所轄部局課室係名	産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

(2) 事業者支援制度

○経営安定資金（基盤強化融資（罹災対策））

適応法制度等名	経営安定資金（基盤強化融資）制度
実施主体	県（金融機関が窓口）
対象災害	故意又は重過失によらない火災、地震又は風水害等
制度の対象者 基準・条件等	1 融資対象者 県内に 1 年以上事業所を有しかつ当該融資にかかる事業と同一事業を 1 年以上営んでいる中小企業者等 2 資金の用途

	罹災時の緊急運転資金及び災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 融資条件																																																																																																																																																																																																																																																																				
(1) 融資限度額																																																																																																																																																																																																																																																																				
・運転資金 3,000 万円																																																																																																																																																																																																																																																																				
・設備資金 5,000 万円																																																																																																																																																																																																																																																																				
(2) 融資期間																																																																																																																																																																																																																																																																				
7 年以内 (内 1 年以内据置)																																																																																																																																																																																																																																																																				
4 融資利率																																																																																																																																																																																																																																																																				
年 1.6%以内 (栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象外)																																																																																																																																																																																																																																																																				
年 1.8%以内 (栃木県信用保証協会の保証付・責任共有制度対象)																																																																																																																																																																																																																																																																				
5 手続等																																																																																																																																																																																																																																																																				
市町村長等の罹災証明書が必要																																																																																																																																																																																																																																																																				
手続き期間	金融機関が窓口となるため特になし																																																																																																																																																																																																																																																																			
備考	利率は平成 31 年 4 月現在のもの																																																																																																																																																																																																																																																																			
所轄部局課室係名	産業労働観光部 経営支援課 金融担当																																																																																																																																																																																																																																																																			
○天災融資制度 (天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給補助事業)																																																																																																																																																																																																																																																																				
適応法制度等名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法																																																																																																																																																																																																																																																																			
実施主体	市町村 (費用負担 天災の都度定める)																																																																																																																																																																																																																																																																			
対象災害	政令で指定する災害																																																																																																																																																																																																																																																																			
制度の対象者	経営資金 (災害後の再生産に必要な資金)																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 借受資格者																																																																																																																																																																																																																																																																				
(1) 農業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定をうけたもの。																																																																																																																																																																																																																																																																				
ア 天災による農産物等の減収量が平年収穫量の 30%以上であり、かつ、その者の平年における農業総収入額の 10%以上であるもの。																																																																																																																																																																																																																																																																				
イ 天災による果樹等の流失等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の 30%以上であるもの。																																																																																																																																																																																																																																																																				
(2) 漁業を主な業務とする者のうち次のア又はイに該当するものとして市町村長の認定を受けたもの。																																																																																																																																																																																																																																																																				
ア 天災による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の 10%以上であるもの。																																																																																																																																																																																																																																																																				
イ 天災によりその所有する漁船等の沈没等による損失額が当該施設の被害時における価格の 50%以上であるもの。																																																																																																																																																																																																																																																																				
2 貸付限度額、償還期間、貸付利息																																																																																																																																																																																																																																																																				
天災の都度定める。																																																																																																																																																																																																																																																																				
(1) 貸付条件																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">貸付対象者</th><th colspan="2">貸付限度額AかBの どちらか低い額</th><th colspan="5">貸付利率別償還期限 (年以内)</th></tr><tr><th rowspan="2">A (%)</th><th colspan="2">B (万円)</th><th colspan="2">年 6.5%</th><th colspan="2">年 5.5%</th><th rowspan="2">年 3%</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th><th>新規</th><th>重複</th><th>新規</th><th>重複</th></tr><tr><td rowspan="9">農業者</td><td rowspan="3">果樹栽培者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td><td>6(7)</td><td>6(7)</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td><td>4(7)</td><td>5(7)</td><td>6(7)</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td><td></td><td></td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td><td></td><td></td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="3">開拓者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td><td></td><td></td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td><td></td><td></td><td>6(7)</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="9">漁業者</td><td rowspan="3">漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td>6</td></tr><tr><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">漁船建造取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="3">水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="9">漁業者</td><td rowspan="3">漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>3</td><td>4</td><td></td><td></td><td>6</td></tr><tr><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>4</td><td>5</td><td></td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">漁船建造取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="3">水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										貸付対象者		貸付限度額AかBの どちらか低い額		貸付利率別償還期限 (年以内)					A (%)	B (万円)		年 6.5%		年 5.5%		年 3%	個人	法人	新規	重複	新規	重複	農業者	果樹栽培者	55	500	2,500	5	5	5	6	6	80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7	45	200	2,000	3	4	5	6	6	一般農業者	60	250	2,000	4(7)	5(7)	6(7)	7	7	55	500	2,500			5	6	6	80	600	2,500			7	7	7	開拓者	45	200	2,000			5	6	6	60	250	2,000			6(7)	7	7									漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6	80	5,000	5,000	4	5			7	80	500	2,500	5	5			6	漁船建造取得資金	80	600	2,500	6	6			7	50	500	2,500	5	5	5	6	6	60	600	2,500	6	6	7	7	7	水産動植物養殖資金	50	200	2,000	3	4	5	6	6	60	250	2,000	4	5	6	7	7									漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6	80	5,000	5,000	4	5			7	80	500	2,500	5	5			6	漁船建造取得資金	80	600	2,500	6	6			7	50	500	2,500	5	5	5	6	6	60	600	2,500	6	6	7	7	7	水産動植物養殖資金	50	200	2,000	3	4	5	6	6	60	250	2,000	4	5	6	7	7								
貸付対象者		貸付限度額AかBの どちらか低い額		貸付利率別償還期限 (年以内)																																																																																																																																																																																																																																																																
		A (%)	B (万円)		年 6.5%		年 5.5%		年 3%																																																																																																																																																																																																																																																											
			個人	法人	新規	重複	新規	重複																																																																																																																																																																																																																																																												
農業者	果樹栽培者	55	500	2,500	5	5	5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		80	600	2,500	6(7)	6(7)	7	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
		45	200	2,000	3	4	5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
	一般農業者	60	250	2,000	4(7)	5(7)	6(7)	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
		55	500	2,500			5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		80	600	2,500			7	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
	開拓者	45	200	2,000			5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		60	250	2,000			6(7)	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6																																																																																																																																																																																																																																																											
		80	5,000	5,000	4	5			7																																																																																																																																																																																																																																																											
		80	500	2,500	5	5			6																																																																																																																																																																																																																																																											
	漁船建造取得資金	80	600	2,500	6	6			7																																																																																																																																																																																																																																																											
		50	500	2,500	5	5	5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		60	600	2,500	6	6	7	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
	水産動植物養殖資金	50	200	2,000	3	4	5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		60	250	2,000	4	5	6	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	3	4			6																																																																																																																																																																																																																																																											
		80	5,000	5,000	4	5			7																																																																																																																																																																																																																																																											
		80	500	2,500	5	5			6																																																																																																																																																																																																																																																											
	漁船建造取得資金	80	600	2,500	6	6			7																																																																																																																																																																																																																																																											
		50	500	2,500	5	5	5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		60	600	2,500	6	6	7	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
	水産動植物養殖資金	50	200	2,000	3	4	5	6	6																																																																																																																																																																																																																																																											
		60	250	2,000	4	5	6	7	7																																																																																																																																																																																																																																																											
(注)																																																																																																																																																																																																																																																																				
ア 各欄の上段は、天災融資法が適用された場合、下段は天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合 (貸付限度額及び償還期限の特例措置)																																																																																																																																																																																																																																																																				

	イ Aは、市町村長の認定する損失額に対する割合 ウ 牛又は馬を所有する被害農業者については、上記貸付限度額にさらに3万円（乳牛所有者については5万円）を加算した額を貸付限度額とする。 エ 償還期限欄の（ ）は政令に掲げる果樹植栽資金として貸し付けられる場合の期限である。 オ 「重複」とは、重複被害者のことで貸付限度額及び償還期限の特例が設けられている。 カ 「果樹栽培者」とは、果樹栽培による収入額が、その者の平年における農業による総収入の100分の50以上であるか、又は果樹の栽培面積がその者の耕作の事業に供している農地の総面積の100分の40以上であり、かつ、市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分が100分の50以上であるもの。 キ 経営資金の各利率対象者 「3.0%以内資金」特別被害農業者（特別被害地域内）、特別被害漁業者（特別被害地域内） 「5.5%以内資金」開拓者、損失額3割以上被害農漁業者 「6.5%以内資金」その他の場合（果樹栽培者、家畜等飼養者、損失額1割以上被害農漁業者等 （注1）特別被害地域 旧市町村（又は大字）単位に 特別被害農漁業者数／被害農漁業者数＝10／100以上で知事が農林水産大臣の承認を受けて指定する区域 （注2）特別被害農業者 被害農業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの ① 天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上であるもの ② 天災による果樹、茶樹もしくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹等の被害時における価格の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上であるもの （注3）特別被害漁業者 被害漁業者であって①又は②である旨の市町村長の認定を受けたもの ① 天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の100分の50以上であるもの ② 天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が被害時における価格の100分の70以上であるもの 3 融資機関 農業協同組合等
手続き期間	天災の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当
○災害復旧支援金（農業近代化資金）	
適応法制度等名	農業近代化資金融通法
実施主体	金融機関
対象災害	農業災害
制度の対象者 基準・条件等	（全般） 1 貸付条件の変更 償還期限の延長（法定期間の範囲内） （災害復旧支援資金） 1 借受資格者 市町村長の認定を受けた農業者等 2 資金使途 被災した施設・家畜等に対する再投資 3 貸付限度額 18,000千円（知事特認で2億円） 4 償還期限 7～20年（据置き2～7年） 5 貸付利率 災害発生時の基準金利に基づき設定 6 その他 災害復旧及びそれに伴う生産施設等の整備拡充を行うことが想定されること
手続き期間	災害の都度定める
所轄部局課室係名	農政部 経済流通課 農業金融担当

20-2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成22年3月29日条例第128号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条―第8条）
- 第3章 災害障がい見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害障がい見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が政令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

（災害障がい見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

（災害障がい見舞金の額）

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、政令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害時における1世帯当たりの貸付け限度額は、次の各号に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 第1号ウ中「270万円」とあるのは「350万円」と、前号イ中「170万円」とあるのは「250万円」と、同号ウ中「250万円」とあるのは「350万円」とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（政令第7条第2項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年）とする。

(連帯保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[中略]

附 則（令和元年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

20-3 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成22年3月29日規則第102号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障がい見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）

第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年栃木市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上で支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、本市の市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障がい見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上で災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入の申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（別記様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（別記様式第5号）に、資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、連帯保証人を立てるときは、連帯保証人が連署した災害援護資金借用書に、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除をした期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

〔中略〕

附 則（令和元年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

20-4 栃木市災害見舞金条例

平成22年3月29日条例第129号

(趣旨)

第1条 この条例は、被災者に対する災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、風水害、震災その他の異常な自然現象による災害及び火災をいう。

2 この条例において「被災者」とは、災害を受けた者をいう。

(支給要件)

第3条 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者又は市内に事業所を有して事業を営んでいる者が、災害により次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給する。

- (1) 死亡し、又は死亡したと推定されるとき。
- (2) 1週間以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき。
- (3) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物が全壊し、全焼する等滅失したとき。
- (4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物が半壊し、半焼する等著しく損傷したとき。
- (5) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の事業の用に供する建築物の一部分が損壊し、焼失する等部分的に損傷したとき。

2 前項の場合において、住宅及び事業用建築物が同一災害により災害を受けたときは、その損失度合いが大きいものについて見舞金を支給するものとし、畜舎、納屋等簡易な附属建築物については見舞金を支給しない。

3 第1項第1号に該当する場合は被災者の葬祭を行う者に対して、同項第2号に該当する場合は被災者に対して、同項第3号から第5号までに該当する場合は被災世帯（同一の住宅に居住する親族、縁故者及び同居人は同一の世帯に属するとみなす。）の世帯主又は事業主に対して見舞金を支給する。

(災害の認定)

第4条 前条第1項の認定は、別に定める基準により市長が行うものとする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に該当するとき 50,000円
- (2) 第3条第1項第2号に該当するとき 30,000円以内で規則で定める額
- (3) 第3条第1項第3号に該当するとき 30,000円
- (4) 第3条第1項第4号に該当するとき 20,000円
- (5) 第3条第1項第5号に該当するとき 10,000円

2 第3条第1項第3号から第5号までに該当する被災者（事業主である場合を除く。）が、寄宿舍、寮、下宿等に居住する単身世帯である場合は、前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、当該各号に定める金額の2分の1の額を支給する。

(届出)

第6条 見舞金の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、災害が発生した日から1月以内に、被害の状況を市長に届け出るものとする。ただし、市長において被害の状況が把握できるものについては、この限りでない。

(支給の制限)

第7条 市長は、災害が被災者若しくは受給資格者の故意又は重大な過失によるものである場合、又は受給資格者が災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を受けた場合は、見舞金の額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年栃木市条例第128号）により災害弔慰金の支給を受けた者に対しては、見舞金は支給しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[中略]

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

20-5 栃木市災害見舞金条例施行規則

平成22年3月29日規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市災害見舞金条例（平成22年栃木市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害の認定基準)

第2条 条例第3条第1項第3号に掲げる被害の認定基準は、住宅又は事業の用に供する建築物の70パーセント以上が損壊し、焼失し、又は流失した場合とする。

2 条例第3条第1項第4号に掲げる被害の認定基準は、住宅又は事業の用に供する建築物の40パーセント以上70パーセント未満が損壊し、焼失し、又は流失した場合とする。

3 条例第3条第1項第5号に掲げる被害の認定基準は、住宅又は事業の用に供する建築物の20パーセント未満が損壊し、焼失し、又は流失した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 住宅にあつては、屋根の損壊、床上浸水等により居住に支障が生じたとき。
- (2) 事業の用に供する建築物にあつては、屋根の損壊、床上浸水等により事業の用に供することに支障が生じたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(災害の認定)

第3条 条例第4条に定める災害の認定は、次に定める書類の審査又は現況調査により行うものとする。

(1) 条例第3条第1項第1号に該当する災害の場合は、医師の死亡診断書又は死体検案書若しくは死亡届書の写し

(2) 条例第3条第1項第2号に該当する災害の場合は、医師の診断書の写し

(3) 条例第3条第1項第3号から第5号までに該当する場合は、消防長の発行する証明書等

(見舞金の額)

第4条 条例第5条第1項第2号の規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）別表の障害等級の区分の1級から5級までの項身体障害の欄に掲げる負傷の場合 30,000円

(2) 入院加療の期間が3月以上の場合 15,000円

(3) 入院加療の期間が1月以上3月未満の場合 10,000円

(4) 入院加療の期間が1週間以上1月未満の場合 5,000円

(被害状況の届出)

第5条 条例第6条に定める被害の状況の届出は、被災届（別記様式第1号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は災害の発生を知ったときは、災害見舞金支給対象被害調査書兼認定書（別記様式第2号）を作成するものとする。

〔中略〕

附 則（平成30年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

20-6 栃木市被災者生活再建支援金支給要綱

平成25年3月28日告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木県内で発生する自然災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）により住家に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援するため、被災者に栃木県被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支援対象の災害)

第2条 支援対象となる災害は、被災者生活再建支援法が適用されない区域に係る自然災害とし、公益財団法人栃木県市町村振興協会が支援対象の災害として認定したものとする。

(支援金支給の対象世帯)

第3条 支援金の支給対象の世帯は、前条の災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げる世帯（以下「被災世帯」という。）とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府統括官（防災担当））通知その他の関係通知等に基づき市長が行うものとする。

(支援金の区分及び支給額)

第5条 市長は、被災世帯の住宅の被害程度に応じて基礎支援金を支給し、当該世帯の住宅の再建方法に応じて加算支援金を支給するものとし、その支給額は別表のとおりとする。

(支援金の支給申請)

第6条 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、栃木県被災者生活再建支援金支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 第3条第1号、第2号及び第4号に該当する世帯は、り災証明書
- (3) 第3条第2号に該当する世帯は、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる書類
- (4) 第3条第2号に該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書及び写真等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書類
- (5) 第3条第3号に該当する世帯は、長期避難世帯に該当することを証明する書類

2 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、申請書に住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し等の書類を添付し市長へ提出しなければならない。

(支援金の申請期間)

第7条 申請者が支援金の申請を行う期間は、第2条に定める災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、災害の規模等により、市長の判断により短縮することができる。

(支援金の支給決定)

第8条 市長は、支援金を支給することを決定したときは、申請者に栃木県被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記様式第2号）を通知するものとし、支援金を支給しないことを決定したときは、申請者にその理由を記した栃木県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記様式第3号）を通知するものとする。

(支援金の支給決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次に該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの告示の規定に基づく請求に応じないとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の返還を請求したときは、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号）第13条の規定に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則 (平成28年告示第113号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の栃木市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、同日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

()は単数世帯

基礎支援金		加算支援金		合 計
被害程度	支給額	再建方法	支給額	
全壊 (第3条第1号)	1,000,000 円 (750,000 円)	建築又は購入	2,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (2,250,000 円)
半壊解体又は敷地被害解体 (第3条第2号)		補修	1,000,000 円 (750,000 円)	2,000,000 円 (1,500,000 円)
長期避難 (第3条第3号)		賃借 (公営住宅入居者を除く。)	500,000 円 (375,000 円)	1,500,000 円 (1,125,000 円)
大規模半壊 (第3条第4号)	500,000 円 (375,000 円)	建築又は購入	2,000,000 円 (1,500,000 円)	2,500,000 円 (1,875,000 円)
		補修	1,000,000 円 (750,000 円)	1,500,000 円 (1,125,000 円)
		賃借 (公営住宅入居者を除く。)	500,000 円 (375,000 円)	1,000,000 円 (750,000 円)

備考

1 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

2 再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

[以下略]

20-7 栃木市被災者住宅復旧支援条例

平成25年3月26日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）に、その被災住宅の復旧費用の一部を補助することにより、被災者の住宅の早期復旧を促進し、もって被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて、当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前日にその所有者又は所有者の3親等以内の親族が生活の本拠としていた市内に存するものに限る。以下「居宅」という。）が全壊したものをいう。
- (3) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅が半壊したものをいう。
- (4) 一部損壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の一部が損壊したものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、被災者に対し、被災者住宅復旧支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の対象事業等)

第4条 補助金の対象事業は、別表左欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付対象世帯は、全壊世帯、半壊世帯及び一部損壊世帯とし、当該居宅の復旧に要する経費が10万円以上であるものとする。ただし、別途保険等の適用があるものは、その金額を経費から控除する。

3 補助金の申請期間は、被災した日から1年以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

(適用除外)

第6条 全壊世帯又は半壊世帯に該当する被災者が法第3条に規定する被災者生活再建支援金の支給の対象となるとき、又は栃木県その他の公的機関の被災者生活再建支援制度の適用となるときは、補助金の交付対象世帯としない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象事業	完了期間	補助金額
全壊世帯の居宅に代わる住宅（市の区域内に設置されるものに限る。）の建設又は購入	2年以内	建設又は購入に要する経費に相当する額とし、100万円を限度とする。
半壊世帯の居宅の復旧	2年以内	居宅の復旧に要する経費に相当する額とし、50万円を限度とする。
一部損壊世帯の居宅の復旧	1年以内	居宅の復旧に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

20-8 栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則

平成25年3月27日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市被災者住宅復旧支援条例（平成25年栃木市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象世帯)

第2条 条例第3条に規定する被災者住宅復旧支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象世帯は、市内に住所を有するものとする。

2 補助金の交付は、同一世帯及び同一住宅に対し、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、被災者住宅復旧支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業の明細書又は見積書の写し
- (2) 補助対象事業を行う住宅の現況又は補助対象事業の予定箇所の写真
- (3) 罹災証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定（却下）通知書

(別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付の申請内容の変更又は取消しをしようとするときは、被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定変更(取消)申請書(別記様式第3号)に変更内容を証する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更の申請を要しない。

(1) 補助対象事業費の変更が30パーセント未満の場合

(2) 補助対象事業費の変更が30パーセント以上で、補助金交付予定額に変更がない場合

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定変更承認通知書(別記様式第4号)により、取消しを認めたときは被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により、承認しないときは被災者住宅復旧支援事業費補助金交付決定変更(取消)不承認通知書(別記様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金等交付請求)

第6条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに補助対象事業実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の領収書の写し

(2) 補助対象事業の復旧後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に規定する実績報告に併せて、栃木市補助金等交付規則(平成22年栃木市規則第56号)の定めるところにより補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実地調査及び是正措置)

第7条 市長は、前条第1項の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助対象者に報告を求め、市の職員に実地調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の実地調査の結果、補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう補助対象者に命じることができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による実績報告及び補助金等交付請求があった場合において、補助金の交付を確定したときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

[中略]

附 則(令和元年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栃木市被災者住宅復旧支援条例施行規則の規定は、令和元年10月12日以後に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する補助金の交付について適用し、同日前に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

[以下略]

20-9 栃木市住宅再建等利子補給金交付要綱

平成27年10月21日告示第359号

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市被災住宅再建等利子補給金(以下「利子補給金」という。)については、栃木市補助金等交付規則(平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 この利子補給金は、自然災害により自ら居住していた住宅に被害を受けた者(法人を除く。以下「被災者」という。)が、被災住宅の再建等のために必要な資金を借り入れたことにより生じる利子を市が補給することにより、被災者の初期負担を軽減し、被災住宅の再建等を促進することを目的とし、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融機関等 銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、農林中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構その他の金融機関をいう。

(2) 被災住宅の再建等 自然災害により自ら居住していた住宅が被害を受けたため、住宅の新築、購入又は修繕を行うことをいう。

(対象者)

第4条 利子補給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 被災者であって、市内において自ら被災住宅の再建等を行うもの

(2) 被災者であって、り災証明書が交付されているもの

(3) 次に掲げる住宅資金融資のいずれかを利用し、借入金の合計額が100万円以上である者

ア 金融機関等による被災者向け住宅資金融資

イ その他市長が特に認めた住宅資金融資

(4) 自然災害が発生した月の翌月の初日から起算して24月以内に利子補給金交付申請を行う者

(5) 市税に滞納がない者

(融資の限度)

第5条 利子補給金の融資金利は、年3.0パーセント以内とし、対象融資額は、500万円を限度とする。

(対象期間)

第6条 利子補給期間は、第1回目の利子の支払日の属する月の初日から起算して5年間を限度とする。

(交付の時期)

第7条 利子補給金の交付は、毎年4月に行う。

(交付申請等)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、栃木市被災住宅再建等利子補給金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、金銭消費貸借契約後速やかに市長へ申請しなければならない。

(1) 金銭消費貸借契約書(抵当権が設定されている場合は抵当権設定契約書を含む。)の写し

(2) 金融機関等の発行する償還計画表の写し

(3) 土地及び建物の全部事項証明書(登記簿謄本)の写し

(4) り災証明書の写し

(5) 金融機関等が償還状況報告を行うことに対する同意書

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において利子補給金を交付すべきものと認めたときは、栃木市被災住宅再建等利子補給金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 利子補給金の交付については、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、栃木市被災住宅再建等利子補給金繰上償還等発生届(別記様式第3号)により直ちに市長に届け出なければならない。

ア 金融機関等に対し、借入金の繰上償還を行った場合

イ 申請者の氏名、住所又は利子補給金振込口座に変更があった場合

ウ 金融機関等に対する割賦償還金の償還が遅延した場合

エ その他市長が特に必要と認める場合

(2) 繰上償還を行った後の利子補給金の額は、繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金から繰上償還額を減じた額とし、当該額が零以下となる場合は利子補給を打ち切るものとする。

(3) 金融機関に対する割賦償還金の償還が遅延した場合は、償還がなされるまでの間利子補給金の交付を停止し、償還があった日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。

(4) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利子補給金の返還を求め、又は交付を打ち切ることができる。

ア 正当な理由なく第1号の報告を1月以上怠った場合

イ 虚偽の申請、その他不正な手段で交付を受けた場合

ウ 利子補給対象住宅の所有権を移転した場合(現に同居している者が債務を承継し、当該住宅に引き続き居住する場合を除く。)

エ 申請者が死亡した場合

オ 申請者が辞退を申し出た場合

(交付額の確定等)

第10条 規則第10条に規定する実績報告は金融機関等から提出された栃木市被災住宅再建等利子補給金個人別償還状況報告書(別記様式第4号)により行うものとし、金融機関等が提出することができないときは、申請者は金融機関等が発行する交付月の前月末日現在の融資残高証明書の写しを提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき利子補給金の額を確定し、栃木市被災住宅再建等利子補給金交付確定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。
(請求書の提出)

第11条 前条第2項の規定により通知を受けた者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、規則第9条の規定により補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
[中略]

附 則(令和2年告示第186号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市被災住宅再建等利子補給金交付要綱の規定は、令和元年10月12日以後に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する利子補給金の交付について適用し、同日前に生じた自然災害により被害を受けた被災者に対する利子補給金の交付については、なお従前の例による。

[以下略]

21-1 激甚災害指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日 中央防災会議決定

最終改正 平成 28 年 2 月 9 日

○激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。
 - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

 - （1）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害
 - （2）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害
- 4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
 - A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの
- 5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害
 - B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの
- 6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害
 - B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- 8 法第二十二條（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- （１）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- （２）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二十四條（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
- 〔以下略〕

○局地激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

〔以下略〕

22-1 市内の主な火災一覧

(令和2年版栃木県消防防災年報、令和3年3月末現在)

発生年月日	出火場所等	焼損面積 ㎡(建物) a(林野)	棟数 (棟)	損害額 (千円)	死者 (人)	負傷者 (人)	出火原因
S27. 2. 18	境町 事業所	960	11	7,796	—	—	不明
S29. 9. 26	本町 中学校	2,823	4	24,197	—	—	こんろ
S32. 2. 26	城内町 事業所	1,787	5	35,450	—	—	スイッチ不完全
S34. 4. 11	藤岡町 農家	3,545	74	18,678	—	—	子どもの火遊び
S36. 7. 23	小平町 小学校	2,056	1	22,660	—	—	放火
S37. 1. 2	倭町 住宅	760	11	24,786	—	—	不明
S44. 2. 9	城内町 事業所	1,901	10	71,563	—	1	不明
S46. 1. 2	境町 事業所	1,586	11	39,711	—	5	電気こたつ(疑)
S46. 3. 17	藤岡町甲 事業所	2,251	14	172,741	—	—	不明
S47. 4. 9	万町 映画館	1,208	6	16,193	—	—	不明
S47. 10. 3	大平町新 事業所	1,090	4	28,828	—	—	不明
S48. 3. 21	藤岡町下宮 渡良瀬遊水地	2,970	林野	—	—	—	不明
S48. 3. 21	藤岡町下宮 渡良瀬遊水地	4,950	林野	—	—	—	不明
S48. 5. 19	皆川城内町 小学校	1,551	2	8,135	—	1	放火
S49. 3. 23	藤岡町赤麻 渡良瀬遊水地	3,000	林野	不明	—	—	花火
S49. 12. 8	大平町榎本 住宅	263	3	2,055	4	1	電気こたつ加熱
S51. 2. 2	菌部町 事業所	1,908	1	709,209	—	—	不明
S54. 4. 28	岩出町 事業所	432	1	544,998	—	—	不明
S57. 1. 11	境町 映画館	769	12	34,917	—	—	不明
S57. 3. 23	本町 店舗	896	15	34,279	—	1	不明
S57. 5. 24	藤岡町大和田 事業所	1,418	1	71,850	—	—	不明
S58. 3. 18	旭町 作業所	671	19	42,329	—	—	不明
S58. 12. 28	湊町 物置	336	10	12,153	—	—	不明
S60. 11. 15	今泉町 住宅	10	1	204	3	—	放火
S61. 5. 28	西方町本郷 工場	391	3	109,816	—	1	不明
S63. 3. 13	藤岡町部屋 渡良瀬遊水地	2,000	林野	37	—	—	たばこ
S63. 3. 16	本町 住宅	502	12	34,303	—	1	不明
平元. 2. 3	藤岡町石川地先 渡良瀬遊水地	16,000	3 林野	905	—	1	たばこ
平元. 3. 16	境町 住宅	392	10	22,060	—	1	ガスレンジ
平元. 3. 17	大平町牛久 事業所	1,080	3	75,693	—	—	不明
H 2. 8. 7	倭町 店舗	1,256	5	402,779	—	—	ガスレンジ
H 2. 8. 24	平柳町 工場	985	9	115,380	—	—	不明
H 2. 9. 13	皆川城内町 住宅	212	1	92,299	—	—	ガスこんろ
H 3. 3. 7	藤岡町藤岡篠山地先 渡良瀬遊水地	3,600	—	不明	—	—	たばこ
H 5. 8. 10	西方町本城(東北自動車道) 車両	—	車両	56,902	—	—	車体の衝突の火花
H 5. 12. 31	藤岡町大田和 住宅	95	1	6,459	3	1	不明
H 6. 12. 17	藤岡町藤岡 渡良瀬遊水地	1,800	林野	300	—	—	不明
H 9. 1. 29	箱森町 店舗	94	1	71,675	—	—	不明
H11. 12. 29	境町 飲食店	363	6	73,177	—	—	不明
H12. 2. 21	日ノ出町 工場	613	11	70,352	—	—	電灯電話等配線
H12. 8. 2	河合町 住宅	820	10	62,101	—	—	不明
H20. 6. 7	西方町本城 工場	40	1	59,851	—	1	不明
H21. 3. 19	西方町元(東北道下り) 車両	—	車両	89,000	—	—	摩擦による発熱
H26. 5. 30	箱森町 遊技場	978	2	411,771	—	—	不明
H27. 9. 10	大平町 作業所	1,321	4	48,785	—	—	石炭類
H28. 5. 24	昭和町 倉庫	301	1	66,773	—	—	ストーブ
H30. 1. 1	西方町 倉庫	418	3	22,157	—	—	電線の短絡
H31. 1. 28	西方町 倉庫	2,826	—	261,565	—	—	不明
R 元. 7. 17	大平町 工場	5,324	1	2,411,138	—	—	自然発火
R 元. 8. 15	大平町 工場	1,702	1	168,637	—	—	不明

※焼損面積1,000㎡以上(建物)、1,000a以上(林野)、焼損棟数10棟以上、損害額50,000千円以上、死者3名以上、負傷者10名以上の中で1項目以上に該当する火災について記載。

23-1 定点測定施設及び実施内容

(環境課、令和3年11月1日現在)

施 設	実施内容
市庁舎	場 所：本庁舎 高 さ：5 cm・50 cm・1 m 実施日：平日毎日 箇 所：駐車場等 担 当：生活環境部環境課

23-2 放射性物質検査状況

(担当各課、令和3年11月1日現在)

対 象	実施内容
水道水	施 設 数：浄水場18（菌部、川原田、大塚、大宮、出流、川連、上高島、蔵井、藤岡、藤岡蛭沼、都賀原宿、都賀家中、西方、真名子、真上、岩舟静戸第1、岩舟静戸第2、星野） 方 法：検査機関に依頼 実 施 日：3箇月に1回 担 当：建設水道部水道建設課
市内農産物	検査機関：下都賀農業振興事務所に依頼 検査対象：市内農産物 担 当：産業振興部農業振興課

23-3 EAL（緊急事態区分及び緊急時活動レベル）

(原子力災害対策指針、令和元年7月3日)

区分	警戒事態（EAL1）	施設敷地緊急事態（EAL2）	全面緊急事態（EAL3）
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
地方公共団体の措置の概要	原子力施設の近傍のPAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。	緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。	PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。UPZ内においては、屋内避難を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずる。

※施設敷地緊急事態要避難者都是次の者をいう。

- 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者
 - ・安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
 - ・上記のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者

23-4 O I L (運用上の介入レベル)

(原子力災害対策指針、令和元年7月3日)

O I Lとは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	B 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) B 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている B 線の入射窓面積が 20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるものの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

23-5 原子力災害用語

(栃木県地域防災計画、令和2年5月)

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても ¹³¹ Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果大きい。
EAL	緊急時対応レベル(Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。
EPZ	原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(Emergency Planning Zone)。原子力施設において放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。 EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10 kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれのめやすとされている。
OIL	運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。 原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度(重篤度)も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮膚障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力緊急事態	原子力施設から放射性物質や放射線が異常な水準で施設外に放出される事象が発生した状態。原子力災害対策特別措置法の規定に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行い、緊急事態応急対策が実施される。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等は、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に組織される。
原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。

用語	説明
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査(スキャンニング)することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査(測定)し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値(組織荷重係数)で加重してすべてを加算したもの。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事象のこと。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5 μ Sv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50 μ Sv/h の放射線量か5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から1 m離れた地点で100 μ Sv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期(放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間)に依存する。
PAZ	予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone)。PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、先述のEALにに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5 km の間で設定すること(5 km を推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 km」を目安とする。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性ブルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外日被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、 γ 線等の電磁波(光子)並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq(ベクレル)と定めている。
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30 km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30 km」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受ける予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

24-1 国・県等の災害支援ユニット

(令和4年1月20日現在)

支援ユニット	所管省庁等	支援の概要
警察災害派遣隊	警察庁	大規模災害が発生した際に全国の警察から被災地に派遣される部隊で、現地警察本部の指揮の下、情報収集、救出、行方不明者の搜索、緊急交通路の確保、検視などを行う。
緊急消防援助隊	総務省消防庁	消防組織法に基づき、広域的な消防応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊である。
移動電源車	総務省	災害発生に伴う電源供給の途絶時に、地方公共団体及び電気通信事業者等からの要望に応じて、通信設備等への応急的な電源確保用として派遣する。
I C Tユニット	総務省	災害時に被災地へ搬入して迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能な通信設備で、自治体等からの要請に応じて、貸し出しを実施する。
移動通信機器	総務省	移動通信機器（簡易無線機 900 台、MC A無線機 280 台及び衛星携帯電話 300 台）を全国 11 箇所に備蓄し、地方公共団体が地域防災計画の通信連絡体制では支障がある場合、地方公共団体、災害対策本部等からの要請により貸出しを行う。
TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)	国土交通省	自治体からの支援要請に基づき、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災した自治体の早期復旧を支援する。
水土里災害派遣隊(農業農村災害緊急派遣隊)	農林水産省	農地・農業用施設が被災した際、二次災害や増破などの被害の拡大を防止し、より早期に復旧を行うために、初期情報収集、緊急概査、技術支援、専門家の派遣や人的支援にかかる調整、災害応急用資機材の貸出しなどを行う。
D. W a s t e - N e t (災害廃棄物処理支援ネットワーク)	環境省	環境省からの協力要請を受けて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、被災自治体への専門家・技術者の派遣、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援、ごみ収集車等や作業員の派遣、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等を行う。
DMAT (災害派遣医療チーム)	厚生労働省	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームである。
L DMAT (栃木県災害派遣医療チーム)	栃木県	栃木県内で災害が発生した場合に、迅速な医療救護活動を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである。
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	厚生労働省 都道府県	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)	厚生労働省 都道府県	都道府県や政令指定都市の職員で組織され、重大な健康危機が発生した際に、被災都道府県等に派遣され、被災自治体による災害時の指揮調整機能を補佐する、健康危機管理支援チームである。
DWAT (災害派遣福祉チーム)	都道府県	長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援等を行うチームで、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、保育士、公認心理師ら 4～6 人程度で構成される。
J M A T (日本医師会災害医療チーム)	日本医師会	日本医師会により組織される災害医療チーム。急性期の災害医療を担当する DMAT が活動終了し、その後の医療ニーズに対応して被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える。

(各所管省庁のホームページを参考に編集)